

資料編

第1節 防災関係施設

1. 防災関係機関及び連絡先一覧

(1) 市

名称	所在地	電話番号
甲府市役所危機管理室防災企画課	甲府市丸の内1丁目18-1	055-237-5331
甲府市役所中道支所	甲府市下曾根町1070-3	055-266-3111
甲府市役所上九一色出張所	甲府市古閑町1158	0555-88-2111
甲府市上下水道局	甲府市下石田2丁目23-1	055-228-3311
青沼窓口センター	甲府市青沼3丁目5-44(総合市民会館内)	055-228-8571
湯村窓口センター	甲府市湯村3丁目5-20(北部市民センター内)	055-252-0612
国母窓口センター	甲府市国母6丁目4-2(南西部市民センター内)	055-228-6291
東部窓口センター	甲府市和戸町955-1(東部市民センター内)	055-235-1383
武田窓口センター	甲府市武田3丁目1-6(北東部市民センター内)	055-254-6100
山城窓口センター	甲府市下今井町15(南部市民センター内)	055-241-0083
池田窓口センター	甲府市長松寺町12-30(西部市民センター内)	055-225-1761
大里窓口センター	甲府市大里町3805-1	055-244-1130
中道窓口センター	甲府市下曾根町1070-3(中道支所内)	055-266-3111
上九一色窓口センター	甲府市古閑町1158(上九一色出張所内)	0555-88-2111
千代田連絡所	甲府市下帯那町3054-4	055-251-8821
能泉連絡所	甲府市高成町1010	055-251-8822
宮本連絡所	甲府市御岳町2359	055-287-2002
健康支援センター(保健所) (市保健医療救護対策本部)	甲府市相生2丁目17-1	055-237-2586 055-242-6180

(2) 県関係

名称	所在地	電話番号	県防災行政用無線電話番号
県防災局防災危機管理課	甲府市丸の内1丁目6-1 (山梨県防災新館4階)	055-223-1432	衛200-2511 地※9-200-2511(時間内)
			衛200-2523 地※9-200-2513(時間外)
中北地域県民センター	韮崎市本町4丁目2-4 (北巨摩合同庁舎)	0551-23-3051	衛400-2022 地※9-400-2022
中北林務環境事務所	韮崎市本町4丁目2-4 (北巨摩合同庁舎)	0551-23-3087	地※9-400-6002
中北農務事務所	韮崎市本町4丁目2-4 (北巨摩合同庁舎)	0551-23-3077	地※9-400-5002
中北建設事務所	甲府市貢川2丁目1-8 (旧峡中建設部庁舎)	055-224-1660	地※9-208-7002 衛200-9-208-7002
県立中央病院	甲府市富士見1丁目1-1	055-253-7111	衛210
荒川ダム管理事務所	甲府市川窪町浦の山972	055-287-2006	衛214
県福祉保健部医務課 (県保健医療救護対策本部)	甲府市丸の内1丁目6-1 (本館5階)	055-223-1480～1484	地※9-200-3400～3423

(3) 警察

名称	所在地	電話番号
甲府警察署	甲府市中央1丁目10-1	055-232-0110
南甲府警察署	甲府市中小河原町404-1	055-243-0110

(4) 消防

名称	所在地	電話番号	県防災行政無線
甲府地区広域行政事務組合消防本部	甲府市伊勢3丁目8-23	055-222-1190	山梨036(半固定系) 衛 213
〃 南消防署	甲府市伊勢3丁目8-23	055-233-1490	-
〃 〃 中道出張所	甲府市右左口町3187	055-266-4042	-
〃 中央消防署	甲府市丸の内1丁目1-19	055-254-9119	-
〃 〃 東部出張所	甲府市和戸町1088-1	055-231-1119	-
〃 〃 湯村出張所	甲府市湯村3丁目3-38	055-254-0099	-
〃 〃 武田出張所	甲府市屋形3丁目7-17	055-254-0199	-
〃 〃 宮本出張所	甲府市猪狩町426-1	055-287-2126	-
〃 西消防署 貢川出張所	甲府市富竹2丁目2-27	055-224-1119	-

(5) 指定地方行政機関

名称	所在地	電話番号
関東財務局甲府財務事務所	甲府市丸の内1丁目1-18 甲府合同庁舎内	055-253-2261
関東農政局山梨県拠点	甲府市丸の内1丁目1-18 甲府合同庁舎内	055-254-6055
関東森林管理局山梨森林管理事務所	甲府市宮前町7-7	055-253-1336
関東運輸局山梨運輸支局	笛吹市石和町唐柏1000-9	055-261-0880
甲府地方気象台	甲府市飯田4丁目7-29	055-222-9101
関東地方整備局甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1丁目10-1	055-252-5491
関東総合通信局	東京都千代田区九段南1丁目2-1	03-6238-1940
山梨労働局	甲府市丸の内1丁目1-11	055-225-2850

(6) 自衛隊

名称	所在地	電話番号	県防災行政無線
陸上自衛隊第1特科隊	忍野村忍草3093	0555-84-3135	山梨051(半固定系) 衛 435

(7) 指定公共機関

名称	所在地	県防災行政無線 (半固定型)
J R 東日本旅客鉄道(株) 甲府統括センター	甲府市丸の内1丁目1-8	山梨054
東海旅客鉄道(株)静岡支社	静岡県静岡市葵区黒金町4	-
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市朝気3丁目21-15	山梨055
日本赤十字社山梨県支部	甲府市池田1丁目6-1	山梨057
日本放送協会甲府放送局	甲府市丸の内1丁目1-20	山梨058
中日本高速道路(株)八王子支社 甲府保全サービスセンター	昭和町西条2858	山梨059
日本通運(株)山梨支店	甲府市丸の内2丁目26-1	山梨061
東京電力パワーグリッド(株) 山梨総支社	甲府市丸の内1丁目10-7	山梨062
日本銀行 甲府支店	甲府市中央1丁目11-31	山梨056
(株)NTTドコモ 山梨支店	甲府市丸の内2丁目31-3	山梨064
日本郵便(株)甲府中央郵便局	甲府市太田町6-10	山梨065

(8) 指定地方公共機関

名称	所在地	県防災行政無線 (半固定型)
(株)山梨放送	甲府市北口2丁目6-10	山梨066
(株)テレビ山梨	甲府市湯田2丁目13-1	山梨067
(株)エフエム富士	甲府市川田町アリア105	山梨068
山梨交通(株)	甲府市飯田3丁目2-34 ※無線設置場所敷島営業所 甲斐市島上条914	山梨069
富士急行(株)	富士吉田市新西原5-2-1	山梨070
(一社)山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000-7	山梨071
東京ガス山梨(株)	甲府市北口3丁目1-12	山梨063
(一社)日本コミュニティーガス協会 関東支部山梨県部会	甲府市青葉町7-30 山光石油(株)内	-
(一社)山梨県エルピーガス協会	甲府市飯田1丁目4-4	山梨074
(一社)山梨県医師会	甲府市徳行5-13-5	山梨073
山梨県地域整備公社	甲府市丸の内2丁目14-13 (ダイタビル1階)	-

(9) その他公共的団体

名称	所在地
甲府市自治会連合会	甲府市丸の内1丁目18-1
甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾1440-1
山梨みらい農業協同組合	甲府市下飯田3-5-12
笛吹農業協同組合中道北支所	甲府市上曽根町3093
笛吹農業協同組合中道南支所	甲府市右左口町1313
甲府商工会議所	甲府市相生2丁目2-17
甲府南商工会	甲府市上曽根町1854-3
社会福祉法人山梨県社会福祉協議会	甲府市北新1丁目2-12(山梨県福祉プラザ)
社会福祉法人甲府市社会福祉協議会	甲府市相生二丁目17番1号 (甲府市役所南庁舎1号館)
社会福祉法人甲府市社会福祉協議会 甲府市ボランティアセンター	甲府市相生二丁目17番1号 (甲府市役所南庁舎1号館)
社会福祉法人山梨県共同募金会	甲府市北新1丁目2-12(山梨県福祉プラザ)
社会福祉法人山梨県障害者福祉協会	甲府市北新1丁目2-12(山梨県福祉プラザ)
財団法人甲府市学校給食会	甲府市丸の内1丁目18-1 (甲府市教育委員会内)
特定非営利活動法人 山梨県ボランティア協会	甲府市丸の内2丁目14-13 (ダイタビル)
中央森林組合	甲府市住吉1丁目2-19
(株)日本ネットワークサービス	甲府市富士見1丁目4-24
(株)エフエム甲府	甲府市酒折2丁目4-5(山梨学院大学内)
(一社)甲府市医師会	甲府市丸の内2丁目37-7

2. 甲府市防災会議委員名簿

会 長 甲府市長

(1) 指定地方行政機関

機関名	職名	所在地
財務省関東財務局甲府財務事務所	所長	丸の内1丁目1番18号
農林水産省関東森林管理局山梨森林管理事務所	所長	宮前町7番7号
農林水産省関東農政局山梨県拠点	地方参事官	丸の内1丁目1番18号
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所	事務所長	緑が丘1丁目10番1号
甲府地方気象台	台長	飯田4丁目7番29号

(2) 県

山梨県中北地域県民センター	次長	韮崎市本町4-2-4
---------------	----	------------

(3) 警察

甲府警察署	署長	中央1丁目10番1号
南甲府警察署	署長	中小河原町404番地1

(4) 部内職員

甲府市	副市長	丸の内1丁目18番1号
〃	副市長	丸の内1丁目18番1号
甲府市上下水道局	上下水道局業務部長	下石田2丁目23番1号
市立甲府病院	院長	増坪町366番地
甲府市	危機管理監	丸の内1丁目18番1号
〃	行政経営部長	丸の内1丁目18番1号
〃	企画財務部長	丸の内1丁目18番1号
〃	市民部長	丸の内1丁目18番1号
〃	福祉保健部長	丸の内1丁目18番1号
〃	子ども未来部長	丸の内1丁目18番1号
〃	環境部長	上町601番地4
〃	産業部長	丸の内1丁目18番1号
〃	まちづくり部長	丸の内1丁目18番1号
〃	保健衛生部長	相生2丁目17番1号

(5) 教育委員会

甲府市教育委員会	教育長	丸の内1丁目18番1号
----------	-----	-------------

(6) 消防

甲府地区広域行政事務組合	消防長	伊勢3丁目8番23号
甲府市消防団	団長	伊勢3丁目8番23号

(7) 指定公共機関

東日本旅客鉄道(株)八王子支社甲府駅	駅長	丸の内1丁目1番8号
日本赤十字社山梨県支部	事務局長	池田1丁目6番1号
日本放送協会甲府放送局	コンテンツセンター長	丸の内1丁目1番20号
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	地域事業部長	丸の内1丁目10番7号
東日本電信電話(株)山梨支店	支店長	朝気3丁目21番15号

(8) 指定地方公共機関

(株)山梨放送	報道制作局長	北口2丁目6番10号
(株)テレビ山梨	報道制作局長	湯田2丁目13番1号
山梨交通(株)	総務部長	飯田3丁目2番34号
東京ガス山梨(株)	導管ネットワークソリューション部長	北口3丁目1番12号
一般社団法人甲府市医師会	専務理事	丸の内2丁目37番7号

(9) 自主防災組織学識経験

甲府市自治会連合会	副会長	丸の内1丁目18番1号
甲府市ボランティア団体連絡協議会	会 長	相生2丁目17番1号
甲府市女性団体連絡協議会	副会長	朝気3丁目8番23号
甲府市シニアクラブ連合会	会 長	丸の内1丁目18番1号
甲府市障害者団体連絡協議会	会 長	湯田1丁目12番13号

3. 医療機関一覧

(1) 基幹災害拠点病院

名称	所在地	一般 病床数	診療科目
山梨県立中央病院	富士見1丁目1-1	622	内(呼、消、循、腎、血、内分泌)、リ、精、神内、小、新、外、呼外、整、形、脳、心血、小外、皮、泌、産、婦、眼、耳、麻、リハ、放診、放治、病診、臨検、救、歯科

(2) 基幹災害支援病院

名称	所在地	一般 病床数	診療科目
山梨赤十字病院	富士河口湖町 船津6663-1	224	内、呼内、循内、小、外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、心血、消内、腎内、歯科

(3) 地域災害拠点病院(甲府市)

名称	所在地	一般 病床数	診療科目
市立甲府病院	増坪町366	402	内、呼内、消内、循内、腎内、内分泌内、糖内、神内、精、小、外、消外、乳外、内分泌外、呼外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放診、放治、病診、麻、歯科、緩ケ内、救

(4) 地域災害支援病院(甲府市)

名称	所在地	一般 病床数	診療科目
独立行政法人 国立病院機構甲府病院	天神町11-35	270	内、精、呼内、消内、循内、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、歯、麻、神内、消外
独立行政法人 地域医療機能推進機構 山梨病院	朝日3丁目11-16	168	内、脳内、呼内、消内、循内、外、整、皮、肛外、婦、耳、リハ、放、麻、血内、内分泌代、消外、乳外、病診、リ
甲府共立病院	宝1丁目-9-1	283	内、脳内、呼内、消内、循内、糖内、腎内、透内、小、外、整、呼外、消外、乳外、心血、小外、泌、産婦、眼、耳、リハ、放診、麻、精、救、病診、臨検
貢川整形外科病院	新田町10-26	53	整、リハ、麻

(5) その他市内病院等

名称	所在地	病床数	診療科目
山角病院	美咲1丁目6-10	222	精、神内

湯村温泉病院	湯村3丁目3-4	190	内、呼内、外、整、脳、ア、リハ、放、消内、歯
甲府城南病院	上町753-1	298	内、呼内、消内、循内、脳、呼外、心血、リハ、放
城東病院	城東4丁目13-15	120	内、循、リハ
甲府脳神経外科病院	酒折1丁目16-18	70	脳内、脳、歯、歯口、放、リハ、整
住吉病院	住吉4丁目10-32	258	精、神
HANAZONOホスピタル	和田町2968	234	精、神
中村外科医院	丸の内1丁目12-3	40	整、外、呼内、内、リハ、消内、肛外、胃内
恵信甲府病院	上阿原町338-1	150	内、外、リハ
甲府市医師会 救急医療センター	幸町14-6	-	内、小、外、整、耳、眼

(6) 市内救急医療機関

名称	所在地	救急病床数		原認定期間の開始日
		専用	優先	
独立行政法人 国立病院機構甲府病院	天神町11-35	5	8	S39. 10. 22
山梨県立中央病院	富士見1丁目1-1	16	-	〃
市立甲府病院	増坪町366	9	2	〃
独立行政法人地域医療機能推進 機構山梨病院	朝日3丁目11-16	2	2	〃
甲府共立病院	宝1丁目9-1	6	6	〃
甲府脳神経外科病院	酒折1丁目16-18	5	3	S59. 3. 26
甲府城南病院	上町753-1	1	13	S63. 6. 30
今井整形外科医院	上阿原町1151	2	2	S55. 6. 23
医療法人社団 箭本外科整形外科医院	北口3丁目1-1	1	4	S39. 10. 22

※診療科目

内：内科、心内：心療内科、精：精神科、神：神経科、老神：老年精神科、神内：神経内科、
 呼：呼吸器科、呼内：呼吸器内科、呼外：呼吸器外科、消：消化器科、消内：消化器内科、
 消外：消化器外科、漢内：漢方内科、胃：胃腸科、胃内：胃腸内科、循：循環器科、循内：循環器内科、
 ア：アレルギー科、リ：リウマチ科、リ・膠：リウマチ・膠原病内科、小：小児科、小外：小児外科、
 外：外科、整：整形外科、血外：血液外科、血：血管外科、血内：血液内科、血・腫：血液・腫瘍内科、
 形：形成外科、美：美容外科、脳：脳神経外科、脳内：脳神経内科、心血：心臓血管外科、
 腎内：腎臓内科、透内：人工透析内科、肝外：肝臓外科、肝・消内：肝臓・消化器内科、
 乳外：乳腺外科、乳泌外：乳腺・皮泌：皮膚泌尿器科、皮：皮膚科、泌：泌尿器科、性：性病科、
 肛：肛門科、肛外：肛門外科、産婦：産婦人科、産：産科、糖代内：糖尿病・代謝内科、
 糖内：糖尿病内科、糖泌内：糖尿病・内分泌内科、内泌代：内分泌・代謝内科、婦：婦人科、眼：眼科、
 耳：耳鼻咽喉科、気：気管食道科、リハ：リハビリテーション科、放：放射線科、放診：放射線診断科、
 放治：放射線治療科、病診：病理診断科、臨検：臨床検査科、救：救急科、新：新生児内科、歯：歯科、
 矯：矯正歯科、小歯：小児歯科、歯口：歯科口腔外科、麻：麻酔科、頭・耳：頭頸部・耳鼻咽喉科、
 内泌内：内分泌内科、内泌外：内分泌外科、代内：代謝内科、内視外：内視鏡外科、
 緩ケ内：緩和ケア内科

第2節 条例等

1. 甲府市防災会議条例

〔昭和38年7月8日〕
条例第26号

最終改正平25. 3. 29条第7号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、甲府市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 甲府市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員40名以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する者
- (2) 山梨県知事が部内の職員のうちから、指名する者
- (3) 甲府警察署及び南甲府警察署の署長又はその指名する職員
- (4) 市長が部内の職員のうちから、指名する者
- (5) 本市の教育委員会の教育長
- (6) 甲府地区広域行政事務組合の消防長
- (7) 本市の消防団長
- (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から、市長が指名する者

6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成12年3月24日条例第2号)抄

(施行期日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成25年3月29日条例7号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 甲府市災害対策本部条例

〔昭和38年7月8日〕
条例第27号

最終改正平25. 3. 29条第7号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、甲府市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命をうけ、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成25年3月29日条第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

3. 甲府市災害対策本部活動規程

〔 昭和39年8月6日 〕
〔 災害対策本部規程第1号 〕
最終改正平31. 4. 24程第1号

（趣旨）

第1条 この規程は、甲府市災害対策本部条例（昭和38年7月甲府市条例第27号）第4条の規定に基づき、甲府市災害対策本部（以下「本部」という。）の活動等に関する事項を定めるものとする。

（活動の開始及び終了の時期）

第2条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、本部の活動を開始するものとする。

2 本部は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害に対する応急措置がおおむね完了したと認められるときに、活動を終了する。

（副本部長）

第3条 副本部長は、両副市長、市立甲府病院院長、上下水道事業管理者及び教育長をもって充てる。

（本部員）

第4条 本部員は、市長部局の各部局長、市立甲府病院両副院長、上下水道局の各部長、教育委員会教育部長、甲府地区広域行政事務組合消防長、甲府地区広域行政事務組合事務局長、議会事務局長及び甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合事務局長をもって充てる。

（部、室、班及び分掌事務）

第5条 本部に、部、室等及び班を置き、その名称及び主な分掌事務は、別表第1のとおりとし、部長、室長等及び班長は、同表の名称欄に定める者をもって充てる。

（本部員会議）

第6条 災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議するため、本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員、危機管理室長（危機管理班長）、防災企画班長、地域防災班長、危機管理担当課長班長、情報戦略室長及び情報発信班長をもって構成する。

3 本部員会議は、本部長が招集する。

（連絡室長会議）

第7条 本部に各部の連絡調整のため、連絡室長会議を置く。

2 連絡室長会議は、あらかじめ部長が指名した室長をもって構成する。

3 連絡室長会議は、危機管理監が招集する。

（本部事務局）

第8条 本部に、本部事務局を置く。

2 本部事務局の編成その他活動に必要な事項については、本部長が別に定める。

（災害時の配備基準）

第9条 災害時の配備基準は、別表第2のとおりとする。

2 各部長は、前項の配備基準により、分掌事務について、あらかじめ配備計画をたて、これを所属職員に周知徹底するとともに、当該配備計画を本部長に提出するものとする。

配備計画を修正したときも、同様とする。

（本部が設置されていないときの体制）

第10条 本部が設置されていないときの体制は、次のとおりとする。

（1）準備体制

準備体制発令時は、第1配備態勢又は第2配備態勢とする。

（2）初動体制

初動体制発令時は、第2配備態勢又は第3配備態勢とする。

（本部が設置されたとき等の体制）

第11条 相当規模の災害が発生したとき又は本部が設置されたときの体制は、第3配備態勢とする。

2 本部が設置されたとき、全職員は、災害対策活動に全力を集中するものとする。

(配備態勢時の活動)

第12条 各配備態勢時の活動は、次のとおりとする。

(1) 第1配備態勢時の活動

職員は、情報の収集に努め、情勢に対応する措置を行う。

各部長は、情勢又は連絡に即応して、随時所属職員に対し必要な指示を行う。

(2) 第2配備態勢時の活動

第1配備態勢下における活動を続けるほか、事態の推移に伴い本部を設置できる態勢をとる。

(3) 第3配備態勢時の活動

全職員は、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動を行う。

(被害報告)

第13条 各部長は、それぞれ別表第1に掲げる分掌事務に係る被害状況を、別記様式により逐次本部長に報告するものとする。

(情報の発表)

第14条 災害情報の発表は、本部員会議の議を経て行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(その他の事項)

第15条 この規程に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(略)

附則(平成29年3月31日災害対策本部規程第1号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則(平成30年3月30日災害対策本部規程第1号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則(平成31年4月24日災害対策本部規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1略【風水害等対策編第3章第1節に別表2として登載】

別表第2略【風水害等対策編第3章第2節及び地震対策編第3章第2節に登載】

別記様式略【資料編〔様式〕の項に「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式として登載】

4. 甲府市災害対策本部活動要領

各予報、警報、災害発生等により、関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要と認められた場合において、甲府市災害対策本部(以下「本部」という。)の活動が迅速かつ的確に実施できるよう、次のとおり要領を定める。

1 準備体制

(1) 配備態勢

「第1配備態勢」又は「第2配備態勢」

(2) 活動内容

ア 大雨、洪水、大雪の各注意報の1以上が発表されたとき、大雨、洪水、大雪、暴風の各警報の1以上が発表されたとき、若しくは予知できない直下型の震度が発生したとき等において、防災企画課長は、危機管理室長及び危機管理監に報告するとともに、FAX、緊急連絡網及び防災情報システム等を通じて、これらの気象情報を所定の職員に伝達する。

イ アの報告を受けた危機管理監は、甲府市災害対策本部活動規程別表第2「災害時の配備基準」(以下「配備基準」という。)に基づき、関係部局長へ第1配備又は第2配備態勢をとるよう連絡する。

ウ 危機管理監は、危機管理室長を通じ、防災企画課長に気象関連又は災害関連の情報の収集を行わせ、逐次市長に報告する。

エ 危機管理監は、状況に応じ各部局長に相互に協力しながら活動するよう要請することができる。

オ 各部局長は、情勢又は連絡に即応して、所属室長等に対し必要な指示を行う。

カ 各室長等は、所定の措置を班長及び班員に指示し、活動又は待機させる。

2 初動体制

(1) 配備態勢

「第2配備態勢」又は「第3配備態勢」

(2) 活動内容

ア 次に定める状況となった場合、危機管理監は、「配備基準」に基づき、関係部局長に初動体制をとるよう連絡するとともに、必要な職員及び初動体制職員(本部参集職員・地域連絡員)の配備を要請し、関係部局相互の連携の下に、警戒活動を実施する。

(ア) 相当規模の災害が発生するおそれが高まり、本部設置の準備が必要であると認めたとき

(イ) 避難指示勧告等を発表する状況が生じたとき

(ウ) 市内で震度5弱以上の地震を観測したとき

(エ) 全庁的な活動体制の準備が必要であると認めたとき

(オ) 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表(警戒宣言発令)されたとき

(カ) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき

(キ) その他災害対策本部長(以下「本部長」という。)が配備を指令したとき

イ 準備体制下における活動を継続する。

ウ 危機管理監は、大規模な災害が発生する恐れが認められた場合等において、速やかに本部を設置できるよう準備を開始する。なお、本部長会議室及び本部事務局の開設準備については、甲府市災害対策本部事務局マニュアル(以下「本部事務局マニュアル」という。)により行うものとする。

3 災害発生時等

(1) 配備態勢

「第3配備態勢」

(2) 活動内容

ア 相当規模の災害が発生した場合又は本部が設置された場合、危機管理監は、直ちに関係部局長に対し、第3配備態勢をとるよう連絡し、全職員は災害対策活動等に全力を集中するものとする。

イ 本部長は、危機管理監に甲府市災害対策本部員会議(以下「本部員会議」という。)を招集させ、災害応急対策を協議する。なお、本部事務局の編成及び活動内容については、本部事務局マニュアルによるものとする。

ウ 各部長は、本部員として本部員会議に出席し、情勢に対応する措置を所属室長等に指示するとともに、所定の災害応急活動にあたっては、状況に応じ、所属室及び班が協力して活動するよう指示する。

エ 危機管理監は、危機管理室長に連絡室長会議を設置させ、各部の対策の状況を収集し、本部長に報告する。

オ 連絡室長会議に出席した室長は、会議の結果を所属部長に報告する。

カ 危機管理部危機管理室防災企画班は、本部が設置されたときは、直ちに防災行政用(同報)無線により、本部設置等の情報を市民に伝達する。

4 本部の廃止

(1) 災害の危険が解消したと認められるときは、本部の活動を終了する。

(2) 各部長は、本部の活動終了後においても、当該主管に係る事務を完了するまでの間行い、その結果を危機管理監に引き継ぐものとする。

この場合、災害対策基本法以外の法令に基づいて実施する災害対策活動に関する事務及び復旧事務については、最も関連ある経常主務部に引き継ぎ、当該部において管理執行するものとする。

(3) 危機管理部危機管理室防災企画班は、本部廃止の連絡を受けたときは、直ちに防災行政用(同報)無線を通じて市民に伝達する。

5 その他

(1) 勤務時間外等における職員の参集要領は、甲府市災害非常参集規程によるものとする。

(2) 甲府市水防計画(以下「水防計画」という。)に基づく甲府市水防本部(以下「水防本部」という。)職員の非常配備が発令されたときは、水防計画関連各部班については、この活動要領にかかわらず水防計画に定める分掌事務を行うものとする。

なお、水防本部は、災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。

5. 甲府市災害非常参集規程

〔 昭和39年8月6日
災害対策本部規程第2号〕
改正平27. 1. 19程第2号

(目的)

第1条 この規程は、甲府市災害対策本部条例(昭和38年7月条例第27号)第4条の規定に基づき、災害に際して甲府市災害対策本部(以下「本部」という。)の適格な活動を期するため、本部職員(以下「職員」という。)の参集に関する事項を定めることを目的とする。

(参集の原則)

第2条 相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、関係部局相互の緊密な連絡調整が必要と認められた場合、職員は勤務時間中のみならず勤務時間外又は休日においても、甲府市災害対策本部活動規程別表第2「災害時の配備基準」に基づき、直ちに所定の部署へ自主参集しなければならないものとする。

(参集困難な際の措置)

第3条 災害その他の事情により、所定の部署に到達できない場合は、指定避難所等、最寄りの本市機関等に参集し、その旨を所属長に報告するものとする。なお、職員又は家族が災害によって大きな被害を受けた場合にも、速やかに所属長に報告し、参集についての指示を受けるものとする。

(非常参集から除外される者)

第4条 次に掲げる職員は、非常参集から除外する。

- (1) 公務のための長期出張者
- (2) 傷病その他、特別の理由により本部長が参集不能と認めた者

(参集の指令及び伝達)

第5条 参集の指令は、各部長から所属職員に対して伝達する。なお、災害の状況等により伝達が困難な場合は、職員自ら情報を収集し各自状況を判断し、各部署に参集するものとする。

(伝達方法等)

第6条 各部長は、職員の非常参集が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ次のとおり所属職員への指令の伝達方法等を定めておかなければならない。

- (1) 動員計画
- (2) 伝達連絡図
- (3) 動員名簿
- (4) 個人動員票

(参集時の服装等)

第7条 参集時の服装は、途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。

2 参集時の携行品は、身分証、手袋、手ぬぐい、懐中電灯、筆記用具、若干の食料等、必要最小限のものを持参するものとし、職員は、平時より速やかに参集できるよう、必要な用具を一纏めにし、準備しておくものとする。

(参集途上の措置)

第8条 職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長等に報告する。

2 参集途上において、人身事故等の緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通知するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

(参集報告)

第9条 各部長は、所属職員の参集状況を記録し、本部長に報告しなければならない。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

(略)

附則(平成27年1月19日災害対策本部規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

6. 甲府市地震災害警戒本部条例

〔昭和54年9月14日〕
条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、甲府市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次の各号に掲げる者を市長が委嘱又は任命する。

(1) 甲府警察署及び南甲府警察署の署長又はその指名する職員

(2) 本市の教育委員会の教育長

(3) 市長の部内の職員

(4) 本市の区域において業務を行う指定公共機関、指定地方公共機関の役員又は職員

(5) 甲府地区広域行政事務組合の消防長又はその指名する職員

(6) 本市の消防団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれにあたる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから、部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

7. 甲府市地震災害警戒本部活動規程

〔昭和54年11月1日〕
地震災害警戒本部規程第1号
最終改正令4. 3. 31第1号

(目的)

第1条 この規程は、甲府市地震災害警戒本部条例(昭和54年9月条例第28号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、甲府市地震災害警戒本部(以下「本部」という。)の活動等に関する事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 副本部長は、両副市長、市立甲府病院院長、上下水道事業管理者及び教育長をもって充てる。

(本部員)

第3条 条例第2条第5項第3号に規定する本部員は、市長部局の各部局長、市立甲府病院両副院長、上下水道局の各部長、教育委員会教育部長、甲府地区広域行政事務組合事務局長、議会事務局長及び甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合事務局長をもって充てる。

(指定公共機関等)

第4条 条例第2条第5項第4号に規定する「指定公共機関」とは、東日本旅客鉄道株式会社甲府統括センター・東海旅客鉄道株式会社静岡支社・東日本電信電話株式会社山梨支店・日本赤十字社山梨県支部・日本放送協会甲府放送局・中日本高速道路株式会社八王子支社甲府保全サービスセンター・日本通運株式会社山梨支店・東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社・日本銀行甲府支店・株式会社N T T ドコモ山梨支店・日本郵便株式会社甲府中央郵便局をいい、「指定地方公共機関」とは、株式会社山梨放送・株式会社テレビ山梨・株式会社エフエム富士・山梨交通株式会社・富士急行株式会社・一般社団法人山梨県トラック協会・東京ガス山梨株式会社・一般社団法人山梨県エルピーガス協会・一般社団法人日本コミュニティガス協会関東支部山梨県部会・一般社団法人山梨県医師会及び山梨県地域整備公社をいう。

(部、室、班及び分掌事務)

第5条 本部に、部、室等及び班を置き、その名称及び分掌事務は、別表第1のとおりとし、部長、室長等及び班長は、同表の名称欄に定める者をもって充てる。

(本部員会議)

第6条 本部に、地震防災応急対策について協議するため、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、条例第2条第5項各号に規定する本部員、危機管理室長(危機管理班長)、情報戦略室長、防災企画班長、地域防災班長、危機管理室担当課長班長及び情報発信班長で構成する。

3 本部員会議は、本部長が招集する。

(連絡室長会議)

第7条 本部に各部の連絡調整のため、連絡室長会議を置く。

2 連絡室長会議は、あらかじめ部長が指名した室長をもって構成する。

3 連絡室長会議は、危機管理監が招集する。

(本部事務局)

第8条 本部に、本部事務局を置く。

2 本部事務局の編成その他活動に必要な事項については、本部長が別に定める。

(配備基準)

第9条 東海地震注意情報が発表されたとき又は警戒宣言が発令されたときの本部の配備基準は、甲府市災害対策本部活動規程(昭和39年8月災害対策本部規程第1号)別表第2災害時の配備基準の第3配備を準用し、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときの本部の配備基準は、同表の第2配備を準用する。

(情報連絡)

第10条 本部員及び本部職員は、勤務時間外又は休日等においても東海地震に関連する調査情報(臨時)及び東海地震注意情報の発表、警戒宣言の発令等、地震情報を常に知り得るように努めるものとする。

(腕章等の使用)

第11条 本部長及び本部職員は、地震防災応急活動に従事する場合は、腕章(第1号様式)及びヘルメット(第2号様式)を着けるものとする。

2 自動車を使用する場合は、標旗(第3号様式)を使用するものとする。

(その他の事項)

第12条 この規程に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

附則(平成30年3月30日地震災害警戒本部規程第1号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和2年4月1日地震災害警戒本部規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和3年3月31日地震災害警戒本部規程第1号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

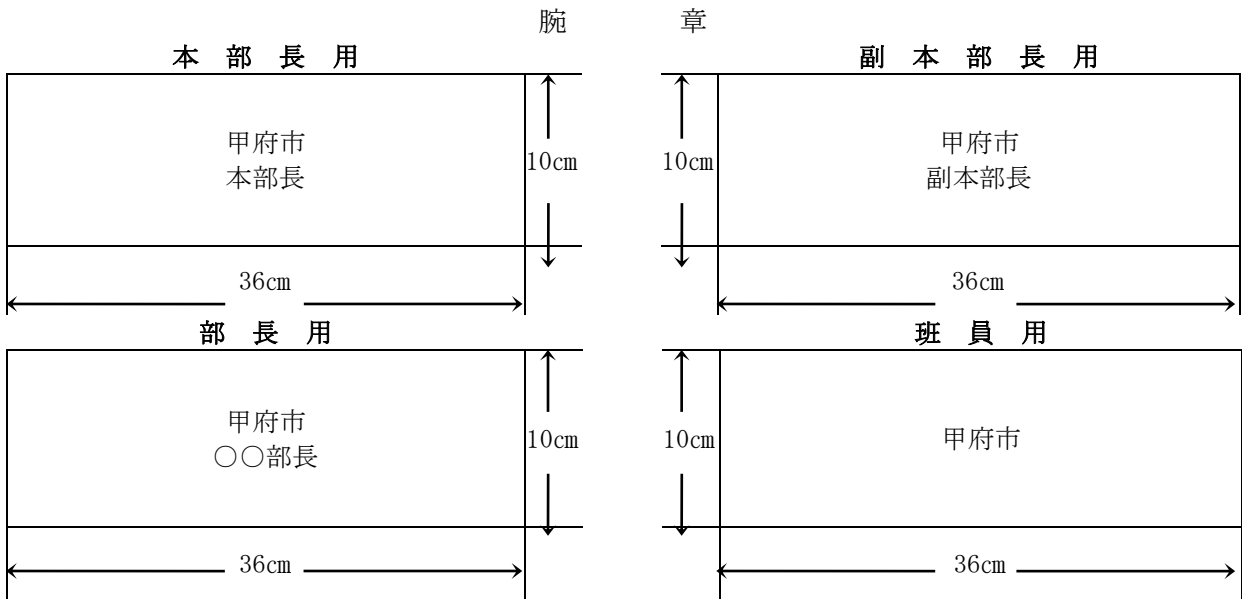
附則（令和4年3月31日地震災害警戒本部規程第1号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

甲府市地震災害警戒本部分掌事務及び編成表【地震対策編第4章第2節別表2として登載】

第1号様式(第10条関係)



腕章の地をエンジ色とし文字は白色とする 備考:必要に応じて規格等を変更する場合もある

第2号様式(第10条関係)

保安帽につける周章 (単位mm)

本部長	
副本部長	
部長	
室長・課長 (主幹)	

備考:保安帽は白とし、周章の色は赤色とする。

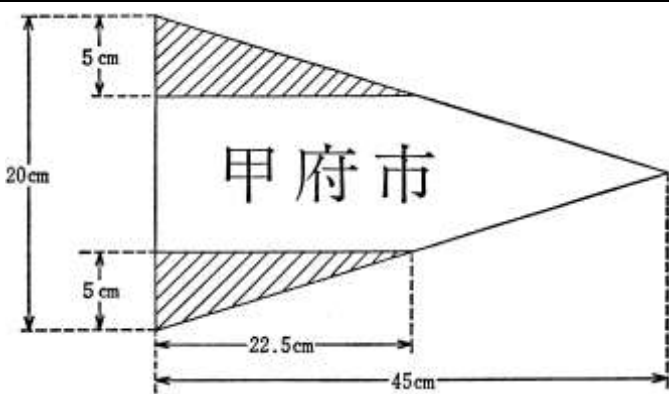
第3号様式(第10条関係)

標旗

備考:自動車の前部に掲げるものとする。

地は白、上下のすみは赤色とする。

必要に応じて規格等を変更する場合もある。



8. 甲府市地震災害警戒本部活動要領

東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、甲府市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の活動が迅速かつ的確に実施できるよう、次のとおり要領を定める。

1. 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき（第2配備態勢）

- (1) 防災企画課長は、危機管理室長及び危機管理監に報告するとともに、FAX、緊急連絡網又は防災情報システム等を通じて、所定の職員に伝達する。
- (2) (1)の報告を受けた危機管理監は、直ちに市長に報告するとともに、甲府市災害対策本部活動規程別表第2「災害時の配備基準」（以下「配備基準」という。）に基づき、関係部局長へ第2配備態勢をとるよう連絡する。
- (3) 危機管理監は、危機管理室長を通じ、防災企画課長に関連情報の収集を行わせ、逐次市長に報告する。
- (4) 危機管理監は、状況に応じ各部局長に相互に協力しながら活動するよう要請することができる。
- (5) 各部局長は、情勢又は連絡に即応して、所属室長等に対し必要な指示を行う。
- (6) 各室長等は、所定の措置を班長及び班員に指示し、活動又は待機させる。
- (7) 危機管理部危機管理室防災企画班は、防災行政用（同報）無線により、東海地震調査情報（臨時）等の情報を市民に伝達する。

2. 東海地震注意情報が発表されたとき（第3配備態勢）

- (1) 防災企画課長は、危機管理室長及び危機管理監に報告するとともに、FAX、緊急連絡網及び防災情報システム等を通じて、全職員に伝達する。
- (2) (1)の報告を受けた危機管理監は、直ちに市長に報告するとともに、配備基準に基づき、全部局へ第3配備態勢をとるよう連絡する。
- (3) 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時下の(5)～(7)と同様の活動を行う。
- (4) 事前避難対象地区等へ高齢者等避難を発令する。
- (5) 危機管理監は、各部局長へ初動体制職員の配備を要請し「大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第16条の規定による警戒本部の設置準備を開始するとともに避難所を開設する。なお、本部長会議室及び本部事務局の開設準備については、甲府市災害対策本部事務局マニュアル（以下「本部事務局マニュアル」という。）により行うものとする。
- (6) 国による広域支援活動拠点の確保に係る調整の準備を行う。
- (7) 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連携を図る。

3. 東海地震予知情報が発表（警戒宣言が発令）されたとき（第3配備態勢）

- (1) 東海地震予知情報の発表又は内閣総理大臣からの警戒宣言が発令されたときは、危機管理監は、直ちに市長に報告する。
- (2) 市長は、直ちに平常業務を停止させ、警戒本部の設置を危機管理監に命ずる。
- (3) 甲府市地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、危機管理監に甲府市地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）会議を招集させ、地震防災応急対策について協議する。なお、本部事務局の編成及び活動内容については、本部事務局マニュアルを準用するものとする。
- (4) 危機管理監は、警戒本部各部に分掌事務を行うよう要請する。
併せて、本部事務局に命じ、関係情報の収集を行わせる。
- (5) 全職員は、東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時下の(5)～(7)と同様の活動を行う。
- (6) 危機管理監は、危機管理室長に連絡室長会議を設置させ、各部の対策の状況を収集し、本部長に報告する。
- (7) 連絡室長会議に出席した室長は、会議の結果を所属部長に報告する。
- (8) 危機管理部危機管理室防災企画班は、消防部警防班に防災信号発令を指示するとともに庁内放送を通じて、来庁者に警戒宣言発令等の情報を伝達する。
- (9) 避難指示を発令する。
- (10) 消防部警防班は、次の業務にあたる。
ア 防災信号「大震法施行規則第4条」の規定による吹鳴、打鐘を行う。
イ 広報車により、市民に警戒宣言発令の情報等の伝達並びに地震発生後の二次災害防止を重点に広報する。
- (11) 危機管理部危機管理室防災企画班は、防災行政用（同報）無線により、警戒宣言発令等の情報を市民に伝達する。

- (12) 市民部市民協働室協働推進班は、自主防災組織、地域連絡員と連携し、市民に警戒宣言発令の情報等をくまなく伝達する。
- (13) 上下水道部業務総室総務班の広報車は、警戒宣言発令の情報等の伝達と同時に、緊急貯水を行うよう広報する。
- (14) 産業部産業総室観光班は、帰宅困難者支援対策を実施する。
- (15) 危機管理部危機管理室防災企画班は、次の業務にあたる
 - ア 山梨県地震災害警戒本部との連絡を密にし、情報収集に努めるとともに、報道機関からの情報を警戒本部に報告する。
 - イ 各関係機関との情報交換を行い、交通規制、住民の避難状況、緊急輸送道路等の状況を、警戒本部に報告する。
 - ウ 警戒本部の庶務を行う。
 - エ 地域連絡員又は市民部市民総室市民班から避難地、避難所及びその周辺における住民の状況等の連絡を受ける。

4. 警戒本部の廃止及び災害対策本部への移行

- (1) 東海地震が発生し、地震防災応急対策を行う必要がある場合は、警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。
- (2) 内閣総理大臣から警戒解除宣言が発令されたときは、警戒本部を廃止する。なお、東海地震発生のおそれがなくなった場合にあっても、引き続き警戒が必要と認められる場合は、災害対策本部活動規程に基づき、状況に応じた配備体制をとるものとする。

5. その他

勤務時間外等における職員の参集要領は、甲府市災害非常参集規程によるものとする。

9. 甲府市災害対策本部初動体制職員要領

(初動体制職員の指名)

第1 甲府市災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部活動規程第10条で定める初動体制が発令された場合、相当規模の災害が発生した場合又は甲府市災害対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合において、迅速かつ確実な初動対応をとるため、初動体制職員を指名する。

- (1) 初動体制職員は、本部参集職員及び地域連絡員をもって構成する。
- (2) 本部参集職員は、対策本部及び地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）設置場所へ徒歩概ね30分以内で参集できる地域に居住する職員の中から、補職名等を考慮して指名する。
- (3) 地域連絡員は、原則として避難地及び避難所の属する地区内又は近隣に居住する職員の中から、補職名等を考慮して指名する。

(初動体制職員の参集)

第2 初動体制職員は、勤務時間中のみならず勤務時間外又は休日においても、次に定める状況を確認した場合は、直ちにあらかじめ指定した参集場所に参集する。なお、地域連絡員の責任者は、学校等地区ごとの拠点となる避難場所である地域連絡所に参集する。

- (1) 相当規模の災害が発生するおそれが高まり、対策本部設置の準備が必要であると認めたとき
- (2) 避難指示を発表する状況が生じたとき
- (3) 市内で震度5弱以上の地震を観測したとき
- (4) 全庁的な活動体制の準備が必要であると認めたとき
- (5) 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表(警戒宣言発令)されたとき
- (6) その他本部長が配備を指令したとき

(初動体制職員の業務)

第3 初動体制職員は、危機管理監の指揮下において次の業務を行う。

- (1) 本部参集職員
 - ア 対策本部又は警戒本部の設営
 - イ 情報の収集、伝達その他の危機管理部が所管する業務等
- (2) 地域連絡員
 - ア 地域情報の収集・伝達
 - イ 地域連絡所・避難地・避難所の開設準備及び開設
 - ウ 自主防災組織・自治会・避難地及び避難所の施設管理者との連絡調整
 - エ 避難地及び避難所の管理・運営
 - オ 市民の相談受付
 - カ 対策本部又は警戒本部との連絡調整等

(初動体制職員への情報伝達)

第4 初動体制職員への情報伝達は、初動体制職員連絡網により伝達するものとするが、初動体制職員が自ら第2に定める状況を確認した場合は、連絡網による情報伝達を待つことなく、自主参集するものとする。

(その他)

第5 初動体制職員は、次の事項に留意し業務を行う。

- (1) 地域連絡員は、地域連絡所を設置若しくは避難所を開設したときは、対策本部又は警戒本部(危機管理室防災企画班)及び各自治会連合会へ報告すること。
- (2) 地域連絡員は、市民からの相談や要望に対応した記録や収集した情報等について、対策本部又は警戒本部へ報告すること。
- (3) 地域連絡員は、市民部市民班と連携し、避難所運営及び避難所運営業務の引継ぎを円滑に行うこと。
- (4) 本部参集職員及び地域連絡員は、防災行政用無線その他業務に使用する備品等の所在を把握しておくとともに、その取扱いについて確認しておくこと。
- (5) 地域連絡員の責任者は、各配置職員に対し、その業務内容等を周知しておくこと。

附則

この要領は、平成8年3月1日から実施する。

(平成14年4月1日一部改正)

(平成16年5月14日全部改正)

(平成17年6月17日 平成18年4月1日 平成21年4月1日 平成22年4月1日 平成27年1月21日 令和4年4月1日 一部改正)

10. 甲府市災害救助条例

〔昭和36年8月6日〕
条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、甲府市内に発生した災害により生活、住居等に著しく困難をきたすものに対し、応急的に必要な救助を行い、その生活を保護し、もって社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この条例による救助は、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を受けない規模の災害で住家が全焼、全壊、半焼、半壊、流失及び床上浸水の被害を受け、現に応急的な救助を必要とする者に対してこれを行う。

(対策協議会の設置)

第3条 この条例に基づく重要事項を協議し、もって救助の適切、円滑な実施を図るため、甲府市災害救助対策協議会を置く。

(救助の種類)

第4条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 災害にかかった住宅の応急修理
- (5) 学用品の給与
- (6) 前各号に規定するもののほか、特に市長が必要と認めるもの

(委任)

第5条 この条例の施行に対し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

11. 甲府市災害救助条例施行規則

〔昭和36年8月30日〕
規則第39号

最終改正 令和2. 3. 30規第22号

(目的)

第1条 この規則は、甲府市災害救助条例(昭和36年8月条例23号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対策協議会の委員等)

第2条 条例第3条に規定する甲府市災害救助対策協議会(以下「協議会」という。)の委員は、市議会民生文教委員会の委員長及び副委員長並びに副市長、市長事務部局の各部長、市長室長、教育委員会教育部長、市立甲府病院副院長、甲府地区広域行政事務組合消防長、上下水道局業務部長及び会計室長の職にある者を市長が委嘱又は任命する。

2 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 協議会は、市長の要請に基づき、会長が招集する。

(救助の程度、方法等)

第3条 救助の程度、方法、期間等は、次の表の左欄に掲げる条例第4条第1号から第5号までに規定する救助の種類ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

救助の種類	救助の程度、方法、期間等
1 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与	(1) 避難所 ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法により開設することができる。 ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内の額とする。 エ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ウの金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。 オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。 カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。 (2) 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与する住宅(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与する住宅(以下「賃貸型応急住宅」という。)その他の適切な方法により供与する住宅とする。 ア 建設型応急住宅 (ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 (イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内の額とする。 (ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合にあつては居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に50戸未満設置した場合にあつては戸数に応じた居住者の集会等に利用するための小規模な施設を設置することができる。 (エ) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。 (オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。 (カ) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の建築工事が完了した日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。 (キ) 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。 イ 賃貸型応急住宅 (ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてアの(イ)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。 (イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。 (ウ) 賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、借上げの日からアの(カ)に規定する期限までとする。

2炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	(1) 炊出しその他による食品の給与 ア 炊出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。 イ 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。 ウ 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日あたり1,160円以内の額とする。 エ 炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。 (2) 飲料水の供給 ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械・器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その実費とする。 (3) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。																																										
3被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等を喪失又は損傷等したことにより使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 ア 被服、寝具及び身の回り品 イ 日用品 ウ 炊事用具及び食器 エ 光熱材料 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯あたり次の額以内とする。この場合において、季別については、災害発生の日をもって決定する。 ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 <table><tr><th>世帯区分 季別</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th></tr><tr><td>夏季 4月から9月まで</td><td>円 18,800</td><td>円 24,200</td><td>円 35,800</td><td>円 42,800</td><td>円 54,200</td><td>円 7,900</td></tr><tr><td>冬季 10月から3月まで</td><td>円 31,200</td><td>円 40,400</td><td>円 56,200</td><td>円 65,700</td><td>円 82,700</td><td>円 11,400</td></tr></table> イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯 <table><tr><th>世帯区分 季別</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th></tr><tr><td>夏季 4月から9月まで</td><td>円 6,100</td><td>円 8,300</td><td>円 12,400</td><td>円 15,100</td><td>円 19,000</td><td>円 2,600</td></tr><tr><td>冬季 10月から3月まで</td><td>円 10,000</td><td>円 13,000</td><td>円 18,400</td><td>円 21,900</td><td>円 27,600</td><td>円 3,600</td></tr></table> (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。	世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季 4月から9月まで	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900	冬季 10月から3月まで	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	円 11,400	世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季 4月から9月まで	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	円 2,600	冬季 10月から3月まで	円 10,000	円 13,000	円 18,400	円 21,900	円 27,600	円 3,600
世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																					
夏季 4月から9月まで	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900																																					
冬季 10月から3月まで	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	円 11,400																																					
世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																					
夏季 4月から9月まで	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	円 2,600																																					
冬季 10月から3月まで	円 10,000	円 13,000	円 18,400	円 21,900	円 27,600	円 3,600																																					

4 災 害 に か か っ た 住 宅 の 応 急 修 理	(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 (2) 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1世帯あたり次に掲げる額以内とする。 ア 半壊又は半焼した世帯 1世帯当たり595,000円 イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり300,000円 (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。
5 学用品の給 与	(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水により喪失し又損傷等したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）及び中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。 (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品 (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次に掲げる額以内とする。 ア 教科書代 ・ 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、甲府市教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 ・ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具及び通学用品費 ・ 小学校児童1人あたり4,500円 ・ 中学校児童1人あたり4,800円 ・ 高等学校等生徒1人あたり5,200円 (4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内その他の学用品については、15日以内とする。

2 市長は、条例第4条第6号の規定により救助の種類を定めようとするときは、協議会の意見をきくものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和36年8月8日から適用する。

附則（平22. 8. 27規第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令2. 3. 30規第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

12. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表

(1) 避難所の設置

●対象

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。

●救助の方法

避難所は、学校、公民館などの既存施設を利用することとし、適当な建物が無い場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置することその他の適切な方法により開設する。

- ・ 避難所の場所は、事前に住民へ周知すること。
- ・ 災害発生時の速やかな対応を図るため、避難所には市町村職員を配置すること。

※ 福祉避難所の設置

- ・ 対象者は、高齢者、障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者、その他の者であって、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者。
- ・ 老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペース、特別支援学校等を利用し、これらが不足する場合には公的な宿泊施設、旅館、ホテル等で、居宅介護等事業などと連携が図り易い施設を利用する。
- ・ あらかじめ指定した施設の情報や避難方法を、要配慮者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。また、その対象者の把握に努め、避難方法について定めておくこと。

●費用の範囲

- ・ 避難所の設置、維持及び管理のための作業員の賃金
- ・ 消耗機材費(ゴザ、ローソク、掃除用具など)
- ・ 建物等の使用謝礼、借上費又は購入費
- ・ 光熱水費
- ・ 仮設便所等設置費など
- ・ 福祉避難所の設置にかかる経費については要協議

●費用の限度額

- 1 避難所設置
1人1日あたり 350円
- 2 福祉避難所については1に加えて対象経費の通常の実費を加算。

●期間

災害の日から7日以内ただし、厚生労働大臣の承認により期間の延長等が可能

●備考

輸送費は別途計上。避難所へ収容する者は、居住地の有無には関係ない。

(2) 応急仮設住宅の供与

●対象

- (1) 住宅が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしても応急修理ができない者
- (2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

●救助の方法

原則として県において設置するが災害の規模等により市町村長の設置が可能なときは、市町村長に事務委任する。

- ・ 設置は、直営、請負又はリース等とする。
- ・ 私有地に建設する場合は、3ケ年間程度の土地契約を締結する。
- ・ 後日、立ち退き等のトラブルを避けるため入居契約書を徴す。
- ・ 高齢者・障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名入居させるための「福祉仮設住宅」の設置も可能
- ・ 概ね 50 戸以上の応急仮設住宅を概ね一つの敷地内に設置した場合に応急仮設住宅の集会施設を設置できる。

●費用の範囲

整地費、建築費、附帯工事費、労務費、輸送費、建築事務費等

●費用の限度額

- 1 規格 地域の実情、世帯構成に応じて設定
- 2 限度額 1戸あたり 6,883,000円以内

●期間

災害発生の日から20日以内に着工ただし、厚生労働大臣の承認により期間の延長等が可能

●備考

供与期間 最高2年以内

●その他

賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供給

被災者や被災状況及び賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げ等による応急仮設住宅の供給を行う。支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。

(3) 炊き出しその他による食品の給与

●対象

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受けて炊事ができない者
- (3) 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者など

●救助の方法

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物(パン、オニギリ等)によるものとする。
(乳幼児に対して、ミルク等の給与に配慮すること。)

炊出所には、市町村職員を配置し、円滑な実施を図ること

●費用の範囲

主食費、副食費、燃料費 など

●費用の限度額

- 1 避難者(居宅者含)1人 1日あたり 1,330円以内
- 2 縁故地への一時避難者 3日分を支給

●期間

災害の日から7日以内ただし、厚生労働大臣の承認により期間の延長等が可能

●備考

避難所生活が長期化すると栄養面から当該限度額では困難。(その場合は、特例措置を申請する)

(4) 飲料水の供給

●対象

現に飲料水を得ることができない者。※ 飲料水、炊事用の水であること。

●救助の方法

- 1 ろ水器等による浄水の供給及び飲料水中に投入する浄水剤の交付
- 2 被災地近くの水源地からの飲料水の運搬供給
- 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により供給される生活用水等

●費用の範囲

- ・ 水の購入費
- ・ 給水又は浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
- ・ 浄水用の薬品・資材の購入費 など

●費用の限度額

当該地域における通常の実費。ただし、次のような恒久対策は対象外。

- ・ ボーリング等による新水源発見の費用
- ・ 送水をするための配水管を敷設する費用
- ・ 水道の修繕費、井戸さらいの場合の作業員賃金、資材費等。

●期間

災害の日から7日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間の延長等が可能

●備考

輸送費、人件費は別途計上

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

●対象

全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

●救助の方法

- 1 被災者の被害区分、世帯員数に応じて、割り当て計画を作成し給付又は貸与する。
※ 被災者から受領書を徴する。

●費用の範囲

次のような物品を支給又は貸与する。

- ・ 被服(外衣、肌着等)
- ・ 寝具(毛布及び布団)

- ・ 身の回り品(タオル、靴下、靴、サンダル、傘など)
- ・ 炊事用具(釜、鍋、庖丁、まな板、バケツ、ガスコンロ、など)
- ・ 食器(箸、茶わん、皿等)
- ・ 日用品(石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉など)
- ・ 光熱材料(ガス、マッチ、ローソク、など)

●費用の限度額

- 1 夏季(4～9)、冬季(10～3)の季別は災害発生の日をもって決定する。
- 2 下表金額の範囲内で支給する。

●期間

災害の日から10日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間の延長等が可能。

●備考

- 1 備蓄物資の活用の場合は、年度当初の評価額
- 2 給付は現物給付とすること。

区分	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごと加算
全壊 全焼 流失	夏季	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
	冬季	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
半壊 半焼 床上	夏季	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
	冬季	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800

(6) 医療

●対象

災害のため医療の途を失った者。 ※応急的処置である。 ※被災者のみに限定しない。

●救助の方法

- (1) 原則として、救護班によって行う。ただし、救護班では医療の実施ができない程度の重傷者及び救護班の到着を待つことができない緊急患者については、一般診療機関への入院又は通院もできる。
※ 山梨県では日赤県支部と契約している。

●費用の範囲

診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容、看護

●費用の限度額

- (1) 救護班の場合 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損修繕費などの実費
- (2) 病院、診療所の場合 国民健康保健の額以内
- (3) 施術者による場合 協定料金の額以内

●期間

災害発生の日から14日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間の延長等が可能。

●備考

患者の移送費は別途計上

(7) 助産

●対象

災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失ったもの
※ 死産、流産を含む。

●救助の方法

救護班、助産師のほか産院又は一般医療機関でも行って差し支えない。

●費用の範囲

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

●費用の限度額

- (1) 救護班による場合 使用した衛生材料及び処置費等の実費

(2) 助産師による場合 慣行料金の2割引以内

●期間

分娩した日から7日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間の延長等が可能

●備考

妊婦等の移送費は、別途計上

(8) 被災者の救出

●対象

(1) 現に生命、身体が危険な状態にある者

(2) 生死不明の状態にある者

※ 人の救出だけに限定。

●救助の方法

生命の保全を第一義とし、被害の状況に応じて最も的確、迅速な方法により実施すること。

●費用の範囲

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費

●費用の限度額

当該地域における通常の実費

●期間

災害発生の日から3日（72時間）以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間の延長等が可能。

●備考

(1) 期間内に生死が明らかにならない場合は、死体の捜索として取り扱う。

※輸送費、人件費は別途計上。

(9) 被災した住宅の応急修理

●対象

(1) 半壊・大規模半壊

災害によって、住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理することができない者。

(2) 一部損壊（準半壊）

住宅が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者。

●救助の方法

応急修理は、居室、炊事場、便所など日常生活に必要最小限部分に対し、現物を持って行う。

※ 修理にあたっては、修理計画を作成のうえ実施すること。

●費用の範囲

- ・ 原材料費
- ・ 労務賃(大工、左官等)
- ・ 材料輸送費
- ・ 修理事務費 など

●費用の限度額

(1) 半壊・大規模半壊 1世帯717,000円以内

(2) 一部損壊（準半壊） 1世帯348,000円以内

●期間

災害発生の日から3か月以内に完了（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）

●その他

住宅の被害を防止するための緊急の修理

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。

・ 修理の規模

住家の被害の拡大を防止するための緊急修理が必要な部分

・ 費用の限度額

1世帯当たり 51,500円以内

・ 応急修理の期間

災害発生の日から10日以内

・ 備考

合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

(10) 学用品の給与

●対象	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
●救助の方法	(1) 学校長、教育委員会の協力を得て、必要数を把握し、配付計画を作成のうえ実施する。 (2) 事務的な繁雑を防止するため、学年別を考慮したうえ同一規格同一価格のものを購入すること (3) 配付の際は、親権者の受領書を徴すること
●費用の範囲	教科書、教材(準教科書等)、文房具、通学用品(運動靴、カバン、傘、長靴) その他の学用品(体育着、笛、工作用具、裁縫用具等)
●費用の限度額	(1) 教科書、教材は実費(教委届でのもの) (2) 文房具、通学用品は次の額以内 児童1人 5,200円 生徒1人 5,500円 高等学校等生徒 6,000円
●期間	災害発生の日から (1) 教科書は1月以内 (2) 文房具等は15日以内
●備考	(1) 備蓄物資で対応する場合は評価額 (2) 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

(11) 埋葬

●対象	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給
●救助の方法	(1) 埋葬の程度は、応急火葬であること (2) 実施機関が、現物給付として実施する。 (3) 民間の第三者が埋葬を行う場合は、例外措置として、費用の限度内で補償すること
●費用の範囲	・ 埋葬の際使用する棺、骨つぼ等(仮葬であるから、供花、供物、酒代等は認められない) ・ 火葬、埋葬(賃金職員等雇上費を含む。)
●費用の限度額	大人(12歳以上) 226,100円以内 小人(12歳未満) 180,800円以内
●期間	災害発生の日から10日以内
●備考	災害発生直前の死亡、直接災害でなく病気で亡くなった者も対象とする。

(12) 死体の搜索

●対象	行方不明の状態にあり、四囲の事情により、既に死亡していると推定される者
●救助の方法	住民の労力奉仕等により、搜索に必要な器具機材を借上げて実施する。
●費用の範囲	舟艇、その他搜索のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
●費用の限度額	当該地域における通常の実費
●期間	災害発生の日から10日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間の延長等が可能
●備考	(1) 輸送費、人件費は別途計上 (2) 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡と推定

(13) 死体の処理

●対象	災害の際死亡した者
●救助の方法	(1) 遺体の一時保存のための施設の設置 (2) 遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等の実施 (3) 死体処理に必要な物資調達
●費用の範囲	(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置費用 (2) 遺体の一時保存のための費用 (3) 救護班によらない遺体検案料
●費用の限度額	(1) 一時保存の限度額 既存建物借上実費 その他1体あたり 5,700円以内 (2) 洗浄 消毒等の限度額 1体あたり 3,600円以内 (3) 検案 救護班以外は慣行料金
●期間	災害発生の日から10日以内
●備考	(1) 検案は原則として救護班が実施 (2) 輸送費、人件費は別途計上

(14) 障害物の除去

●対象	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者。
●救助の方法	(1) 市町村において対象数を調査のうえ、除去計画を作成する。 (2) 実施方法 直営又は請負、除去に必要な機械器具、人夫を借り上げ、技術者等を動員して実施する。
●費用の範囲	(1) ロープ、スコップその他除去に必要な機械・器具の借上費又は購入費 (2) 輸送費、賃金職員等雇上費など
●費用の限度額	1世帯あたり 140,000円以内
●期間	災害発生の日から10日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間の延長等が可能

(15) 輸送費、賃金職員等雇上費

●対象救助業務	<table border="1"> <tr> <td>(1) 被災者の避難に係る支援</td><td>(5) 死体の搜索</td></tr> <tr> <td>(2) 医療及び助産</td><td>(6) 死体の処理</td></tr> <tr> <td>(3) 被災者の救出</td><td>(7) 救済用物資の整理配分</td></tr> <tr> <td>(4) 飲料水の供給</td><td></td></tr> </table>	(1) 被災者の避難に係る支援	(5) 死体の搜索	(2) 医療及び助産	(6) 死体の処理	(3) 被災者の救出	(7) 救済用物資の整理配分	(4) 飲料水の供給	
(1) 被災者の避難に係る支援	(5) 死体の搜索								
(2) 医療及び助産	(6) 死体の処理								
(3) 被災者の救出	(7) 救済用物資の整理配分								
(4) 飲料水の供給									
●費用の限度額	当該地域における通常の実費								
●期間	救助の実施が認められる期間以内								

(16) 実費弁償

●範囲	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者
●費用の限度額(1人1日あたり)※山梨県災害救助法施行細則	
医師・歯科医師	25,700円以内
薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士	17,800円以内
保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士	16,200円以内
救急救命士	14,700円以内
土木技術者・建築技術者	17,500円以内
大工	28,900円以内

左官	29,500円以内
鳶職	27,900円以内
●期間	救助の実施が認められる期間以内
●備考	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

第3節 協定書

○ 災害時相互応援協定一覧

1 都市間等相互の協定

No.	協定名	協定都市名等	締結年月日
1	災害時における相互援助に関する協定	水戸市、前橋市、宇都宮市、千葉市、さいたま市、甲府市、横浜市(首都圏県都市長懇話会7市)※1	昭和61年11月28日 平成8年10月23日
2	水道施設災害復旧等相互応援に関する協定	甲府市、小田原市	平成4年12月4日
3	災害時における相互援助に関する協定	甲府市、小田原市	平成7年5月9日 平成16年3月22日 平成29年3月1日
4	大規模災害等発生時における相互応援に関する協定	甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市、中央市(山梨県市長会13市)※2	平成7年6月30日 平成19年1月12日
5	災害時における相互応援に関する協定	長野県：小諸市、佐久市、佐久穂町、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村 山梨県：甲府市、韮崎市、甲斐市、北杜市、中央市、南アルプス市、市川三郷町、身延町、富士川町、南部町、早川町、昭和町 静岡県：静岡市 (中部西関東市町村地域連携軸協議会45市町村)	平成9年8月6日 平成10年10月20日 (小諸市加入)
6	中核市災害相互応援協定	函館市、旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、八戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、大津市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、呉市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市、福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市、山形市、福井市、寝屋川市、水戸市、吹田市、甲府市、松本市、一宮市 ※3	平成31年4月1日
7	災害時相互応援に関する協定	磐田市	平成24年3月26日
8	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	那珂市(茨城)、磐田市(静岡)、可児市(岐阜)、刈谷市(愛知)、亀山市(三重)、野洲市(滋賀)、八幡市(京都)、大和郡山市(奈良)、橋本市(和歌山)、泉大津市(大阪)、高砂市(兵庫)、玉野市(岡山)、益田市(島根)、柳井市(山口)、四国中央市(愛媛)、香南市(高知)、行橋市(福岡)、苅田町(福岡)、神埼市(佐賀)、日向市(宮崎)、阿久根市(鹿児島) 21市 ※4	平成24年6月4日
9	災害時相互応援に関する協定	上越市、長野市、静岡市	平成24年7月20日
10	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	平成27年12月3日
11	大規模災害時における相互応援に関する協定	東京ブロック 八王子市、立川市、府中市、調布市、日野市、国立市 山梨・長野ブロック 甲府市、諏訪市、山梨市、大月市、韮崎市、茅野市	平成28年3月31日

12	山梨県における広域避難等に関する協定	山梨県、甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	令和4年5月19日
13	甲府市と中央市における災害時等非常用連絡管の設置に関する協定	甲府市、中央市	令和4年8月4日
14	山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	山梨県、甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 中巨摩地区広域事務組合、峡北広域行政事務組合、峡南衛生組合、三群衛生組合、青木ヶ原衛生センター、青木ヶ原ごみ処理組合、大月都留広域事務組合、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	令和5年3月27日
15	渋谷区、甲府市及び茅野市災害時相互応援協定	甲府市、渋谷区、茅野市	令和6年10月22日

2 協同組合、卸売市場、地方行政機関、民間企業等との協定

No.	協定名	協定機関名	締結年月日
1	災害応急復旧工事等に関する業務協定	甲府市管工事協同組合	平成4年12月4日
2	災害時における応急対策業務に関する協定	甲府市建設安全協議会	平成10年2月24日
3	災害時における物資の供給に関する協定	(株)岡島	平成11年2月8日
4	災害時における物資の供給に関する協定	(株)オギノ	平成11年2月8日
5	災害時における物資供給に関する協定	生活協同組合市民生協やまなし	平成11年5月21日
6	災害時における物資供給に関する協定	生活クラブ生活協同組合	平成11年5月21日
7	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	(一社)山梨県トラック協会	平成11年8月27日
8	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽山梨県軽自動車運送協同組合	平成11年8月27日
9	災害防災情報等の放送に関する協定	(株)エフエム甲府	平成16年8月25日

10	災害時における仮設資機材の供給に関する協定	(株) レンタルのニッケン	平成17年4月1日
11	災害時における仮設資機材の供給に関する協定	太陽建機レンタル(株)	平成17年4月1日
12	災害防災情報等の放送に関する協定	(株) 日本ネットワークサービス	平成18年1月31日
13	災害時における情報伝達手段の提供及び救援物資提供に関する協定	コカ・コーライーストジャパン(株)※5	平成18年3月30日
14	災害時における石油燃料等の供給に関する協定	山梨県石油協同組合	平成19年5月10日
15	災害時における応急対策業務に関する協定	甲府市電設協力会	平成19年7月1日
16	災害時における仮設資機材の供給に関する協定	(株) アクティオ	平成20年1月15日
17	災害時における仮設資機材の供給に関する協定	甲陽建機リース(株)	平成20年6月26日
18	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社) 全国クレーン建設業協会 山梨県支部	平成21年3月10日
19	災害時における応急対策業務に関する協定	協同組合甲府市造園協会※6	平成22年4月1日
20	災害時における被害家屋状況調査に関する協定	山梨県土地家屋調査士会	平成23年4月27日
21	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年5月6日
22	災害時における応急対策業務に関する協定	山梨県消防設備事業組合	平成23年5月24日
23	災害時における支援に関する協定	国立大学法人山梨大学	平成23年12月21日
24	災害時における支援に関する協定	公立大学法人山梨県立大学	平成23年12月21日
25	災害時における支援に関する協定	山梨学院大学	平成23年12月21日
26	災害時における支援に関する協定	山梨英和大学	平成23年12月21日
27	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	甲府ホテル旅館協同組合	平成24年7月17日

28	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	湯村温泉旅館協同組合	平成24年7月17日
29	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	山梨県ビジネスホテル協会	平成24年7月17日
30	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)甲府地区建設業協会	平成24年8月17日
31	災害時における炊き出し等に関する協定	(株)東洋食品	平成24年8月17日
32	災害時における炊き出し等に関する協定	山梨県学校給食協同組合	平成24年8月17日
33	災害時における氷の供給に関する協定	山梨県氷雪組合甲府支部	平成24年11月17日
34	災害時における遺体の搬送等の支援に関する協定	(一社)山梨県トラック協会	平成24年12月25日
35	災害時における物資の保管等に関する協定	山梨県倉庫協会	平成25年2月22日
36	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)甲府市医師会	平成25年2月27日
37	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社)甲府市歯科医師会	平成25年2月27日
38	災害における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定	(公社)甲府市薬剤師会	平成25年2月27日
39	災害時における支援協力に関する協定	イオンビッグ(株)※8	平成25年3月1日
40	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	厚生労働省山梨労働局	平成25年11月11日
41	地域情報ポータルサイトにおける行政情報等の発信に関する協定	(株)フューチャリンクネットワーク アルファシステムサービス(株)	平成26年2月20日
42	災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定	(有)環境整備・昭和衛生社・東八商事(有)・(株)クリーンライフ	平成26年4月11日
43	災害時における応急活動の協力に関する協定	(株)坂本建運 千塚地区自治会連合会	平成26年4月25日
44	災害時におけるLPガスの供給等に関する協定	山梨県エルピーガス協会甲府地区	平成26年6月23日
45	災害時における応急活動の支援に関する協定	山梨積水(株) 大國地区自治会連合会	平成26年10月30日
46	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	帝京山梨看護専門学校	平成26年11月19日

47	災害時における応急活動の支援に関する協定	齋藤建設(株) 東地区自治会連合会	平成26年12月16日
48	災害時における応急活動の支援に関する協定	(株)ホンダ四輪販売甲信 国母地区自治会連合会	平成27年2月23日
49	災害時における応急活動の支援に関する協定	(株)早野組 里垣地区自治会連合会	平成27年3月23日
50	災害時における炊き出し等に関する協定	(株)レパスト	平成27年4月1日
51	災害時における炊き出し等に関する協定	一富士フードサービス(株)関東 支社	平成27年4月1日
52	災害時等における山梨県立甲府第一高等学校の 避難所及び避難地の利用に関する協定	山梨県立甲府第一高等学校	平成27年4月1日
53	災害時等における山梨県立甲府西高等学校の避 難所及び避難地の利用に関する協定	山梨県立甲府西高等学校	平成27年4月1日
54	災害時等における山梨県立甲府南高等学校の避 難所及び避難地の利用に関する協定	山梨県立甲府南高等学校	平成27年4月1日
55	災害時等における山梨県立甲府東高等学校の避 難所及び避難地の利用に関する協定	山梨県立甲府東高等学校	平成27年4月1日
56	災害時等における山梨県立甲府工業高等学校の 避難所及び避難地の利用に関する協定	山梨県立甲府工業高等学校	平成27年4月1日
57	災害時等における山梨県立甲府城西高等学校の 避難所及び避難地の利用に関する協定	山梨県立甲府城西高等学校	平成27年4月1日
59	災害時における応急活動の支援に関する協定	地建工業(株) 大里地区自治会連合会	平成27年7月6日
60	災害時における災害救助犬及びセラピードッグ の出動に関する協定	日本レスキュー協会	平成27年8月25日
61	災害発生時における甲府市と日本郵便株式会社 南関東支社との協力に関する協定	日本郵便(株)南関東支社	平成27年9月1日
62	災害時における応急活動の支援に関する協定	宏和建设(株) 甲運地区自治会連合会	平成27年11月13日
63	避難所等情報提供に関する協定	ファーストメディア(株)	平成27年11月30日
64	災害時における相互協力に関する協定	生活協同組合パルシステム山梨	平成28年2月8日
65	大規模災害時における施設の使用に関する協定	甲府警察署	平成28年2月18日
66	災害時における量の提供に関する協定	「5日で5000枚の約束。」 プロジェクト実行委員会	平成28年7月14日

67	災害時における相互協力に関する協定	甲府刑務所	平成28年11月25日
68	災害時における物資の緊急輸送等の協力に関する協定	日本通運(株)山梨支店	平成28年12月20日
69	災害時における物資の緊急輸送等の協力に関する協定	ヤマト運輸(株)山梨主管支店	平成28年12月20日
70	災害時における物資の緊急輸送等の協力に関する協定	富岳通運(株)	平成28年12月20日
71	災害時における支援物資の提供に関する協定	(一社)山梨県トラック協会 (有)藤本運送	平成28年12月21日
72	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	山梨県司法書士会	平成29年2月13日
73	災害時における行政書士業務の協力に関する協定	山梨県行政書士会	平成29年2月20日
74	災害時における被害調査の支援に関する協定書	昭和測量(株)	平成29年3月1日
75	災害時等における人員搬送の支援に関する協定	(株)ジャネット	平成29年3月17日
76	災害時等における人員搬送の支援に関する協定	東邦航空(株)	平成29年3月17日
77	風水害時における山梨県立かえで支援学校の避難所の利用に関する協定	山梨県立かえで支援学校	平成29年3月17日
78	災害時等における支援に関する協定※7	財務省関東財務局 財務省関東財務局甲府財務事務所	平成29年3月29日
79	災害時等における施設の使用に関する協定	荒川ダム記念館管理組合	平成29年5月21日
80	大規模災害時における法律相談業務に関する協定	山梨県弁護士会	平成29年6月1日
81	災害時相互応援に関する協定	全国公設地方卸売市場協議会	平成29年6月23日
82	甲府市災害ボランティアセンターの運営に関する協定	甲府市社会福祉協議会	平成29年8月2日
83	災害時等における施設の使用に関する協定	甲斐市	平成29年8月22日
84	甲府市防災用備蓄食糧の活用に関する業務協定	甲府市社会福祉協議会	平成29年11月30日
85	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	平成30年1月31日

86	災害時における応急活動の支援に関する協定	長田組土木(株) 穴切地区自治会連合会	平成30年2月21日
87	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)カインズ	平成30年2月28日
89	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	N P O 法人コメリ災害対策センター	平成30年2月28日
90	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	D C M (株)	平成30年2月28日
91	災害時における帰宅困難者の受入れ施設に係る管理協定	デュオヒルズ甲府管理組合	令和2年4月1日
92	災害時における応急活動の支援に関する協定	横河電機(株)甲府事業所 大里地区自治会連合会	平成30年3月28日
93	災害時等における山梨県立中央高等学校の一時避難所の利用に関する協定	山梨県立中央高等学校	平成30年10月1日
94	災害時における応急活動の支援に関する協定	(医)慶友会城東病院 琢美地区自治会連合会	平成30年11月5日
95	災害時における応急活動の支援に関する協定	鈴与商事(株) 東地区自治会連合会	平成30年12月7日
96	災害時における遺体安置等の支援に関する協定書	(株)ジットセレモニー	平成31年2月7日
97	災害時における応急活動の支援に関する協定	社会福祉法人和告福祉会 新田地区自治会連合会	平成31年4月24日
98	災害時における応急活動の支援に関する協定	(株)クロスフォー 国母地区自治会連合会	令和元年5月28日
99	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ドン・キホーテ	令和元年8月9日
100	災害時における応急活動の支援に関する協定	(株)宗家日本印相協会 中道地区自治会連合会	令和元年10月25日
101	災害時における施設利用の協力に関する協定	(一社)甲府市地方卸売市場協会	令和2年4月1日
102	災害時における車両等の移動に関する協定	(一社)日本自動車連盟山梨支部	令和2年6月29日
103	災害時における応急活動の支援に関する協定	(株)ジットセレモニー 石田地区自治会連合会	令和2年7月1日
104	防災力向上にかかる相互協力に関する協定	損害保険ジャパン(株)	令和2年7月2日
105	災害時における応急活動の支援に関する協定	損害保険ジャパン(株) 相生地区自治会連合会	令和2年7月2日
106	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協定に関する協定	山梨県葬祭事業協同組合	令和2年9月16日

107	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	令和3年2月22日
108	災害時における応急活動の支援に関する協定	(株)エヌディエス 北新地区自治会連合会	令和3年5月6日
109	災害時における応急活動の支援に関する協定	富岳通運(株) 山城地区自治会連合会	令和3年9月1日
110	災害時及び感染症発生時における消毒等に関する協定	(一社)山梨県ペストコントロール協会	令和3年9月2日
111	洪水等の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定	中日本高速道路株式会社八王子支社 甲府保全・サービスセンター	令和3年12月20日
112	災害時における応急活動の支援に関する協定	山梨ダイハツ販売(株) 甲運地区自治会連合会	令和4年7月28日
113	災害時における応急活動の支援に関する協定	山梨トヨペット(株) 玉諸地区自治会連合会 里垣地区自治会連合会	令和4年8月29日
114	災害時等における電力復旧のための連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	令和4年10月3日
115	山梨県ドクターヘリ緊急離着陸場に関する協定	地方独立行政法人山梨県立病院 機構山梨県立中央病院	令和5年2月22日
116	災害時における応急活動の支援に関する協定	山梨スズキ販売株式会社 穴切地区自治会連合会	令和5年3月23日
117	災害時等における山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園の一時避難所としての利用に関する協定	山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	令和5年3月30日
118	災害時における応急活動の支援に関する協定	地建工業(株) 大国地区自治会連合会 大里地区自治会連合会	令和5年8月9日
119	災害時における応急活動の支援に関する協定	山梨県厚生農業協同組合連合会	令和6年3月26日
120	災害時における応急活動の支援に関する協定	株式会社サンワライフ保険 甲運地区自治会連合会	令和6年5月30日
121	災害時における応急活動の支援に関する協定	甲府市消防協力会	令和6年6月25日
122	災害時における応急活動の支援に関する協定	山梨職業能力開発促進センター 山城地区自治会連合会 大国地区自治会連合会	令和6年11月1日
123	災害時における応急活動の支援に関する協定	株式会社W i n g 貢川地区自治会連合会	令和6年11月14日
124	災害時等における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ	令和6年11月27日
125	災害時における応急活動の支援に関する協定	トヨタカローラ山梨株式会社 伊勢地区自治会連合会 湯田地区自治会連合会	令和7年1月16日

126	災害時等における応急活動の支援に関する協定	山梨県・福祉タクシー協力会	令和7年1月24日
-----	-----------------------	---------------	-----------

- ※1 平成13年5月1日「浦和市」「大宮市」「与野市」の3市が合併し「さいたま市」新設
- ※2 市長会構成市が7市から13市になったことによる。
- ※3 平成31年3月31日 「特例市災害時相互応援に関する協定」脱退
平成31年4月1日 「中核市災害相互応援協定」 加入
- ※4 平成25年6月3日 四国中央市 加入
平成28年6月6日 阿久根市 加入
平成29年6月5日 那珂市 加入
- ※5 平成27年1月1日 「コカ・コーライーストジャパン(株)」に吸収合併
- ※6 平成21年11月 「甲府市造園協会」が「協同組合甲府市造園協会」と組織変更したことによる協定書の締結
- ※7 平成24年10月15日に締結した「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を廃止し、改めて締結
- ※8 平成25年3月1日に締結した「災害時における支援協力に関する協定」は、甲府市内に所在するビッグの店舗の営業権が協定先企業であるマックスバリュ東海(株)からイオンビッグ(株)に移管されたため、協定先企業が変更になったもの
- ※9 平成27年7月1日に締結した「防災啓発情報の発信に関する協定」は、NTTタウンページ(株)が今後の継続的な発行ができない状況であるとの申し出があったため、協定の解約となったもの
- なお、「防災啓発情報の発信に関する協定」のNo.58は欠番とし、以降のNo.は変更しない
- ※10 平成30年2月28日に締結した「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」について、(株)ケーヨーがD C M(株)に吸収合併されたが、No.90 D C M(株)との協定内容と同様のため、No.88は欠番とし、以降のNo.は変更しない。

1 都市間相互の協定書等

1. 災害時における相互援助に関する協定書

首都圏県都市長懇話会を構成する水戸市、前橋市、宇都宮市、千葉市、浦和市、甲府市及び横浜市（以下「県都」という。）は、大規模な災害が発生し、被災県都独自では十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、他の県都が相互に援助協力し、被災県都の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（援助の種類）

第1条 援助の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救護・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救護・救助及び情報収集の活動に必要な車両等の提供
- （4）被災者を一時的に受け入れるための施設の提供
- （5）救援・救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- （6）医療機関への被災傷病者等の受入れ
- （7）教育機関への被災児童・生徒の受入れ
- （8）前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（援助の要請）

第2条 被災県都が援助の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

（自主援助）

第3条 大規模災害の発生により、被災県都との連絡がとれない場合で、緊急に援助をすることが必要であると認められるときは、他の県都は自主的な判断に基づき必要な援助を行う。

- 2 自主援助した県都は、援助内容等を被災県都に速やかに連絡する。
- 3 自主援助した県都は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災県都に提供する。

（援助経費の負担）

第4条 援助に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

- （1）職員の派遣に要した経費は、援助県都が負担するものとする。
- （2）前後に掲げるもののほか、援助物資の調達その他援助に要した経費は、被災県都が負担するものとする。ただし、この規定により難しい場合は、別途協議するものとする。

（受入体制の整備）

第5条 各県都は、災害時における他の県都からの援助物資及び派遣職員を受け入れるための場所又は施設を定めるものとする。

（通信体制の整備）

第6条 各県都は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努めるものとする。

（協定に関する協議）

第7条 この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、防災担当者連絡会議において、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、常に情報の交換に努めるものとする。

（訓練の実施）

第8条 各県都は、協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施するものとする。

（補則）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日等）

第10条 この協定は、平成8年10月23日から施行する。

2 災害時における相互援助に関する協定(昭和61年11月28日締結)は廃止する。

2. 水道施設災害復旧等相互応援に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と小田原市(以下「乙」という。)とは、甲又は乙の区域において水道施設に災害が発生した場合における相互の応援について次のとおり協定する。

(応援活動の内容)

第1条 甲又は乙が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資機材の供出

2 応援活動を行う期間は、原則として10日以内とする。

(応援の要請等)

第2条 応援活動の要請その他相互応援に関する連絡は、連絡担当者を通じて行うものとする。

2 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、毎年4月末日までに相互に通知するものとする。

(要請の方法)

第3条 応援活動を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援活動の内容
- (3) 応援活動を行う場所及び到達経路
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援活動に関し必要な事項

(応援活動の体制)

第4条 応援活動の要請を受けた市(以下「応援市」という。)は、当該応援活動に参加する職員に対し、被害の状況に応じ、必要な食糧、被服、金銭等を携行させるものとする。

2 応援活動を要請した市(以下「被応援市」という。)は、前項の職員に対し、宿舍のあっせんその他応援活動に必要な便宜を供与するものとする。

3 被応援市は、応急復旧用資機材の供出を受けるときは、倉庫、保管場所等を確保するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援活動に要した経費は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応急給水作業及び応急復旧作業については応援市が、応急復旧用資機材の供出については被応援市が負担するものとする。

(災害補償等)

第6条 第1条に定める応援活動に従事した職員(以下「応援職員」という。)が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害補償は、応援市が負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被応援市への往復途中に生じたものを除き、被応援市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 甲及び乙は、それぞれの保有する資機材、車両等を調査し、毎年4月末日までに連絡担当者に報告するものとする。

(研修及び訓練)

第8条 甲及び乙は、応援活動を円滑に推進するため、定期的に合同で職員の研修及び訓練を行うものとする。

(実施細目)

第9条 甲及び乙は、この協定の運用を円滑に行うため、別途実施細目について協定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定の履行にあたり疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

3. 災害時における相互援助に関する協定書

（趣旨）

第1条 甲府市（以下「甲」という。）と小田原市（以下「乙」という。）は、甲又は乙の区域において、大規模な災害が発生した場合における相互援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、災害時の連絡担当部課一覧（様式第1号）のとおり、相互援助に関する連絡担当部課を定め、大規模な災害が発生したときは、直ちに相互に連絡するものとする。

（援助の内容）

第3条 援助の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水、生活必需品等及びその供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （3）被災者の救出、救護、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供並びに当該活動に従事する職員の派遣
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が特に必要と認める事項

（要請の手続）

第4条 援助を受けようとする市は、災害発生による援助要請書（様式第2号）により相手方に要請するものとする。ただし、文書による暇がないときは、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 援助に要した費用の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

- （1）職員の派遣に要した費用は、援助を行う市が負担する。
- （2）救援物資の調達その他援助に要した費用は、援助を受けた市が負担する。

（災害補償等）

第6条 第3条第3号の規定により派遣される職員（以下「派遣職員」という。）が、その活動により死亡し、負傷し、又は疾病となった場合において、本人又はその遺族に対する損害賠償は、援助を行った市が負うものとする。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が援助を受けようとする市への往復途中に生じたものを除き、援助を受けた市がその賠償の責めを負うものとする。

（資料の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

様式省略

4. 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨県市長会を構成する市長の協議により、甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市及び中央市(以下「都市」という。))において、大規模な災害及び市国民保護計画が対象とする事態(以下「大規模災害等」という。))が発生し又は発生する恐れがある場合には、被害を受けた若しくは受ける恐れがある都市(以下「被災都市」という。))のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合若しくはできないと判断される場合に、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき都市間の相互応援協力を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 都市は、大規模災害等発生時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ別紙(様式第1号)のとおりに相互応援に関する連絡担当部課を定めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者及び避難者(以下「被災者等」という。))の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者等を一時受入れるための施設の提供
- (5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災都市が必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第4条 被災都市が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第2条の連絡担当部課を通じ別に定める様式(様式第2号)により文書にて要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、電話又は電信(ファックス・メール等)などにより応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号及び第6号に掲げるものの品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別及び人員
- (4) 応援を受ける場所及びその経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号の掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援を行う都市が支弁する。
- (2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災都市が負担する。
- (3) 被災都市が前号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合は、応援する協定都市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(災害補償等)

第6条 第4条の定めにより派遣された応援活動に従事する職員(以下「応援職員」という。))が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援を行う都市が負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 都市は、被災都市との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災都市に対し応援を行うことができる。

2 自主出動した都市は、情報収集を行うとともに、被災都市に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。

3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災都市から第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(資料等の交換)

第8条 都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、国民保護計画及びその他必要

な資料等を相互に交換するものとする。

(市町村合併による取扱い)

第9条 構成都市が合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成19年1月12日から施行する。

様式省略

5. 災害時における相互応援に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 中部西関東市町村地域連携軸協議会(以下「協議会」という。)は、協議会構成会員市町村(以下「協定市町村」という。)において大規模な災害が発生した場合における相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供
- (5) 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供
- (6) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援体制の確保)

第3条 協定市町村は、迅速な応援体制を確保するため、当該地域を3つのブロックに分け、それぞれのブロックにブロック長及び副ブロック長を置くものとする。

(情報の共有)

第4条 協定市町村は、災害時の相互応援に備えるため、防災に関する情報について相互に交換し、共有するものとする。

(応援要請)

第5条 災害を受けた協定市町村が応援の要請をしようとするときは、電話、ファックス等により要請するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 報道機関等の情報により、協定市町村に災害が発生したことを知った他の協定市町村は、前条の規定による要請がない場合でも、必要な応援を行うことができるものとする。

(派遣職員の指揮)

第7条 応援のために派遣された職員は、災害を受けた協定市町村の災害対策本部の指揮下に入るものとする。

(経費の負担)

第8条 応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援のため又は情報収集のために職員等を派遣することに要した経費は、派遣側の協定市町村が負担する。
- (2) 救援物資の調達、その他要請による援助に要した経費は、援助を受けた協定市町村が負担する。

(細目協定)

第9条 この協定の実施に関する細目については、別に定める。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定市町村が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成9年8月6日から施行する。

6. 中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
 - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
 - (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
- 2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

- 2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

（事務局）

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

（雑則）

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

（その他）

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第12条 この協定は、平成31年4月1日から効力を発生するものとする。

7. 災害時相互応援に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と磐田市(以下「乙」という。)は、甲又は乙の市域において大規模な災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び応急復旧に必要な車両の提供
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ並びにその受入れに必要な施設の提供及びあっせん
- (6) 教育機関への被災児童・生徒の一時受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請しようとする市は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当課を通じて、電話その他の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を希望する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を希望する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を希望する場合にあっては、一時受入れを要する被災者の状況及び人員
- (5) 前条第6号に掲げる応援を希望する場合にあっては、一時受入れを要する被災児童・生徒の学年及び人員
- (6) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援の要請を受けた市は、極力これに応じ応援に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、応援を行う市自らの判断により必要な応援を実施することができるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援を行う市が負担する。
- (2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、応援を受けた市が負担する。

(連絡窓口)

第5条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援のための連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(情報の交換等)

第6条 甲及び乙は、この協定事項が有効に機能するよう、防災に関する計画、その他必要な資料を相互に交換するとともに、常に情報の交換に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、平成24年3月26日から施行する。

8. 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、市町村広域災害ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を構成する各団体(以下「ネットワーク構成団体」という。)が、ネットワーク構成団体の地域において地震等による災害が発生し、被災団体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災団体の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷病者等の受入れ
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第3条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により他のネットワーク構成団体に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
 - (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
 - (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
- 2 要請を受けた団体は、速やかに他のネットワーク構成団体と協議を行い、応援をとりまとめる団体(以下「応援とりまとめ団体」という。)を決定し、その旨を被災団体及び他のネットワーク構成団体に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(応援の実施)

第4条 ネットワーク構成団体は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

- 2 ネットワーク構成団体は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災団体に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。
- 3 応援とりまとめ団体は、ネットワーク構成団体と緊密な連絡を取り、被災団体が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援とりまとめ団体)

第5条 被災団体と応援を行う団体(以下、「応援団体」という。)の連絡及び調整は、応援とりまとめ団体が行うものとする。

- 2 応援とりまとめ団体は、必要に応じ被災団体に職員を派遣し、被災団体と協議を行い、ネットワーク構成団体の活動を調整及び支援することができる。
- 3 応援とりまとめ団体は、被災状況など必要に応じ、応援とりまとめ団体の活動を補佐する団体を指名することができる。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災団体が負担する。

- 2 被災団体において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災団体から要請があった場合は、応援団体は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別に定める。

(ネットワーク運営協議会の設置)

第7条 ネットワークの運営を円滑に行うため、ネットワーク運営協議会を設置する。

- (1) ネットワーク運営協議会は、ネットワーク構成団体より選出された団体で構成する。
 - (2) ネットワーク運営協議会の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、選任された団体が欠けた場合における補欠団体の任期は、前任団体の残任期間とする。
 - (3) ネットワーク運営協議会には幹事市及び副幹事市を置くものとし、第1号の団体から互選により選出するものとする。
 - (4) ネットワーク運営協議会事務局は、幹事市担当課内におき、協議会の庶務を行う。
- 2 ネットワーク運営協議会の行う業務は、次のとおりとする。
- (1) ネットワークに参加又はネットワークから離脱を希望する団体への同意
 - (2) 広域防災訓練の企画及び管理
 - (3) ネットワーク運営に係る連絡及び調整

- (4) 応援とりまとめ団体が行う活動の支援
- (5) その他、ネットワークの運営に関し必要な事項の決定
(ネットワークへの参加及び離脱)

第8条 ネットワークへの参加及び離脱は、別紙様式の市町村広域災害ネットワーク参加・離脱申請書をネットワーク運営協議会へ提出し、当該申請書をネットワーク運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

- 2 前条第1項第3号の幹事市は、ネットワーク構成団体に異動があった場合は、速やかに他のネットワーク構成団体に通知する。
(他の協定との関係)

第9条 この協定は、各団体が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。
(通信体制の整備)

第10条 ネットワーク構成団体は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

- 2 ネットワーク構成団体は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。
(訓練の実施)

第11条 ネットワーク構成団体は、この協定の実効性を確保するために、相互に協力し、必要な訓練を実施するものとする。
(協定に関する協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、ネットワーク運営協議会が別に定める。

附則

この協定は、平成21年1月13日から施行する。

附則

この協定は、平成22年6月7日から施行する。

附則

この協定は、平成22年11月8日から施行する。

附則

この協定は、平成23年6月6日から施行する。

附則

この協定は、平成24年6月4日から施行する。

附則

この協定は、平成25年6月3日から施行する。

附則

この協定は、平成28年6月6日から施行する。

9. 災害時相互応援に関する協定書

静岡市、長野市、上越市及び甲府市(以下「協定市」という。)は、いずれかの市の区域内において大規模な災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援活動に必要な車両の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請手続)

第2条 協定市の長は、その区域に災害が生じた場合において、応援の要請をしようとするときは、次の事項を明らかにして、他の協定市の長に対して電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の自主出動)

第3条 協定市は、前条の規定による要請がない場合で応援を行う必要があると認めるときは、職員で構成する情報収集班を他の協定市に派遣し、災害の情報収集を行うとともに、必要な応援を行うことができる。この場合において、応援を行う協定市の長は、その内容について応援を受ける市の長へ速やかに連絡するものとする。

(応援従事者の指揮)

第4条 この協定に基づく応援に従事する職員(以下「応援従事者」という。)は、応援を受けた市の長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受けた協定市の負担とする。

2 応援従事者が応援に係る業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援に係る業務の従事中に生じたものについては応援を受けた協定市が、当該従事場所への往復経路の途中において生じたものについては応援を行う協定市が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

(連絡担当部局)

第6条 協定市は、相互応援のための窓口として連絡担当部局を定めるものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1月前までに協定市のいずれの市からも申出がないときは、この期間は更に3年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協定市が協議して定めるものとする。

10. 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と甲府市（以下「乙」という。）は、山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲及び乙は、山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱に基づき、共同して、山梨県・市町村被災者生活再建支援金を支給するものとする。

第2条 この協定は、平成28年1月1日から適用する。

第3条 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱を変更する必要があるときは、甲と乙があらかじめ協議するものとする。

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

●山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱

（趣旨）

第1条 山梨県（以下「甲」という。）及び山梨県との間で「山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定」を締結した市町村（以下「乙」という。）は、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した県内世帯の生活の早期再建を支援するため、これらの世帯に対し山梨県・市町村被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に定める自然災害をいう。
- (2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
 - ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。第4条において「大規模半壊世帯」という。）

（対象自然災害）

第3条 この要綱の対象とする自然災害は、県内において住宅全壊被害が1世帯以上発生した自然災害とする。

（住宅の被害認定）

第4条 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）その他の関係通知等に基づき乙が行う。

（支援金の支給）

第5条 甲は県内で被災世帯となった世帯の世帯主（以下「被災世帯主」という。）に対して、当該被災世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。

2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（以下「単数世帯」という。）を除く。以下第4項までにおいて同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあっては、50万円とする。以下「基礎支援金」という。）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額（以下「加算支援金」という。）を加えた額とする。

- (1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
- (2) その居住する住宅を補修する世帯 100万円

- (3) その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50万円
- 3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあっては、50万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第2条第2号ウに該当する被災世帯については、法第3条第4項の規定の例による。
- 5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前3項の規定を準用する。この場合において、第2項及び第3項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5千円」と、第2項中「200万円」とあるのは「150万円」と読み替えるものとする。
- 6 同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される被災世帯主に対しては支援金を支給しない。
- 7 第1項の規定にかかわらず、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯に対しては支援金を支給しない。
- （支給の申請）
- 第6条 支援金の支給を申請するときは、被災世帯主が乙を経由して甲に、支援金支給申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。
- (1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
 - (2) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、支援金を振り込む口座を確認できる部分の写し
 - (3) 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる住家被災市町村の発行する罹災証明書及び住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類
 - (4) 加算支援金の支給を申請するときは、前3号に加え住宅を建設、購入、補修若しくは賃貸したと、又はしようすることが確認できる契約書等の写し
 - (5) その他、甲が指示する書面等
- 2 前項の規定による支援金の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害による被害が発生した日から起算して、基礎支援金にあっては13月を経過する日まで、加算支援金にあっては37月を経過する日までに、乙に提出して行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯主が前項に規定する期間内に支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。
- 4 被災世帯主から申請を受理した乙は、申請内容について支援金支給申請に係る進達文書（様式第2号）及び支援金申請者一覧表（様式第3号）を添えて、被災世帯主からの申請書面等を速やかに甲に進達するものとする。
- （支給の決定）
- 第7条 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、支援金の支給についてその可否を決定する。
- 2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した乙等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。
- （決定の通知）
- 第8条 甲は、前条第1項の規定による決定の内容を支援金の決定通知書（様式第4号）により被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。
- （支給決定の取消）
- 第9条 甲は、被災世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- (1) 偽りその他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき。
 - (2) その他、支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。
- 2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、支援金支給決定取消通知書（様式第5号）により当該被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。
- （支援金の返還）
- 第10条 支援金の返還の命令をする場合は、甲は、支援金返還請求書（様式第6号）により当該被災世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。
- 2 前項の支援金返還請求書の写しを受理した乙は、支援金の返還並びに加算金及び延滞金の納付について、当該被災世帯主と連絡調整を行うものとする。

(支援金の財源)

第11条 支援金は、甲の予算から支出するものとする。

2 支援金支給にかかる乙の負担額は、 $1/2$ とする。ただし、同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される場合で、法適用とならない市町村の被災世帯主に対して甲が支援金を支給する場合の乙の負担額は、 $1/3$ とする。

3 甲は、当年1月から12月までに支給した支援金の総額を集計し、乙の負担額を明示し、乙に負担金を請求するものとする。

4 乙は、甲から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

(証拠書類の保存)

第12条 甲及び乙は、この支援金の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに関する証拠書類等を支給完了後5年間保管しておかなければならない。

(疑義等の協議)

第13条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この支援金に関しては法に基づく被災者生活再建支援金の例によるものとし、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用する。

様式省略

11. 大規模災害時における相互応援に関する協定書

大規模災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、次条に規定する甲州街道沿道各市に、大規模な地震、風雪水害その他の災害(以下「大規模災害」という。)が発生した場合における相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定市)

第2条 この協定は、次の各号に掲げる市(以下「協定市」という。)相互間において行うものとする。

(1) 東京ブロック

- ア 八王子市
- イ 立川市
- ウ 府中市
- エ 調布市
- オ 日野市
- カ 国立市

(2) 山梨・長野ブロック

- ア 甲府市
- イ 諏訪市
- ウ 山梨市
- エ 大月市
- オ 韮崎市
- カ 茅野市

2 協定市の相互応援に関する連絡担当部署は、別表のとおりとし、記載事項に変更が生じた協定市は、各ブロックの協定市に通知するものとする。

(ブロックの代表市)

第3条 大規模災害時に相互応援を迅速かつ円滑に行うため、各ブロックに代表市を置くものとする。

2 代表市の任期は、2年とする。

3 代表市は、前条に定める各ブロック内の協定市の市制施行順(前条に掲げる順。別表参照)に、その任にあたるものとする。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、大規模災害が発生した市(以下「発災市」という。)の市長が、各ブロックの代表市の市長に行うものとする。

2 前項に規定する応援は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救助及び復旧活動等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか、救助及び復旧のために必要な事項

3 第1項の要請は、様式1により行うものとする。ただし、急を要する際は、口頭により様式1に掲げる事項を明らかにして行うものとし、後日、各ブロックの代表市の市長に様式1を提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 代表市は、応援要請があったときは、迅速にブロック内の協定市に要請内容を連絡するものとする。

2 代表市から連絡を受けた協定市は、可能な限り応援に努めるものとし、受諾できる応援内容を、代表市に様式2により迅速に回答するものとする。

3 回答を受けた代表市は、これを速やかに取りまとめ、発災市に報告するものとする。

4 前2項の規定により、応援を受諾した協定市(以下「応援市」という。)は、速やかに応援体制を整えるものとし、応援にあたっての具体的な調整等は、発災市と応援市の間で直接行うものとする。

(応援従事者の業務)

第6条 第4条第2項第3号の規定により派遣された職員(以下「応援従事者」という。)は、発災市の市長の指揮のもと業務(以下「応援業務」という。)を行うものとする。

(状況の報告)

第7条 発災市の市長は、応援市の市長に対して、定期的に応援従事者の活動状況を報告するものとする。

(経費負担)

第8条 この協定を実施するための必要な経費は、発災市の負担とする。ただし、応援従事者に係る経費に

については、同一の応援従事者の派遣期間が1月未満である場合は公務出張による扱いとし、応援市の負担とする。

- 2 前項の規定により難い場合は、発災市と応援市が協議するものとする。

(災害補償等)

第9条 応援従事者に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

- 2 第6条の規定により応援従事者が応援業務中に、第三者に対して損害を与えた場合は、発災市が賠償の責任を負うものとし、発災市への往復経路の途中に生じた損害については、応援市が責務を負うものとする。

(連絡会議)

第10条 相互応援協定の事務の円滑な推進を図るため、必要に応じて、協定市の会議(以下「連絡会議」という。)を開催することができるものとする。

- 2 連絡会議の招集は、各ブロックの代表市が協議のうえ、いずれかの代表市の市長が行うものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、協定市から書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、連絡会議を招集し、協定市の市長が協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、協定市の市長記名押印の上、協定市がそれぞれ1通を保有する。

附 則

(効力の期日)

- 1 この協定は、平成28年4月1日から効力を生ずる。

(大規模災害発生時等における相互応援に関する協定の廃止)

- 2 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定(平成8年11月27日)は、廃止する。

別表・様式省略

12. 山梨県における広域避難等に関する協定書

山梨県と山梨県内の各市町村（以下「県内各市町村」という。）は、広域避難（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第61条の4第3項に規定する広域避難をいう。以下同じ。）等の円滑な実施を確保するため必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（基本理念）

第1条 広域避難その他の市町村の区域を越える避難に当たっては、山梨県と県内各市町村は、災対法に定める手続を尊重しつつ、想定される被害の状況又は被害の発生状況に応じ、適切な指定緊急避難場所その他の避難場所（以下単に「避難場所」という。）を提供するために必要な体制を構築するものとする。

2 この協定は、災対法により県内各市町村が他の市町村と個別に広域避難等に係る協議を行うことを妨げるものではない。

（広域避難に係る調整）

第2条 県内各市町村の長は、広域避難の必要があると認める場合であって、自ら災対法第61条の4第1項の協議を行わないときは、知事に対し、要避難者（同条第3項に規定する要避難者をいう。）に提供する避難場所に係る調整を求めることができる。

2 知事は、前項の規定による調整の要求があった場合には、保有する避難場所に関する情報（第4条第1項において「保有避難場所情報」という。）のうちから、当該要求内容に応じた避難場所を選定し、当該避難場所が所在する市町村の長にその利用の可否を確認の上、当該要求をした市町村長に回答するものとする。

（避難場所の情報収集等）

第3条 県内各市町村の長は、知事に対し、あらかじめ、前条の規定による広域避難に係る調整に必要な避難場所に関する情報を提供するものとする。

2 県内各市町村の長は、前項の規定により提供した情報を修正する必要があるときは、知事に対し、速やかに当該修正の内容を報告するものとする。

（都道府県外広域避難に係る調整）

第4条 保有避難場所情報は、知事が他の都道府県の知事から都道府県外広域避難（災対法第61条の5第5項に規定する都道府県外広域避難をいう。）に係る協議があった場合にも利用することができるものとする。

2 知事は、県内各市町村の都道府県外広域避難の円滑な実施を確保するため、他の都道府県に係る避難場所に関する情報の相互提供が可能となるよう努めるものとする。

（広域一時滞在等への準用）

第5条 この協定の規定は、災対法第86条の8第1項の規定による広域一時滞在及び災対法第86条の9第1項の規定による都道府県外広域一時滞在を行おうとする場合に準用する。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、広域避難及び都道府県外広域避難並びに広域一時滞在及び都道府県外広域一時滞在の実施に関し必要な事項は、知事と県内各市町村の長とが協議して定めるものとする。

13. 甲府市と中央市における災害時等非常用連絡管の設置に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と中央市（以下「乙」という。）は、非常時における水道水の相互融通のための連絡管の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震その他の災害時等の非常時に、水道水を相互に融通し、給水の安定性の確保を図ることを目的とする。

（連絡管の設置箇所等）

第2条 連絡管の設置箇所は、次のとおりとする。

- （1） 中央市東花輪駅西側付近
- （2） 中央市東花輪駅東側付近
- （3） 中央市布施配水場付近
- （4） 中央市リバーサイド地区北側付近
- （5） 中央市鍛冶新居配水場付近
- （6） 中央市小井川駅付近

2 前項に規定する連絡管の接続地点、名称、設備、工事の施工等、必要な事項について、別途、細目協定を締結する。

（維持管理）

第3条 連絡管の維持管理は、甲乙がそれぞれ給水区域境まで行い、その費用を負担するものとする。ただし、接続箇所については、甲乙それぞれが2分の1を負担するものとする。

（応援配水の開始と完了）

第4条 災害等により、配水の応援を受けようとする市は、次の事項を明示した文書によって応援を要請するものとする。ただし、緊急を要するときはこの限りではない。

- （1） 被害の状況
- （2） 応援の場所、予定水量及び期間
- （3） その他必要な事項

2 応援配水の開始及び完了に伴う連絡管の接続等の操作は、双方が立ち合いのうえ実施するものとする。

（応援配水量の認定）

第5条 応援を受けた市が受水した水量の認定は、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の負担）

第6条 応援に要した費用は、法令その他特別に定めがあるものを除き応援を受けた市の負担とする。

2 応援配水を行った場合の水道水の費用は、応援をした市の給水原価により応援を受けた市の負担とする。

（応援活動の円滑化）

第7条 応援活動の円滑化を図るため、両市に担当責任者をおく。

（協議）

第8条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえ決定する。

（適用）

第9条 この協定は、令和4年8月4日から適用する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、その1通を保有する。

14. 山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定

山梨県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）並びに山梨県（以下「県」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第4条の2の規定による災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等の災害により、区域内の災害廃棄物等の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

（役割）

第2条 市町村等は、次に掲げる相互支援を行うものとする。

- （1） 災害廃棄物等の処理の実施
 - （2） 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の用地の提供
 - （3） 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
 - （4） その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項
- 2 県は、円滑な支援体制を確保するため次の措置を講ずるものとする。
- （1） 災害による被害状況の調査と支援情報の収集
 - （2） 市町村等への支援の協力依頼及び調整
- 3 市町村等及び県で構成する山梨県一般廃棄物処理事業連絡協議会は、前2項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

（責務）

第3条 市町村等は、災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う

（1） 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を災害がんに相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑処理に協力する。

（2） 仮置場の用地の提供又は職員の派遣に係る協力依頼があったときは、応ずるように努める

（協力の手順）

第4条 被災市町村等が、本協定に係る支援を要請する場合は、県の環境整備課を窓口として要請するものとする。

2 前項の要請があった場合は、県の環境整備課長は、市町村等に対し、協力依頼を行うものとする。

3 前2項にかかわらず、緊急に支援を行う必要があると認めた市町村等は、自主的に支援を行うことができるものとする。この場合において、支援を行う市町村等は、その旨を県の環境整備課に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条第1項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請した市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

（この協定の締結に係る市町村の同意の方法）

第6条 この協定の締結に係る市町村等の同意は別表1及び別表2に掲げる市町村等の長が同意書に記名押印することにより証するものとする。

2 県は、県及び市町村等が記名押印した協定書及び前項の同意書を編綴して協定書本書として保有し、その写しを作成の上、市町村等に配布するものとする。

3 この協定の締結の時に同意書を提出していない市町村等は、その後同意書を県に提出して、この協定に参加することができる。

（地位の継承）

第7条 この協定を締結した一部事務組合の構成団体である市町村の廃置分合、共同処理する事務の変更等により、当該一部事務組合の地位を継承した者は、この協定に係る当該一部事務組合の地位を継承するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

別表省略

15. 渋谷区、甲府市及び茅野市災害時相互応援協定

(趣 旨)

第1条 渋谷区、甲府市及び茅野市（以下「協定区市」という。）は、いずれかの行政区域において、地震、風水害等の災害が発生し、被害を受けた協定区市（以下「被災区市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条に規定する趣旨に基づき、相互に応援協力し被災区市の応急対策及び復旧対策を相互に応援するため、この協定を締結する。

(平時の連携・交流)

第2条 協定区市は、災害時における相互応援を円滑に遂行するため、平時から防災情報の共有、その他防災に係る必要な取組を実施するとともに、産業、市民活動、教育、文化、スポーツ等、行政の広範な分野にわたる重層的な連携・交流を深めるものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 協定区市間における対口支援（以下「対口支援」という。）
- (2) 被災区市が、対口支援要請できない場合等における、他の協定区市による自主的な支援（以下「自主的支援活動」という。）
- (3) 被災区市が支援を受ける場合（以下「受援」という。）における、他の協定区市による受援に係る受付及び調整業務等の支援（以下「受援調整等支援」という。）

(対口支援及び自主的支援活動の内容)

第4条 対口支援及び自主的支援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救援、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及びその他復旧活動等に必要な車両等の提供
- (4) 救援及びその他復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 広域避難等における受入れのための施設の提供及び斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(対口支援の要請手続)

第5条 対口支援を要請しようとする被災区市（以下「要請区市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第11条に規定する連絡担当部局を通じて、文書により対口支援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができ、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる資機材等の種類及び数量
- (3) 前条第1項第4号に掲げる職員の職種及び人数
- (4) 応援を受ける場所及びその経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(対口支援の実施)

第6条 対口支援を要請された協定区市（以下「応援区市」という。）は、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

(自主的支援活動の実施)

第7条 激甚な災害が発生し、通信の途絶え等により被災区市から第5条の規定による支援要請がないと見込まれるときは、他の協定区市は、速やかに被災区市の状況について、情報収集を行うものとする。

2 被害がない協定区市は、情報収集を担う職員を被災区市へ派遣し、災害に係る情報収集を行うものとする。

3 被災区市は、前項の規定により派遣された職員に可能な限り情報を提供するものとする。

4 前2項の規定に基づく情報収集により、被害が甚大であると認められるときは、他の協定区市は自主的支援活動を行うものとする。

(受援調整等支援の内容)

第8条 被災区市が、本協定により受援するとき、他の協定区市は被災区市と連携しながら、受援調整を積極的に行い、被災区市が円滑に受援できるよう協力するものとする。ただし、被災区市以外の協定区市が被災した場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、他の協定区市は、災害の状況に応じ、受援業務を行う職員に対する宿舎の斡旋

等、便宜に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、法令その他特別な定めがある場合のほか、要請区市の負担とし、その額については応援区市と協議して決定する。

2 要請区市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請区市から申し出があった場合は、応援区市がその経費を一時立て替えて支出できるものとする。

(災害補償等)

第10条 派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請区市が、往復経路の途中に生じたものについては応援区市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第11条 協定区市は、本協定を確実に実施するために連絡担当部局を定め、必要に応じて担当者会議を開催するとともに、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

2 協定区市は、連絡担当者名簿を作成し、相互で共有するものとする。また、人事異動等により、変更が生じた場合は、その都度、修正を行うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定区市がその都度協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、いずれの区市から何ら意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、協定区市の各首長が署名のうえ、各自その1通を保有する。

別表省略

2 協同組合、卸売市場、地方行政機関、民間企業等との協定書等

1. 災害応急復旧工事等に関する業務協定書

甲府市水道局(以下「甲」という。)と甲府市管工事協同組合(以下「乙」という。)は次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が管理する上水道施設及び甲が相互応援に関する協定を締結している上水道施設について、地震予知情報発令時の安全措置及び地震災害、風災害その他の災害(以下「災害」という。)発生時の機能回復のための応急復旧工事を実施することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、安全措置及び応急復旧工事(以下「応急復旧工事等」という。)を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請する。

(応急復旧工事等施工者)

第3条 乙は、前条の出動要請があった場合に応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者(以下「施工業者」という。)の工事施工区間又は区域をあらかじめ定めておかなければならない。ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により工事施工区間及び区域を決定し、又は変更したときは、直ちに甲に通知するものとする。

(要請手続)

第4条 甲は、第2条の規定により乙に出動要請をする場合は、安全措置を必要とする場所又は災害の場所、被害状況、工事内容等を電話により行うものとする。ただし、電話が途絶し、連絡が不可能なときは、職員を派遣し、要請するものとする。

(協力活動)

第5条 施工業者は、甲が現場に派遣した職員の指示に従い、応急復旧工事等を実施するものとする。

2 前項の職員が派遣されていないときは、施工業者は、本協定の主旨に基づいて応急復旧工事等を実施するものとする。

(着工報告)

第6条 乙は、施工業者が応急復旧工事等に着手したときは、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

(費用の立替え)

第7条 第5条の規定により生じた費用は、施工業者が一時立て替えておくものとする。

(精算単価)

第8条 前条の規定により施工業者が一時立て替えた費用の精算単価は、地震予知情報発令時又は災害発生時における災害査定設計歩掛表又は市が定める設計単価表によるものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、第7条の規定により施工業者が一時立て替えをした費用については、施工業者と協議の上支払うものとする。

(損失補償)

第10条 甲は、第2条の規定により応急復旧工事等に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは著しい障害を有する状態となった場合においては、本人又はその遺族若しくは被扶養者に対し、甲府市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年甲府市条例第28号)の規定の例により、その都度協議して損害補償を行うものとする。

(報告)

第11条 乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するために必要な資機材、人員の把握に努め、甲から要請を受けたときは、速やかに別記様式により報告するものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、要請事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表第1のとおり定める。

(疑義等の解決)

第13条 この協定の定める事項に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項についてはその都度、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上各1通を保有する。

様式及び別表省略

2. 災害時における応急対策業務に関する協定書

(目的)

第1条 甲府市(以下「甲」という。)と甲府市建設安全協議会(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、雪害等の災害(以下「災害」という。)により、甲の管理する道路、河川、建物等の施設(以下「公共営造物等」という。)に、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、公共営造物等の機能の確保及び回復を図ることを目的とする応急対策業務の実施に関し、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、前条の目的のため、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し応急業務要請書(様式第1号)により協力を要請する。

ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段により要請し、後日、遅滞なく応急業務要請書を送付するものとする。

(協力者の報告)

第3条 乙は、協議会員の中から本協定に協力できる者(以下「協力者」という。)を協力者名簿(様式第2号)により、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者ごとの災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を、資機材・編成人員報告書(様式第3号)に取りまとめ、前項の規定による名簿とともに、甲に提出するものとする。

3 乙は、協力者名簿及び資機材・編成人員報告書について、毎年度4月1日に甲に報告するものとする。また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。

(実施)

第4条 乙は、第2条により要請を受けたときは、甲と協議のうえ、協力者の中から応急対策業務等を実施する者(以下「実施者」という。)を決定し、速やかに応急対策業務に着手するよう指示するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲が実施者を直接決定することができる。

2 前項の応急対策業務の限度は、公共営造物等の機能確保にかかわる必要最小限度とする。

3 実施者は、応急対策業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 実施者は、業務遂行の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜、応急対策業務の実施状況を報告し、業務が完了したときは速やかに応急業務完了報告書(様式第4号)を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 実施者が前条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために要した経費は、甲が負担する。

(効力)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成11年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙双方に異議の申出のない場合、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

様式省略

3. 災害時における物資の供給に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と櫛岡島(以下「乙」という。)は、甲府市の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲の応急対策のため、乙が緊急に行う物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

(要請手続)

第1条 災害時に甲が物資の供給を受けようとするときは、災害時物資供給要請書(様式1)により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

(物資の種類)

第2条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具品
- (4) 食器類
- (5) 日用品
- (6) その他応急措置に必要なもの

(引渡し)

第3条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(支払の請求)

第4条 乙は、前条の規定により物資の供給完了後、まとめて甲へ費用を請求するものとする。

2 物資の価格、その他供給に係る費用は、災害時直前における適正な価格とする。

(費用支払)

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、その内容を調査し適当と認めたときは、すみやかに費用を支払うものとする。

(報告)

第6条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(協議)

第7条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成11年2月8日から平成12年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

様式省略

4. 災害時における物資の供給に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と柵オギノ(以下「乙」という。)は、甲府市の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲の応急対策のため、乙が緊急に行う物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

(要請手続)

第1条 災害時に甲が物資の供給を受けようとするときは、災害時物資供給要請書(様式1)により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

(物資の種類)

第2条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具品
- (4) 食器類
- (5) 日用品
- (6) その他応急措置に必要なもの

(引渡し)

第3条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(支払の請求)

第4条 乙は、前条の規定により物資の供給完了後、まとめて甲へ費用を請求するものとする。

2 物資の価格、その他供給に係る費用は、災害時直前における適正な価格とする。

(費用支払)

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、その内容を調査し適当と認めたときは、すみやかに費用を支払うものとする。

(報告)

第6条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(協議)

第7条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成11年2月8日から平成12年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

様式省略

5. 災害時における物資供給に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と生活協同組合ユーコープ(以下「乙」という。)は、甲の地域内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が行う応急対策のため、緊急に必要なとする物資の供給について次のとおり協定を締結する。

(物資の種類)

第1条 供給される物資の種類は、別表のとおりとする。ただし、その他必要なものについては、乙は業務に支障のない範囲で要請に応じるものとする。

(要請手続)

第2条 災害時に、甲が物資の供給を受けようとするときは、災害時物資供給要請書(様式1)により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

(引渡し)

第3条 乙は、甲から要請を受けた場合は、甲に対して優先的に物資を引き渡すものとする。引渡し場所は、甲の指定場所とする。

(支払の請求)

第4条 乙は、前条の規定により物資の供給完了後、一括して甲へ費用の請求を行うものとする。

2 物資の供給に係る費用は、災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用支払)

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、その内容を調査し、適当と認めたときは、すみやかに費用を支払うものとする。

(連絡担当課)

第6条 甲及び乙は、物資供給の窓口として、連絡担当課を定めておくものとする。

(報告)

第7条 甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成11年5月21日から平成12年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

別表・様式省略

6. 災害時における物資供給に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と生活クラブ生活協同組合(以下「乙」という。)は、甲の地域内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が行う応急対策のため、緊急に必要なとする物資の供給について次のとおり協定を締結する。

(物資の種類)

第1条 供給される物資の種類は、別表のとおりとする。ただし、その他必要なものについては、乙は業務に支障のない範囲で要請に応じるものとする。

(要請手続)

第2条 災害時に、甲が物資の供給を受けようとするときは、災害時物資供給要請書(様式1)により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

(引渡し)

第3条 乙は、甲から要請を受けた場合は、甲に対して優先的に物資を引き渡すものとする。引渡し場所は、甲の指定場所とする。

(支払の請求)

第4条 乙は、前条の規定により物資の供給完了後、一括して甲へ費用の請求を行うものとする。

2 物資の供給に係る費用は、災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用支払)

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、その内容を調査し、適当と認めたときは、すみやかに費用を支払うものとする。

(連絡担当課)

第6条 甲及び乙は、物資供給の窓口として、連絡担当課を定めておくものとする。

(報告)

第7条 甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成11年5月21日から平成12年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからこの協定を改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

別表・様式省略

7. 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と一般社団法人山梨県トラック協会(以下「乙」という。)とは、次のとおり災害時における物資等の緊急輸送に関する協定(以下「協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の地域内に大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が甲府市地域防災計画に基づき行う災害応急対策としての物資等の緊急輸送業務が適正かつ円滑に実施されることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、乙に対し、物資等の輸送を要請するときは、次に掲げる事項を明示した文書(別記様式1)により行うものとする。ただし、文書によるいとまがない場合は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び輸送の協力を要請する事由
- (2) 輸送に必要な車両種類、車両数及び人員
- (3) 輸送物資等の種類・数量
- (4) 物資積み込み・取り下ろし場所
- (5) 要請する期間及び活動内容
- (6) その他必要となる事項

(協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

2 甲は、乙が実施する輸送が円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

(報告)

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に対し、次の事項を明示した文書(別記様式2)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって報告し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 輸送期日、輸送先
- (2) 車両種類、車両数、人員
- (3) 輸送物資等
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 乙が第3条の規定により実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用支払)

第6条 甲は、前条第2項により定められた費用を請求された場合は、速やかに費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙の供給した事業用自動車故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

2 乙は、前項の場合その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第8条 輸送業務に従事する者が、従事中に災害を受けた場合は、労働者災害補償保険等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

2 前項のほか、輸送先において甲からの要請により、災害対策基本法に基づく応急措置の業務に従事し、災害を受けた場合は、甲が甲府市消防団員等公務災害補償条例の規定を適用し補償するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては、地域振興部防災企画課長とし、乙においては、専務理事とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意志を通知しない限り、その効力は継続するものとする。 様式省略

8. 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と赤帽山梨県軽自動車運送協同組合(以下「乙」という。)とは、次のとおり災害時における物資等の緊急輸送に関する協定(以下「協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の地域内に大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が甲府市地域防災計画に基づき行う災害応急対策としての物資等の緊急輸送業務が適正かつ円滑に実施されることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、乙に対し、物資等の輸送を要請するときは、次に掲げる事項を明示した文書(別記様式1)により行うものとする。ただし、文書によるいとまがない場合は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び輸送の協力を要請する事由
- (2) 輸送に必要な車両種類、車両数及び人員
- (3) 輸送物資等の種類・数量
- (4) 物資積み込み・取り下ろし場所
- (5) 要請する期間及び活動内容
- (6) その他必要となる事項

(協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

2 甲は、乙が実施する輸送が円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

(報告)

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に対し、次の事項を明示した文書(別記様式2)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって報告し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 輸送期日、輸送先
- (2) 車両種類、車両数、人員
- (3) 輸送物資等
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 乙が第3条の規定により実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用支払)

第6条 甲は、前条第2項により定められた費用を請求された場合は、速やかに費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙の供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

2 乙は、前項の場合その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第8条 輸送業務に従事する者が、従事中に災害を受けた場合は、労働者災害補償保険等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

2 前項のほか、輸送先において甲からの要請により、災害対策基本法に基づく応急措置の業務に従事し、災害を受けた場合は、甲が甲府市消防団員等公務災害補償条例の規定を適用し補償するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては、地域振興部防災企画課長とし、乙においては、専務理事とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意志を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

様式省略

9. 災害防災情報等の放送に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と株式会社エフエム甲府(以下「乙」という。)とは、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害等」という。)が発生した場合又は発生するおそれがある場合及び東海地震予知関連情報が発表された場合等における防災上必要な各種の情報(以下「災害防災情報等」という。)の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、地域における各々の役割と使命に基づき、別表に掲げる災害防災情報等を市民、滞留旅客及び事業所等に適切に伝えるため相互に協力するものとする。

(災害防災情報等の放送)

第2条 乙は、災害防災情報等の放送が必要と認めた場合は、その判断のもとに通常番組に優先して災害防災情報等を放送するものとする。

(災害防災情報等の提供)

第3条 甲は、災害防災情報等の放送が必要と認めた場合は、乙に対して災害防災情報等を提供し、乙の番組編成権を侵害しない範囲で放送を要請することができる。

2 乙は、災害防災情報等の放送が必要と認めた場合は、甲に対して、災害防災情報等の提供を求めることができる。

(連絡責任者)

第4条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定めて、協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 連絡責任者を定めた場合及び変更があった場合は、その都度相互に通知するものとする。

(放送費用)

第5条 災害防災情報等の放送に必要な費用は無償とする。ただし、甲が第3条第1項の規定により放送を要請した場合で、乙の通常使用している放送施設以外の場所で放送を行う必要があると認められるときは、甲は、当該放送に必要な電話回線及び電力の使用に要する経費を負担するものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも異議の申出のない場合、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

別表・様式省略

10. 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と株式会社レンタルのニッケン(以下「乙」という。)は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲の応急対策のため、乙が緊急に行う仮設資機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

(要請手続)

第1条 災害時に甲が物資の供給を受けようとするときは、災害時仮設資機材供給要請書(様式1。以下「要請書」という。)により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

(物資の種類)

第2条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

- (1) 仮設トイレ、仮設ハウス、事務所備品
- (2) ストーブ、扇風機等の季節商品
- (3) その他、災害応急、復旧作業に必要なもの

(引渡し)

第3条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(支払の請求)

第4条 乙は前条の規定により物資の供給完了後、甲へ費用を請求するものとする。

2 物資の価格、その他供給に係る費用は、災害時直前における適正な価格とする。

(費用支払)

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、その内容を調査し適当と認めたときは、すみやかに費用を支払うものとする。

(報告)

第6条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(協議)

第7条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

様式省略

11. 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と太陽建機レンタル株式会社(以下「乙」という。)は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲の応急対策のため、乙が緊急に行う仮設資機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

(要請手続)

第1条 災害時に甲が物資の供給を受けようとするときは、災害時仮設資機材供給要請書(様式1。以下「要請書」という。)により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

(物資の種類)

第2条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

- (1) 仮設トイレ、仮設ハウス、事務所備品
- (2) ストーブ、扇風機等の季節商品
- (3) その他、災害応急、復旧作業に必要なもの

(引渡し)

第3条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(支払の請求)

第4条 乙は前条の規定により物資の供給完了後、甲へ費用を請求するものとする。

2 物資の価格、その他供給に係る費用は、災害時直前における適正な価格とする。

(費用支払)

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、その内容を調査し適当と認めたときは、すみやかに費用を支払うものとする。

(報告)

第6条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(協議)

第7条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

様式省略

12. 災害防災情報等の放送に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と株式会社日本ネットワークサービス(以下「乙」という。)とは、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害等」という。)が発生した場合又は発生するおそれがある場合及び東海地震予知関連情報が発表された場合等における防災上必要な各種情報(以下「災害防災情報等」という。)の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、地域における各々の役割と使命に基づき、別表に掲げる災害防災情報等を市民、滞留旅客及び事業所等に適切に伝えるため相互に協力するものとする。

(災害防災情報等の放送)

第2条 乙は災害防災情報等の放送が必要と認めた場合は、その判断のもとに通常番組に優先して災害防災情報等を放送(スーパーインポーズ)するものとする。

2 乙の通常使用している放送施設以外の場所で放送を行う必要があると認められるときは、甲は、乙に中継に必要な場所を確保し、提供するものとする。

(災害防災情報等の提供)

第3条 甲は、災害防災情報等の放送が必要と認めた場合、乙に対して災害防災情報等を提供し、乙の番組編成権を侵害しない範囲で放送を要請することができる。

2 乙は、災害防災情報等の放送が必要と認めた場合は、甲に対して、災害防災等の提供を求めることができる。

(CATV及びCCNet回線の設置)

第4条 甲は、乙に対して避難場所等へのCATV又はCCNet回線の設置を、必要に応じ要請するものとする。

2 乙は、甲の要請のもと、すみやかにCATV又はCCNet回線を、当該指定箇所に設置するものとする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定めて、協定の実施について遺漏ないよう努めるものとする。

2 連絡責任者を定めた場合及び変更があつた場合は、その都度相互に通知するものとする。

(放送及び設置費用)

第6条 災害防災情報等の放送及び回線仮設に必要な経費は、乙の負担とする。ただし、甲の要請により乙の放送施設以外の場所で放送する場合、中継に係わる電力の費用は、甲の負担とする。また、第4条第2項の規定により乙がCATV及びCCNet回線を仮設する場合、甲は、その工事費の実費のみを負担するものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前迄に、甲乙いずれからも異議の申し出のない場合、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

様式省略

13. 災害時における情報伝達手段の提供及び救援物資提供に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)とコカ・コーライーストジャパン株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における情報伝達手段の提供及び救援物資提供に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は、乙が所有するメッセージボード搭載地域貢献型自動販売機(以下「自販機」という。)を利用した災害時における情報伝達手段の提供及び救援物資提供について必要な事項を定めるものとする。

(甲乙の役割)

第2条 甲乙の役割は次のとおりとする。

(1) 甲の役割

甲は甲の責務に基づき、乙所有自販機に搭載したメッセージボードを活用し、災害・防災情報等を適切かつ迅速に市民に提供する事。

(2) 乙の役割

甲が利用する自販機について、乙の負担にて情報提供の環境を整え、無償貸与するとともに、第4条に定める救援物資の提供に努める事。

(協力)

第3条 甲及び乙は、本協定を実施する為に次の事項について相互に協力するものとする。

(1) 甲が所有する施設のうち、より多くの市民へ情報提供が可能な場所への自販機の設置協力を行うものとする。

(2) 乙は、自販機の設置に関する費用、附帯工事費等を負担するものとする。

(救援物資提供)

第4条 乙は市内に震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生、若しくは発生する恐れがある場合において、甲に災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、次の内容により協力するものとする。

(1) 自販機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

(2) 速やかに補充体制を整えるなど、可能な限り供給するため、万全を期するものとする。ただし道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

(制限等)

第5条 甲及び乙は、本協定の履行に関して知り得た、相手方の業務上の機密事項、システム、その他情報等を、書面若しくは口頭によるを問わず、第三者に漏洩してはならない。

(有効期間及び契約の更新)

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から1年とする。但し、有効期間満了の3ヶ月前までに甲乙両者異議なき場合は、1年を単位として、自動的に更新継続されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定書に定めのない事項に関しては、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

14. 災害時における石油燃料等の供給に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と山梨県石油協同組合(以下「乙」という。)は、次のとおり石油燃料等の供給に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害及び甲の国民保護計画が対象とする事態(以下「大規模災害等」という。)が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲の災害応急、復旧対策のため、乙が緊急に行う石油燃料等の供給について必要な事項を定めるものとする。

(供給対象)

第2条 供給対象は、甲の次の施設及び車両とする。

- (1) 本庁舎、総合市民会館(災害対策本部を設置した場合)(以下「本庁舎等」という。)
- (2) 指定避難所
- (3) 緊急通行(輸送)車両標章を表示した公用車、借上げ車(以下「公用車等」という。)

(燃料等の種類)

第3条 乙が甲に供給する石油燃料等の種類は、次のとおりとする。

- (1) ガソリン
- (2) 重油
- (3) 軽油
- (4) 灯油
- (5) 油脂類、その他

(要請手続)

第4条 甲の本庁舎等及び指定避難所が、大規模災害等において石油燃料等の供給を受けようとするときは、災害時石油燃料等供給要請書(様式1以下「要請書」という。)により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、供給を受けた後、速やかに要請書を送付するものとする。

2 甲の公用車等が大規模災害等において石油燃料等の供給を受けようとするときは、給油発注票(様式2以下「発注票」という。)により供給を受ける。ただし、緊急を要するときは供給を受けた後、速やかに発注票を送付するものとする。

(供給方法)

第5条 甲の施設及び車両に対する乙の石油燃料等の供給方法は、次のとおりとする。

- (1) 本庁舎等については給油所から供給する。非常用発電機用の重油については、乙の重油貯蔵所からタンクローリーで供給する。
 - (2) 指定避難所については給油所から供給する。
 - (3) 公用車等については給油所において供給する。
- 2 前項第2号の供給を行うために、乙は、給油所をその所在地に基づいて別表に掲げる甲の小学校地区ごとに区分し、毎年度4月1日に甲に報告するものとする。また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。
- 3 給油所は、別表に基づき、当該小学校地区内の施設等に供給を行うものとする。小学校地区内に給油所がない地区については、隣接した他の小学校地区の給油所が供給を行うものとする。
- 4 乙は、甲から要請があった場合、可能なかぎり優先的に石油燃料等を供給するものとし、本庁舎等及び指定避難所に対しては配達するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、大規模災害等において、乙に甲の本庁舎等及び指定避難所に対する配達の余裕がない場合は、甲の職員が連絡を取った上で、直接給油所で供給を受けるものとする。

(供給の確認)

第6条 甲が石油燃料等の供給を受けるときは、甲の職員が数量を確認のうえ引き取るものとする。

2 給油所は、本庁舎等及び指定避難所に石油燃料等を供給したときは給油所の納入伝票を提出し、公用車等に供給したときは発注票の給油確認票を提出するものとする。

(支払の請求)

第7条 乙は、前条の規定により石油燃料等の供給完了後、甲へ費用を請求するものとする。

2 石油燃料等の価格、その他供給に係る費用は、大規模災害等の直前における適正な価格とする。

(費用支払)

第8条 甲は、前条により費用を請求された場合は、その内容を確認し、適当と認めたときは、すみやかに費用を支払うものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定め

る。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

様式省略

15. 災害時における応急対策業務に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と甲府市電設協力会(以下「乙」という。)は、次のとおり応急対策業務に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害及び甲の国民保護計画が対象とする事態(以下「大規模災害等」という。)により甲の管理する道路、建物等の施設(以下「公共造営物等」という。)に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、公共造営物等の安全措置、機能の確保及び回復を図ることを目的として、乙が行う応急対策業務の実施について必要な事項を定める。

(要請手続)

第2条 甲は、前条の目的のため、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、応急業務要請書(様式1以下「要請書」という。)により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

(協力者の報告)

第3条 乙は、協力会員の中から本協定に協力できる者(以下「協力者」という。)を記載した協力者名簿(様式2)を作成する。また、協力者ごとの災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を、資機材・編成人員報告書(様式3)に取りまとめ、併せて協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者名簿及び資機材・編成人員報告書について、毎年度4月1日に甲に報告するものとする。また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。

(実施)

第4条 乙は、第2条により要請を受けたときは、甲と協議のうえ、協力者の中から応急対策業務を実施する者(以下「実施者」という。)を決定し、速やかに応急対策業務に着手するように指示するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲が実施者を直接決定することができる。

2 前項の応急対策業務は、公共造営物等の安全措置、機能確保及び回復にかかわる必要最小限度とする。

3 実施者は、応急対策業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 実施者は、業務遂行の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜、応急対策業務の実施状況を報告し、業務が完了したときは、速やかに応急業務完了報告書(様式4)を提出するものとする。

(経費の請求、支払)

第5条 実施者は前条の規定により甲の要請する業務を実施した後、そのために要した経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、経費を請求された場合は、応急業務報告書を確認し、適当と認めたときは、速やかに経費を支払うものとする。

(協議)

第6条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

様式省略

16. 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と株式会社アクティオ(以下「乙」という。)は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲の応急対策のため、乙が緊急に行う仮設資機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

(要請手続)

第1条 災害時に甲が資機材の供給を受けようとするときは、災害時仮設資機材供給要請書(様式1。以下「要請書」という。)により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

(資機材の種類)

第2条 資機材の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

- (1) 仮設トイレ、仮設ハウス、事務所備品
- (2) ストーブ、扇風機等の季節用品
- (3) その他、災害応急、復旧作業に必要なもの

(引渡し)

第3条 資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、資機材を確認のうえ引き取るものとする。

(支払の請求)

第4条 乙は前条の規定により資機材の供給完了後、甲へ費用を請求するものとする。

2 資機材の価格、その他供給に係る費用は、災害時直前における適正な価格とする。

(費用支払)

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、その内容を調査し適当と認めたときは、すみやかに費用を支払うものとする。

(報告)

第6条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(協議)

第7条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成20年1月15日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

様式省略

17. 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と甲陽建機リース株式会社(以下「乙」という。)は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲の応急対策のため、乙が緊急に行う仮設資機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

(要請手続)

第1条 災害時に甲が資機材の供給を受けようとするときは、災害時仮設資機材供給要請書(様式1。以下「要請書」という。)により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

(資機材の種類)

第2条 資機材の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

- (1) 仮設トイレ、仮設ハウス、事務所備品
- (2) ストーブ、扇風機等の季節用品
- (3) その他、災害応急、復旧作業に必要なもの

(引渡し)

第3条 資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、資機材を確認のうえ引き取るものとする。

(支払の請求)

第4条 乙は前条の規定により資機材の供給完了後、甲へ費用を請求するものとする。

2 資機材の価格、その他供給に係る費用は、災害時直前における適正な価格とする。

(費用支払)

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、その内容を調査し適当と認めたときは、すみやかに費用を支払うものとする。

(報告)

第6条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(協議)

第7条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成20年6月26日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

様式省略

18. 災害時における応急対策業務に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と一般社団法人全国クレーン建設業協会山梨県支部(以下「乙」という。)
は、次のとおり応急対策業務に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の地域内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が実施する緊急な応急対策業務を円滑に推進することを目的として、甲が乙に要請する移動式クレーン等による業務に関し、必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は前条の目的を達成するため、緊急的な応急対策業務として移動式クレーン等による業務が必要と認めたときは、応急対策業務要請書(様式1以下「要請書」という。)により乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

(協力体制の策定及び報告)

第3条 乙は、甲からの要請に対し、速やかに対応できるよう緊急要請に対応する組織内体制(以下「緊急体制」という。)を取り決めるとともに、協定締結後速やかに、甲にその設定状況を報告するものとする。

2 乙は、甲に報告した緊急体制に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(実施)

第4条 乙は、第2条により要請を受けたときは、甲に報告した緊急体制により応急対応を実施する者(以下「実施者」という。)を決定し、速やかに応急対策業務に着手するよう指示するものとする。ただし、緊急及び状況による対応能力機器が必要な場合は、甲が実施者を直接決定し、業務を要請することができる。

2 前項の応急対策業務は、公共造営物等の安全措置、機能確保及び回復にかかわる必要最小限度とする。

3 実施者は、応急対策業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 実施者は、適宜、応急対策業務の実施状況を報告し、業務が完了したときは、速やかに応急対策業務報告書(様式2)を甲に提出するものとする。

(経費の請求、支払)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請する業務を実施した後、そのために要した経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から経費を請求された場合は、応急業務報告書を確認し、適当と認めたときは、速やかに経費を支払うものとする。

3 応急対策業務の実施にかかる費用は、大規模災害等の直前における適正な通常業務の価格とする。

(協議)

第6条 この協定に定めない事項、疑義が生じた事項、改定を必要とする事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれからもこの協定の改定又は解約の意思表示がないときは、さらに1年間有効期限を延長するものとし、以後もこの例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

様式省略

19. 災害時における応急対策業務に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と協同組合甲府市造園協会(以下「乙」という。)は、次のとおり応急対策業務に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害及び甲の国民保護計画が対象とする事態(以下「大規模災害等」という。)により甲の管理する道路、公園等の施設(以下「公共造営物等」という。)に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、公共造営物等の安全措置、機能の確保及び回復を図ることを目的として、乙が行う応急対策業務の実施について必要な事項を定める。

(要請手続)

第2条 甲は、前条の目的のため、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、応急業務要請書(様式1以下「要請書」という。)により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

(協力体制の整備及び報告)

第3条 乙は、甲からの要請に対し、速やかに対応できるよう組織内体制を整備し、その内容を本協定締結後速やかに、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の組織内体制に変更が生じたときは、その変更内容を速やかに甲に報告するものとする。

(実施)

第4条 乙は、第2条により要請を受けたときは、特別な理由がない限り、他の業務に優先して応急対策業務に着手するものとする。

2 前項の応急対策業務は、公共造営物等の安全措置、機能確保及び回復等、必要最小限度のものとする。

3 乙は、応急対策業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 乙は、業務遂行の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜、応急対策業務の実施状況を報告し、業務が完了したときは、速やかに応急業務完了報告書(様式4)を提出するものとする。

(経費の請求、支払)

第5条 乙は前条の規定により甲の要請する業務を実施した後、そのために要した経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、経費を請求された場合は、応急業務完了報告書を確認し、適当と認めたときは、速やかに経費を支払うものとする。

(協議)

第6条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

様式省略

20. 災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と山梨県土地家屋調査士会(以下「乙」という。)は、災害時における被害家屋状況調査(以下「状況調査」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(状況調査への協力)

第1条 甲は、甲府市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、状況調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して状況調査を実施する。

(状況調査の内容)

第2条 状況調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、甲の職員と連携して、甲府市内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行する「罹災証明」について、市民からの相談の補助をすること。

(費用の負担)

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費等の経費を負担しない。ただし、状況調査に必要な資機材は甲が用意するものとする。

(研修会の実施)

第4条 乙は、状況調査に必要な知識を習得する為に研修会を開催するものとし、甲に当該研修会の講師の派遣を要請することができる。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、状況調査の実施により知り得た甲又は第三者の情報を第三者に漏らしてはならない。状況調査の終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、状況調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途に加入する災害補償保険により対応する。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

21. 災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省関東地方整備局長 下保修(以下「甲」という。)と、甲府市長 宮島雅展(以下「乙」という。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲府市の地域について災害が発生又は、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等(以下、情報交換という)について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 甲府市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- (2) 甲府市災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲または乙が必要とする場合

(情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関する事
- (2) 公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)の被害状況に関する事。
- (3) その他甲または乙が必要な事項

(情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

22. 災害時における応急対策業務に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と山梨県消防設備事業組合(以下「乙」という。)は、次のとおり応急対策業務に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害及び甲の国民保護計画が対象とする事態の発生により、甲の管理する建物及び防災資機材等に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、建物及び防災資機材等の機能の確保と回復を図ることを目的として、乙が行う応急対策業務の実施について必要な事項を定める。

(要請手続)

第2条 甲は、前条の目的のため、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、応急業務要請書(様式1以下「要請書」という。)により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

(協力者の報告)

第3条 乙は、協力会員の中から本協定に協力できる者(以下「協力者」という。)を記載した協力者名簿(様式2)を作成する。また、協力者ごとの災害時出動態勢として、人員編成を、編成人員報告書(様式3)に取りまとめ、併せて協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者名簿及び編成人員報告書について、毎年度4月1日に甲に報告するものとする。また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。

(実施)

第4条 乙は、第2条により要請を受けたときは、甲と協議のうえ、協力者の中から応急対策業務を実施する者(以下「実施者」という。)を決定し、速やかに応急対策業務に着手するように指示するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲が実施者を直接決定することができる。

2 前項の応急対策業務は、甲が管理する建物及び防災資機材の機能確保及び回復にかかわる必要最小限度とする。

3 実施者は、応急対策業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 実施者は、業務遂行の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜、応急対策業務の実施状況を報告し、業務が完了したときは、速やかに応急業務完了報告書(様式4)を提出するものとする。

(経費の請求、支払)

第5条 実施者は前条の規定により甲の要請する業務を実施した後、そのために要した経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、経費を請求された場合は、応急業務完了報告書を確認し、適当と認めたときは、速やかに経費を支払うものとする。

(協議)

第6条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

様式省略

23. 災害時における支援に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と国立大学法人山梨大学(以下「乙」という。)は、次のとおり災害発生時の支援に関し協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、市民の生活復興の応急対策を迅速に推進するための支援体制について定めることを目的とする。

(支援内容)

第2条 乙が甲に対して行う支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時の救援物資等の集積及び配送拠点として大学施設の提供
- (2) 被災者を支援するためのボランティアの活動拠点として大学施設の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

(要請手続)

第3条 前条に規定する支援を要請する場合は、次のとおりとする。

- (1) 甲は乙に、原則として様式1号により支援の内容、期間等必要事項を示して行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話、口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- (2) 乙は甲に、原則として様式2号により支援の内容、期間等必要事項を示して回答するものとする。ただし、文書で回答するいとまがないときは、電話、口頭等で回答し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(支援)

第4条 乙は甲から前条の規定による支援要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り支援に努めるものとする。ただし、止むを得ない事情により支援要請に応じられない場合はこの限りではない。

(撤収)

第5条 甲は、乙の施設の使用に際しては、乙の教育・研究活動の妨げにならないよう配慮し、早期の撤収に努めるものとする。

(原状回復)

第6条 甲は、使用した乙の施設から撤収する場合、原則としてその施設を原状に回復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙の施設の使用に伴って必要となる次の費用を負担する。

- (1) 協定書に基づく施設の使用により、乙が支出した費用
- (2) 協定書に基づく施設の使用により、施設に破損等が生じた場合、その回復等に必要となった費用

(協議)

第8条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

様式省略

24. 災害時における支援に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と公立大学法人山梨県立大学(以下「乙」という。)は、次のとおり災害発生時の支援に関し協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、市民の生活復興の応急対策を迅速に推進するための支援体制について定めることを目的とする。

(支援内容)

第2条 乙が甲に対して行う支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時の救援物資等の集積及び配送拠点として大学施設の提供
- (2) 被災者を支援するためのボランティアの活動拠点として大学施設の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

(要請手続)

第3条 前条に規定する支援を要請する場合は、次のとおりとする。

- (1) 甲は乙に、原則として様式1号により支援の内容、期間等必要事項を示して行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話、口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- (2) 乙は甲に、原則として様式2号により支援の内容、期間等必要事項を示して回答するものとする。ただし、文書で回答するいとまがないときは、電話、口頭等で回答し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(支援)

第4条 乙は甲から前条の規定による支援要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り支援に努めるものとする。ただし、止むを得ない事情により支援要請に応じられない場合はこの限りではない。

(撤収)

第5条 甲は、乙の施設の使用に際しては、乙の教育・研究活動の妨げにならないよう配慮し、早期の撤収に努めるものとする。

(原状回復)

第6条 甲は、使用した乙の施設から撤収する場合、原則としてその施設を原状に回復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙の施設の使用に伴って必要となる次の費用を負担する。

- (1) 協定書に基づく施設の使用により、乙が支出した費用
- (2) 協定書に基づく施設の使用により、施設に破損等が生じた場合、その回復等に必要となった費用

(協議)

第8条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれからこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

様式省略

25. 災害時における支援に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と山梨学院大学(以下「乙」という。)は、次のとおり災害発生時の支援に関し協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、市民の生活復興の応急対策を迅速に推進するための支援体制について定めることを目的とする。

(支援内容)

第2条 乙が甲に対して行う支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時の救援物資等の集積及び配送拠点として大学施設の提供
- (2) 被災者を支援するためのボランティアの活動拠点として大学施設の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

(要請手続)

第3条 前条に規定する支援を要請する場合は、次のとおりとする。

- (1) 甲は乙に、原則として様式1号により支援の内容、期間等必要事項を示して行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話、口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- (2) 乙は甲に、原則として様式2号により支援の内容、期間等必要事項を示して回答するものとする。ただし、文書で回答するいとまがないときは、電話、口頭等で回答し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(支援)

第4条 乙は甲から前条の規定による支援要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り支援に努めるものとする。ただし、止むを得ない事情により支援要請に応じられない場合はこの限りではない。

(撤収)

第5条 甲は、乙の施設の使用に際しては、乙の教育・研究活動の妨げにならないよう配慮し、早期の撤収に努めるものとする。

(原状回復)

第6条 甲は、使用した乙の施設から撤収する場合、原則としてその施設を原状に回復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙の施設の使用に伴って必要となる次の費用を負担する。

- (1) 協定書に基づく施設の使用により、乙が支出した費用
- (2) 協定書に基づく施設の使用により、施設に破損等が生じた場合、その回復等に必要となった費用

(協議)

第8条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

様式省略

26. 災害時における支援に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と山梨英和大学(以下「乙」という。)は、次のとおり災害発生時の支援に関し協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、市民の生活復興の応急対策を迅速に推進するための支援体制について定めることを目的とする。

(支援内容)

第2条 乙が甲に対して行う支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時の救援物資等の集積及び配送拠点として大学施設の提供
- (2) 被災者を支援するためのボランティアの活動拠点として大学施設の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

(要請手続)

第3条 前条に規定する支援を要請する場合は、次のとおりとする。

- (1) 甲は乙に、原則として様式1号により支援の内容、期間等必要事項を示して行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話、口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- (2) 乙は甲に、原則として様式2号により支援の内容、期間等必要事項を示して回答するものとする。ただし、文書で回答するいとまがないときは、電話、口頭等で回答し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(支援)

第4条 乙は甲から前条の規定による支援要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り支援に努めるものとする。ただし、止むを得ない事情により支援要請に応じられない場合はこの限りではない。

(撤収)

第5条 甲は、乙の施設の使用に際しては、乙の教育・研究活動の妨げにならないよう配慮し、早期の撤収に努めるものとする。

(原状回復)

第6条 甲は、使用した乙の施設から撤収する場合、原則としてその施設を原状に回復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙の施設の使用に伴って必要となる次の費用を負担する。

- (1) 協定書に基づく施設の使用により、乙が支出した費用
- (2) 協定書に基づく施設の使用により、施設に破損等が生じた場合、その回復等に必要となった費用

(協議)

第8条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

様式省略

27. 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と甲府ホテル旅館協同組合(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等の災害が発生し、公共交通機関が途絶した場合において、駅、観光地等に滞留する通勤者、通学者、観光客等(以下「帰宅困難者」という。)を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 甲は乙に対して、次の各号について支援を要請することができる。

(1) 乙の組合員の施設において、帰宅困難者に対し、待合ロビー等避難スペースの提供

(2) 乙の組合員の施設において、帰宅困難者に対し、飲料水、トイレ等の提供

(3) 乙の組合員の施設において、帰宅困難者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た公共交通に関する情報等の提供

2 甲及び乙は、前項に掲げるもののほか、帰宅困難者の支援に必要な事項について、相互に協力を要請することができる。

(支援の実施)

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が乙に対し、通信の途絶等の事由により要請ができないときは、乙は甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

(情報の交換)

第4条 乙は、第3条により、帰宅困難者を受け入れた場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報交換を行うものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(名簿の提出)

第6条 乙は、所属する組合員のうち、この協定に基づく支援に協力できる施設の名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(疑義等)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれからこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

28. 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と湯村温泉旅館協同組合(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等の災害が発生し、公共交通機関が途絶した場合において、駅、観光地等に滞留する通勤者、通学者、観光客等(以下「帰宅困難者」という。)を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 甲は乙に対して、次の各号について支援を要請することができる。

(1) 乙の組合員の施設において、帰宅困難者に対し、待合ロビー等避難スペースの提供

(2) 乙の組合員の施設において、帰宅困難者に対し、飲料水、トイレ等の提供

(3) 乙の組合員の施設において、帰宅困難者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た公共交通に関する情報等の提供

2 甲及び乙は、前項に掲げるもののほか、帰宅困難者の支援に必要な事項について相互に協力を要請することができる。

(支援の実施)

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が乙に対し、通信の途絶等の事由により要請ができないときは、乙は甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

(情報の交換)

第4条 乙は、第3条により、帰宅困難者を受け入れた場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報交換を行うものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(名簿の提出)

第6条 乙は、所属する組合員のうち、この協定に基づく支援に協力できる施設の名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(疑義等)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

29. 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と山梨県ビジネスホテル協会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等の災害が発生し、公共交通機関が途絶した場合において、駅、観光地等に滞留する通勤者、通学者、観光客等(以下「帰宅困難者」という。)を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 甲は乙に対して、次の各号について支援を要請することができる。

(1) 乙の協会の施設において、帰宅困難者に対し、待合ロビー等避難スペースの提供

(2) 乙の協会の施設において、帰宅困難者に対し、飲料水、トイレ等の提供

(3) 乙の協会の施設において、帰宅困難者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た公共交通に関する情報等の提供

2 甲及び乙は、前項に掲げるもののほか、帰宅困難者の支援に必要な事項について相互に協力を要請することができる。

(支援の実施)

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が乙に対し、通信の途絶等の事由により要請ができないときは、乙は甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

(情報の交換)

第4条 乙は、第3条により、帰宅困難者を受け入れた場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報交換を行うものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(名簿の提出)

第6条 乙は、所属する協会のうち、この協定に基づく支援に協力できる施設の名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(疑義等)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

30. 災害時における応急対策業務に関する協定

(目的)

第1条 甲府市(以下「甲」という。)と一般社団法人甲府地区建設業協会(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、雪害等の災害(以下「災害」という。)により、甲の管理する道路、河川、建物等の施設(以下「公共営造物等」という。)に、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、公共営造物等の機能の確保及び回復を図ることを目的とする応急対策業務の実施に関し、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、前条の目的のため、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し応急対策業務要請書(様式第1号)により協力を要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話・無線等の通信手段により要請し、後日、遅滞なく応急対策業務要請書を送付するものとする。

(協力者の報告)

第3条 乙は、協会員の中から本協定に協力できる者(以下「協力者」という。)を協力者名簿(様式第2号)により、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者ごとの災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を、資機材・編成人員報告書(様式第3号)に取りまとめ、前項の規定による名簿とともに、甲に提出するものとする。

3 乙は、協力者名簿及び資機材・編成人員報告書について、毎年度4月1日に甲に報告するものとする。

また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。

(実施)

第4条 乙は、第2条により要請を受けたときは、甲と協議のうえ、協力者の中から応急対策業務を実施する者(以下「実施者」という。)を決定し、速やかに応急対策業務に着手するよう指示するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲が実施者を直接決定することができる。

2 前項の応急対策業務の限度は、公共営造物等の機能確保にかかわる必要最小限度とする。

3 実施者は、応急対策業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 実施者は、業務遂行の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜、応急対策業務の実施状況を報告し、業務が完了したときは、速やかに応急対策業務完了報告書(様式第4号)を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 実施者が前条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために要した経費は、甲が負担する。

2 乙の負担により甲に無線機を貸与する。

(効力)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙双方に異議の申出のない場合は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定の定めのない事項及びこの協定の実施に際し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

31. 災害時における炊き出し等に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と、(株)東洋食品(以下「乙」という。)は、大規模な災害が発生した場合における避難住民等への炊き出し等について、次のとおり協定を締結する。

(業務の依頼)

第1条 甲は、大規模な災害が発生して、業務を請負う小学校に避難所が開設され、炊き出し等が実施される場合には、乙に対し口頭で協力を依頼するものとする。

(受託者の責務)

第2条 前条により協力依頼があった場合は、乙は、速やかに実施業務の可否について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

(原材料の提供協力)

第3条 甲は、乙の協力を受けて炊き出し等を実施するにあたり、必要に応じ、乙に対して、原材料の提供協力を要請することができる。

2 乙は、前項により甲から要請を受けたときは、可能な限りの協力を行うものとする。

(緊急対応マニュアル)

第4条 乙は、甲府市立小学校給食調理業務委託契約の締結後、速やかに災害時の協力体制を明確にした「災害時における緊急対応マニュアル」を甲乙協議の上作成し、甲に提示するものとする。

(費用負担)

第5条 炊き出し等の協力を要する費用は、甲乙間で別途協議するものとする。

(協定期間)

第6条 協定の有効期間は、甲府市教育委員会及び乙間で締結する甲府市立給食調理業務委託の履行期間とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

32. 災害時における炊き出し等に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と、山梨県学校給食協同組合(以下「乙」という。)は、大規模な災害が発生した場合における避難住民等への炊き出し等について、次のとおり協定を締結する。

(業務の依頼)

第1条 甲は、大規模な災害が発生して、業務を請負う小学校に避難所が開設され、炊き出し等が実施される場合には、乙に対し口頭で協力を依頼するものとする。

(受託者の責務)

第2条 前条により協力依頼があった場合は、乙は、速やかに実施業務の可否について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

(原材料の提供協力)

第3条 甲は、乙の協力を受けて炊き出し等を実施するにあたり、必要に応じ、乙に対して、原材料の提供協力を要請することができる。

2 乙は、前項により甲から要請を受けたときは、可能な限りの協力を行うものとする。

(緊急対応マニュアル)

第4条 乙は、甲府市立小学校給食調理業務委託契約の締結後、速やかに災害時の協力体制を明確にした「災害時における緊急対応マニュアル」を甲乙協議の上作成し、甲に提示するものとする。

(費用負担)

第5条 炊き出し等の協力を要する費用は、甲乙間で別途協議するものとする。

(協定期間)

第6条 協定の有効期間は、甲府市教育委員会及び乙間で締結する甲府市立給食調理業務委託の履行期間とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

33. 災害時における氷の供給に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と山梨県氷雪組合甲府支部(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等の災害が発生した場合等における氷の優先的供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 甲は乙に対して、次の各号について支援を要請することができる。

- (1) 災害時における避難所への氷の供給
- (2) 災害時における医療施設等への氷の供給
- (3) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(支援の実施)

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲内において、支援を実施するものとする。ただし、甲が乙に対し、通信の途絶等の事由により要請ができないときは、乙は甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

(情報の交換)

第4条 乙は、第3条ただし書により、支援を行った場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報交換を行うものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条に規定する支援の実施に要した経費は、災害発生時直前の価格とし、甲が負担するものとする。

(疑義等)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

34. 災害時における遺体の搬送等の支援に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と一般社団法人山梨県トラック協会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害又は大規模な事故等の発生時(以下「災害時」という。)において、甲の要請により乙が実施する遺体の搬送等の支援の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して口頭又は電話等により次の各号に掲げる業務(以下「支援業務」という。)を要請するものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 遺体の搬送
- (2) 遺体安置施設の提供
- (3) 遺体の搬送に伴う棺桶等必要な物資の提供
- (4) その他必要とする業務

(搬送拠点の確保及び火葬計画)

第3条 甲は、前条の要請を行う場合は、あらかじめ要請の規模に応じた乙の搬送拠点(駐車スペース、宿泊スペース等)を確保するとともに、火葬計画をたてるものとする。

(支援の実施)

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、乙の構成員(会員)と連携の上、支援業務を実施するものとする。

(報告)

第5条 乙は、支援業務を実施したときは、甲に対し速やかに文書によりその報告を行うものとする。

(経費の負担及び算定方法)

第6条 遺体搬送に要した経費及びその付帯経費は、甲が負担する。

- 2 遺体搬送に関する経費の算定は、地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。
- 3 搬送従事者の搬送拠点までの走行経費、搬送拠点での滞在経費、必要物資に係る経費及び施設借上経費については、実費を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(経費の請求及び支払い)

第7条 支援業務が完了したときは、乙は、その構成員(会員)の業務実績を基に当該支援業務に要した経費を算出し、甲に一括して請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けた場合には、乙に対して当該経費を支払うものとする。

(補償)

第8条 支援業務に従事する者が、従事中に災害を受けた場合は、労働者災害補償保険等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

- 2 前項のほか、甲からの要請により、災害対策基本法に基づく応急措置の業務に従事し、災害を受けた場合は、甲が甲府市消防団員等公務災害補償条例の規定を適用し補償するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、連絡担当窓口を置くものとする、なお、当該窓口に変更があった場合は、その都度、それぞれの相手方に文書で報告するものとする。

- 2 乙は、災害時における甲との円滑な協力体制が図れるよう、支援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(疑義等)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、支援業務で知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

- 2 前項の有効期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
- 3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

35. 災害時における物資の保管等に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と山梨県倉庫協会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害又は大規模な事故等の発生時(以下「災害時」という。)において、甲の要請により乙が実施する物資の保管及び管理(以下「保管等」という。)の支援の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる事項を明示した文書により物資の保管等の支援の業務を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び支援を要請する事由
- (2) 支援を必要とする期間
- (3) 主な保管品目及び数量
- (4) その他参考となる事項

2 甲は、前項に掲げる事項のほか、物資の保管等を実施する上で、乙の支援が必要と認めるときは、乙に対し物資の保管等に関する助言を行う物流の専門家を災害対策本部へ派遣要請するものとする。

(支援の実施)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別な事由がない限り、これに協力し、物資の保管等又は物流の専門家の派遣(以下これらを「支援業務」という。)を行うものとする。

(報告)

第4条 乙は、支援業務を実施したときは、甲に対し速やかに文書によりその報告を行うものとする。

(入出庫手続)

第5条 物資の寄託者は甲とし、物資の入庫及び出庫の手続きは、乙の会員の定める方法に基づき行うものとする。

(経費の負担)

第6条 支援業務に要した経費は、災害時を基準として甲及び乙が協議して決定した価格とし、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 支援業務が完了したときは、乙は、その会員の業務実績を基に当該支援業務に要した経費を算出し、甲に一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けた場合には、乙に対して当該経費を支払うものとする。

(支援体制の整備)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、別表に定める連絡担当窓口を置くものとする。なお、当該窓口に変更があった場合は、その都度、それぞれの相手方に文書で報告するものとする。

2 乙は、災害時における甲との円滑な協力体制が図れるよう、支援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(疑義等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

36. 災害時の医療救護活動に関する協定書

甲府市を「甲」とし、一般社団法人甲府市医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲府市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、甲府市地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき複数の医療救護班を編成し、甲が設置した医療救護所又は避難所等(以下「医療救護所等」という。)に派遣するものとする。

3 前項の定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 医師1名
- (2) 看護師1名
- (3) その他補助事務1名

(医療救護班の活動場所)

第3条 乙所属の医療救護班は、甲の要請により、甲府市地域医療センター及びその他の医療救護所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護班の業務)

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 助産救護
- (4) 死亡の確認及び遺体検案

(医療救護班に係る指示及び連絡調整)

第5条 医療救護班の医療救護活動の指示及び連絡調整は、第14条に規定する医療救護運営連絡会議の意見を聴き、甲がこれを行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 乙所属の医療救護班は、指定された医療救護所等に各班が独自に集合する。ただし、大災害時等で集合が困難な場合は、甲が医療救護班の輸送を行う。

(医薬品等の供給)

第7条 医療救護に必要な医薬品、医療材料及び診断器具その他医療関係物品(以下「医薬品等」という。)は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙又はその会員の所有する医薬品等を使用するものとする。

2 医療救護所等において必要とする給水は甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における医療救護)

第8条 医療救護所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲が山梨県の指定する後方医療施設へ搬送する。

(医療費)

第9条 医療救護所等における医療費は、無料とする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成、派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の規定による費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(扶助金)

第11条 甲は、医療救護班員が医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 乙の医療救護活動において医事紛争が生じた場合は、乙は甲に速やかに報告する。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ誠意を以て解決のため適切な処置をとるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定期間は、甲乙いずれからか協定解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

(医療救護運営連絡会議)

第14条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲府市、一般社団法人甲府市医師会、一般社団法人甲府市歯科医師会及び公益社団法人甲府市薬剤師会をもって構成する医療救護運営連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置するものとする。

2 連絡会議の構成員及び業務の内容については、協議のうえ別に定める。

(細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

37. 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

甲府市を「甲」とし、一般社団法人甲府市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲府市地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、甲府市地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害歯科医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、甲が設置した医療救護所又は避難所等(以下「医療救護所等」という。)に派遣するものとする。

3 前項の定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医師 1 名
- (2) 歯科衛生士 1 名
- (3) その他補助事務 1 名

(歯科医療救護班の活動場所)

第3条 乙所属の歯科医療救護班は、甲の要請により、甲府市地域医療センター及びその他の医療救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第4条 歯科医療救護班は、医療救護班等と協力して次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 歯科保健活動
- (4) 遺体検案への協力

(歯科医療救護班に係る指示及び連絡調整)

第5条 歯科医療救護班の歯科医療救護活動の指示及び連絡調整は、第14条に規定する医療救護運営連絡会議の意見を聴き、甲がこれを行うものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第6条 乙所属の歯科医療救護班は、指定された医療救護所等に各班が独自に集合する。ただし、大災害時等で集合が困難な場合は、甲が歯科医療救護班の輸送を行う。

(医薬品等の供給)

第7条 歯科医療救護に必要な医薬品、医療材料及び診断器具その他医療関係物品(以下「医薬品等」という。)は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙又はその会員の所有する医薬品等を使用するものとする。

2 医療救護所等において必要とする給水は甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における歯科医療救護)

第8条 医療救護所等において医療施設での歯科医療を必要とする傷病者があった場合は、甲が山梨県の指定する後方医療施設へ搬送する。

(医療費)

第9条 医療救護所等における医療費は、無料とする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の規定による費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(扶助金)

第11条 甲は、歯科医療救護班員が歯科医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 乙の歯科医療救護活動において医事紛争が生じた場合は、乙は甲に速やかに報告する。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ誠意を以て解決のため適切な処置をとるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定期間は、甲乙いずれからか協定解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

(医療救護運営連絡会議)

第14条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲府市、一般社団法人甲府市医師会、一般社団法人甲府市歯科医師会及び公益社団法人甲府市薬剤師会をもって構成する医療救護運営連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置するものとする。

2 連絡会議の構成員及び業務の内容については、協議のうえ別に定める。

(細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

38. 災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書

甲府市を「甲」とし、公益社団法人甲府市薬剤師会を「乙」とし、災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関し、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、甲府市地域防災計画に基づき、甲が行う応急医薬品等の確保及び医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、応急医薬品等の調達を必要と認めたときは、乙に対し、品名及び数量並びに納入場所及び日時その他必要な事項を明らかにして供給の要請をするものとする。

2 甲は、甲府市地域防災計画に基づき、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

3 乙は、第1項の規定により応急医薬品等の供給について要請があった場合は、甲に対し優先的に提供するものとする。

4 乙は、第2項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、甲府市地域医療センター及び甲が設置した医療救護所又は避難所等(以下「医療救護所等」という。)に派遣するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第3条 乙所属の薬剤師班は、甲府市地域医療センター及びその他の医療救護所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第4条 薬剤師班の業務は次のとおりとする。

- (1) 医療救護所等における傷病者に対する調剤及び服薬指導
- (2) 医療救護所等及び医薬品の集積場所における医薬品の仕分け、管理及び納入
- (3) 前各号に掲げるもののほか、医薬品の使用方法、衛生管理及び消毒方法等防疫対策などの情報提供及び薬学的指導

(薬剤師班に係る指示及び連絡調整)

第5条 薬剤師班の医療救護活動の指示及び連絡調整は、第14条に規定する医療救護運営連絡会議の意見を聴き、甲がこれを行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第6条 乙所属の薬剤師班は、指定された医療救護所等に各班が独自に集合する。ただし、大災害時等で集合が困難な場合は、甲が薬剤師班の輸送を行う。

(医薬品等の輸送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が提供した応急医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第8条 医療救護所等における調剤費は、無料とする。

(費用負担)

第9条 甲は、乙の納入した応急医薬品等の代金及びその所要経費を負担するものとする。この場合の応急医薬品等の価格は、当該災害の発生した直前の価格とする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成、派遣に要する経費
 - (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- 2 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(扶助金)

第11条 甲は、薬剤師班員が医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 乙の医療救護活動において医事紛争が生じた場合は、乙は甲に速やかに報告する。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ誠意を以て解決のため適切な処置をとるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定期間は、甲乙いずれからか協定解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

(医療救護運営連絡会議)

第14条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲府市、一般社団法人甲府市医師会、一般社団法人甲府市歯科医師会及び公益社団法人甲府市薬剤師会をもって構成する医療救護運営連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置するものとする。

2 連絡会議の構成員及び業務の内容については、協議のうえ別に定める。

(細 目)

第15条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

(協 議)

第16条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

39. 災害時における支援協力に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)とイオンビッグ株式会社(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害等による大規模な災害(以下「災害」という。)が発生した場合、または発生するおそれのある場合において、甲の要請により乙が実施する支援協力に関して、必要な事項を定め、もって災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給について協力を要請することができるものとする。

(物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

(1) 表に掲げる物資

(2) その他、甲が指定する物資

(要請の方法)

第4条 甲の要請は、出荷要請書(第1号様式)をもって乙に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、その後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

(要請に基づく措置)

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の措置を講じた場合は、その状況を物資供給実施状況報告書(第2号様式)により甲に報告するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲が、引渡しを受けた物資の対価及び物資の運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の引渡し後、甲は、前項の費用について、乙から適正な請求書を受領したときは、速やかに乙に支払うものとする。

(物資の価格)

第8条 甲が負担する物資の対価は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(情報交換及び提供)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行ない、災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に知り得た災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長できるものとし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

40. 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と山梨労働局（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震又は風水害その他の災害による公共交通機関の運行停止等により、帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、一時的に乙の施設の一部（以下「一時滞在施設」という。）を開放することによる帰宅困難者の支援のための甲乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（帰宅困難者の受入及び受入終了）

第2条 乙は、帰宅困難者が発生し、甲からの要請を受けたときは、一時滞在施設の安全を確認し、その緊急性に鑑み可能な範囲内において、帰宅困難者の受入れ（滞在を含む。以下同じ。）を開始するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が乙に対し通信の途絶等の事由により同項の要請ができないと認めるときは、甲の要請を待たずに同項の受入れを開始することができる。

3 一時滞在施設の開設及び運営は、乙が行うものとする。

4 帰宅困難者の受入れは、一晩を経過した時点で終了するものとする。

5 乙は、帰宅困難者を受け入れたときは、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

6 甲は、第4項の規定により帰宅困難者の受入れを終了した後において、なお一時滞在施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙と協力し、帰宅困難者を指定避難所その他の施設へ誘導する等、一時滞在施設から退去させる措置をとるものとする。

（支援の内容）

第3条 乙は、前条第1項又は第2項の規定により、帰宅困難者の受入れを開始したときは、次に掲げる事項について可能な範囲で帰宅困難者を支援するものとする。

（1） 帰宅困難者のために、水道水及びトイレを提供すること。

（2） 帰宅困難者のために、テレビ、ラジオ等で知り得た公共交通に関する情報を提供すること。

2 甲は、帰宅困難者に対し、指定避難所の開設状況等の情報を提供するように努めるものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号に掲げるもののほか、相互に協力し、帰宅困難者の支援を行うことができる。

（物資の備蓄）

第4条 乙は、甲が帰宅困難者用の物資を用意した場合は、これを可能な範囲で備蓄するものとする。

（経費の負担）

第5条 帰宅困難者の受入れに伴い発生する光熱水費及び人件費等の一時滞在施設を管理運営するための経費は乙の負担とし、第3条第3項に規定する支援の実施に伴い発生する経費の負担については甲乙協議の上決定するものとする。

（損傷等の復旧に係る費用負担）

第6条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧に係る費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定は、平成25年11月11日から甲又は乙からの申し出に基づき甲乙協議の上、この協定を解除することとする日までその効力を有するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報交換を行うものとする。

41. 地域情報ポータルサイトにおける行政情報等の発信に関する協定書

甲府市(以下、「甲」という。)、株式会社フューチャーリンクネットワーク(以下、「乙」という。)&及びアルファシステムサービス株式会社(以下、「丙」という。)&とは、乙及び丙が運営する地域情報ポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)&に、甲の行政情報等を掲載するにあたり、次のとおり協定(以下、「本協定」という。)&を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、ポータルサイトにおいて、甲から提供された行政情報等を、甲府市民の利便性の向上を目的とした民間情報と一体的に発信等を行うにあたって、公益性を持って行われるよう、甲、乙及び丙で必要な取り決めを行うものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 乙及び丙は、ポータルサイトの設置目的、本協定の意義、及び乙及び丙が行う運営業務(以下、「本業務」という。)&の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

また、甲は本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第3条 甲、乙及び丙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

(協定期間)

第4条 本協定の期間は、平成26年2月20日から平成27年3月31日までとする。なお、本協定の期間満了に際し、甲、乙及び丙が協定を更新しない旨の申し出がない場合、互いの意思を確認の上、さらに1年間の期間延長するものとし、以後はこれを繰り返す。

(協定事項の公表)

第5条 甲、乙及び丙は、本協定の期間中、甲のホームページ及びポータルサイトにおいて、この協定が締結されていることを公表する。

(本業務の範囲)

第6条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、市民等に有益であると甲が認める行政情報等を乙及び丙に定期的に提供する。
- (2) 乙及び丙は、甲から提供を受けた行政情報等をポータルサイト及び提携媒体に掲載する。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が必要と認める業務

(業務範囲の変更)

第7条 甲、乙又は丙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第6条で定めた本業務の範囲の変更を求めることができる。

2 甲、乙及び丙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲の変更にもなう費用については、前項の協議において決定するものとする。

(甲の情報提供)

第8条 甲は、本業務のために、行政情報等をデータ形式でインターネットでの通信及び電子媒体により丙に提供する。

(乙の情報受信と掲載)

第9条 乙及び丙は、前条により、甲からインターネットでの通信により定期的に提供される情報を確実に受信する機能を用意する。

2 乙及び丙は、前条により、甲から提供された行政情報等を、甲と協議の上決定した体系により、民間情報と一体として構成し、可能な限り乙及び丙のポータルサイト上及び提携媒体に掲載する。

3 前項の乙及び丙による民間情報の掲載において、乙及び丙は、甲府市及びその隣接地域に関し、甲府市民、甲府市内在勤者及び甲府市内来訪者にとって有用な公共及び民間情報の収集及び発信を継続的に行う。

(ポータルサイト機能の停止及び中断)

第10条 乙及び丙はポータルサイト機能を計画停止させる際には、事前に甲に報告を行う。

2 事故などによる予期しない事態によりポータルサイト機能の停止、中断が発生した際には、乙又は丙はすみやかに甲に報告を行う。

3 乙及び丙は前項の事態が発生したときには迅速な機能回復に努める。

(ポータルサイトにおける情報掲載の制限)

第11条 乙及び丙は、公益性のあるポータルサイトとして運営するにあたって、次に該当する情報をポータルサイトに掲載しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 情報の内容が政治活動、宗教活動を主たる目的とするもの

- (3) 第三者への誹謗中傷、不利益を与えるもの
 - (4) 犯罪行為に結びつく判断されるものや、法律に反すると判断されるもの
 - (5) 甲の行政運営の実態と反し、利用者に誤解を与えるおそれのあるもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと甲が認めるもの
- (情報掲載責任)

第12条 甲が提供した情報の内容に関する責任は、甲が負う。また、乙及び丙が作成した情報に関する責任は乙及び丙が負う。

(情報の編集)

第13条 乙及び丙は、甲から提供された情報を、本協定の目的の範囲内でポータルサイト利用者が容易に理解できるように編集ができるものとする。ただし、本来の情報の意図を逸脱して編集したもの、あるいは、その編集に瑕疵が認められる場合は、その情報に係る責任は乙及び丙が負う。

2 乙及び丙は、甲から提供された情報を甲の了承のうえ、二次利用ができるのものとする。

(著作権)

第14条 ポータルサイトに掲載された著作物に対する権利は原則として著作者に帰属する。また、ポータルサイト上に掲載された編集著作物に対する権利は乙及び丙に帰属する。なお、本件について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の協議のうえ、定めるものとする。

(事業報告)

第15条 乙及び丙は、ポータルサイトに関し、次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 総アクセス数
 - (2) ジャンル別アクセス数(甲から提供された情報へのアクセス数を含む)
 - (3) 登録ユーザー数
 - (4) 甲から提供された情報の掲載状況
 - (5) その他甲が指示する事項
- 2 前項に定めるもののほか、甲は、本協定の履行に関し必要があると認めるときは、乙及び丙に対して必要な事項の報告又は説明を求めることができる。

(セキュリティ対策等)

第16条 乙及び丙は、ポータルサイトの運営にあたり、セキュリティ対策及び個人情報保護対策に対し万全の措置を講じなければならない。

2 ポータルサイトに対して、外部からの攻撃及びウィルスへの感染が確認された場合は、速やかに甲に報告するとともに、状況の改善に努めること。

(協定の変更)

第17条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容を変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲、乙及び丙は協議の上、本協定を変更することができるものとする。

(協定の解除)

第18条 甲、乙又は丙は、相互に相手方が正当な理由なくしてこの協定に違反したときは、文書によって通告し、この協定を解除することができる。

(協定期間終了後の処理)

第19条 甲は、協定期間終了後、当該協定が解除されたことを甲府市ホームページ等により案内する。

(定めのない事項)

第20条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

42. 災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可業者(以下「乙」という。)は、甲府市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)におけるし尿等の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、し尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「し尿等」とは、災害時において処理をする必要が生じたし尿及び浄化槽汚泥その他の汚水であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上、協力を要請する必要があると判断したものをいう。

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(し尿等の収集運搬の協力要請)

第4条 災害時において、甲が協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対して実施可能な範囲において、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から協力の要請を受けた時は、その緊急性にかんがみ、速やかにし尿等の収集運搬を行うものとする。

(要請手続)

第5条 前条に規定する甲の乙に対する要請手続きは、業務の内容、車両台数、場所等を記載した文書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(し尿等の収集運搬の実施)

第6条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両を調整し、要請業務に優先的に協力するものとする。

2 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかにその実施状況を報告書(様式第2号)により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 前条の規定により乙が実施したし尿等の収集運搬にかかる費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬に係る適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 第7条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後、速やかに支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、役員の変更、連絡体制等に変更があった場合は、甲へ報告するものとする。

(損害補償及び損害賠償)

第10条 乙が行う要請業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、甲府市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年甲府市条例第28号)の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙は、甲の責に帰さない事由により、要請業務の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、及び協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

様式省略

一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可業者

有限会社 環境整備、昭和衛生社、東八商事 有限会社、株式会社 クリーンライフ

43. 災害時における応急活動の協力に関する協定書

株式会社坂本建運(以下「甲」という。)、千塚地区自治会連合会(以下「乙」という。)及び甲府市(以下「丙」という。)は、災害時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時応急活動に対する甲の協力と、乙及び丙の役割に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる協力を行うものとする。なお、別表1に掲げる協力内容については、その都度甲乙丙において合意のうえ変更することができる。

(連絡担当者)

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

(要請)

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の協力が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者(以下「乙の連絡担当者」という。)は、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者(以下「甲の連絡担当者」という。)に対し、口頭で要請するものとする。

(受入体制)

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の土地及び施設・設備・資機材等(以下「甲の土地等」という。)の提供を受けるときは、甲との間で使用可否及び使用範囲等について確認するものとする。

2 この協定に基づき、甲の土地等の提供を受ける期間中、乙は甲の連絡担当者及び第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に対し、所在を伝えるものとする。

3 乙は、甲の土地を一時避難地として使用するときには、一時避難地の運営と避難者の安全確保に努めること。

4 乙は、甲の土地等の提供を受けるときは、その管理に責任を負うものとする。

(指定避難所との連携等)

第6条 乙は、甲の土地を一時避難地として使用するときには、千塚地区内の甲府市が指定する避難所(以下「指定避難所」という。)を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、当該指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、無償とする。

(免責)

第8条 甲及び丙は、災害時の乙の住民の避難途上や、甲の土地等の使用時に生じた事故、病気、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月25日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3ヶ月前に甲、乙及び丙いずれからこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長されたものとし、以後この例による。

3 甲、乙及び丙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

(原状回復)

第10条 乙は、本協定に基づく甲の土地等の提供の協力期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

(協議)

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

別表省略

44. 災害時におけるL P ガスの供給等に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と山梨県エルピーガス協会甲府地区(以下「乙」という。)は、地震、風水害、その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における、L P ガスの供給等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における避難所や救護所、防災拠点施設等(以下「避難所等」という。)への緊急用燃料とする液化石油ガス(燃焼機器など必要な設備を含む。以下「L P ガス等」という。)の供給に関し、必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、災害時に避難所等からL P ガス等の供給を求められたとき、又は甲自らが調達の必要を認めたときは、乙にL P ガス等の供給を要請できるものとする。

2 甲は、前項の要請にあたり、乙に対して口頭で行うものとし、事後に、別紙1を提出するものとする。

(実施)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限りこれを受諾し、速やかに供給を行うものとする。

2 前項の規定により供給されたL P ガス等の使用を終了したときは、乙は、甲の指示に基づき、これを撤去するものとする。

3 乙は、本条に基づき供給を開始したときは、甲に口頭で報告し、供給を終了したときは、別紙2を提出するものとする。

(費用の負担)

第4条 前条の協力に要する費用(人件費を除く。)は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用については、災害時前における適正価格を基準として、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項の規定により定められた費用を請求された場合は、速やかに費用を支払うものとする。

(情報交換等)

第5条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びL P ガスの供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

別紙省略

45. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

山梨積水株式会社(以下「甲」という。)、大国地区自治会連合会(以下「乙」という。)及び甲府市(以下「丙」という。)は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

(連絡担当者)

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

(要請)

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者(以下「乙の連絡担当者」という。)は、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者(以下「甲の連絡担当者」という。)に対し、口頭で要請するものとする。

(受入体制)

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設及び設備等(以下「甲の施設等」という。)の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、その管理に責任を負うものとする。

(指定避難所との連携等)

第6条 乙は、甲の施設等を使用するときは、甲府市が指定する大国地区内の避難所(以下「指定避難所」という。)を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、無償とする。

(免責)

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

(原状回復)

第9条 乙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協定の解除)

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

(協議)

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

別表省略

46. 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と帝京山梨看護専門学校(以下「乙」という。)は、災害時における帰宅困難者に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震又は風水害その他の災害による公共交通機関の運行停止等により、帰宅することが困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)に対し、一時的に乙の施設の一部(以下「一時滞在施設」という。)を開放することによる帰宅困難者の支援のための甲乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(帰宅困難者の受入及び受入終了)

第2条 乙は、帰宅困難者が発生し、甲からの要請を受けたときは、一時滞在施設の安全を確認し、その緊急性に鑑み可能な範囲内において、帰宅困難者の受入れ(滞在を含む。以下同じ。)を開始するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が乙に対し通信の途絶等の事由により同項の要請ができないと認めるときは、甲の要請を待たずに同項の受入れを開始することができる。

3 一時滞在施設の開設及び運営は、乙が行うものとする。

4 帰宅困難者の受入れは、一晩を経過した時点で終了するものとする。

5 乙は、帰宅困難者を受け入れたときは、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

6 甲は、第4項の規定により帰宅困難者の受入れを終了した後において、なお一時滞在施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙と協力し、帰宅困難者を指定避難所その他の施設へ誘導する等、一時滞在施設から退去させる措置をとるものとする。

(支援の内容)

第3条 乙は、前条第1項又は第2項の規定により、帰宅困難者の受入れを開始したときは、次に掲げる事項について可能な範囲で帰宅困難者を支援するものとする。

(1) 帰宅困難者のために、水道水及びトイレを提供すること。

(2) 帰宅困難者のために、テレビ、ラジオ等で知り得た公共交通に関する情報を提供すること。

2 甲は、帰宅困難者に対し、指定避難所の開設状況等の情報を提供するよう努めるものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号に掲げるもののほか、相互に協力し、帰宅困難者の支援を行うことができる。

(物資の備蓄)

第4条 乙は、甲が帰宅困難者用の物資を用意した場合は、これを可能な範囲で備蓄するものとする。

(経費の負担)

第5条 帰宅困難者の受入れに伴い発生する光熱水費及び人件費等の一時滞在施設を管理運営するための経費は乙の負担とし、第3条第3項に規定する支援の実施に伴い発生する経費の負担については甲乙協議の上決定するものとする。

(損傷等の復旧に係る費用負担)

第6条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧に係る費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は、平成26年11月19日から甲又は乙からの申し出に基づき甲乙協議の上、この協定を解除することとする日までその効力を有するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報交換を行うものとする。

47. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

齋藤建設株式会社(以下「甲」という。)、東地区自治会連合会(以下「乙」という。)及び甲府市(以下「丙」という。)は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

(連絡担当者)

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

(要請)

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者(以下「乙の連絡担当者」という。)は、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者(以下「甲の連絡担当者」という。)に対し、口頭で要請するものとする。

(受入体制)

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設及び設備等(以下「甲の施設等」という。)の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

(指定避難所との連携等)

第6条 乙は、甲の施設等を使用するときは、甲府市が指定する東地区内の避難所(以下「指定避難所」という。)を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、無償とする。

(免責)

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

(原状回復)

第9条 乙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協定の解除)

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

(協議)

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

別表省略

48. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

株式会社ホンダ四輪販売甲信(以下「甲」という。)、国母地区自治会連合会(以下「乙」という。)及び甲府市(以下「丙」という。)は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

(連絡担当者)

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

(要請)

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者(以下「乙の連絡担当者」という。)は、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者(以下「甲の連絡担当者」という。)に対し、口頭で要請するものとする。

(受入体制)

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設及び設備等(以下「甲の施設等」という。)の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

(指定避難所との連携等)

第6条 乙は、甲の施設等を使用するときは、甲府市が指定する国母地区内の避難所(以下「指定避難所」という。)を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、無償とする。

(免責)

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

(原状回復)

第9条 乙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協定の解除)

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

(協議)

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

別表省略

49. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

株式会社早野組(以下「甲」という。)、里垣地区自治会連合会(以下「乙」という。)及び甲府市(以下「丙」という。)は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

(連絡担当者)

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

(要請)

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者(以下「乙の連絡担当者」という。)から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者(以下「甲の連絡担当者」という。)に対し、口頭で要請するものとする。

(受入体制)

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設及び設備等(以下「甲の施設等」という。)の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

(指定避難所との連携等)

第6条 乙は、甲の施設等を使用するときは、丙が指定する里垣地区内の避難所(以下「指定避難所」という。)を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、無償とする。

(免責)

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

(原状回復)

第9条 乙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協定の解除)

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

(協議)

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

別表省略

50. 災害時における炊き出し等に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と株式会社レパスト(以下「乙」という。)とは、大規模な災害が発生した場合における避難住民等への炊き出し等について、次のとおり協定を締結する。

(業務の依頼)

第1条 甲は、大規模な災害が発生し、乙が業務を請負う小学校に避難所が開設され、炊き出し等が実施される場合には、乙に対して口頭で協力を依頼するものとする。

(受託者の責務)

第2条 乙は、前条により協力依頼があった場合には、速やかに実施業務の可否について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

(緊急対応マニュアル)

第3条 乙は、この協定の締結後、速やかに災害時の協力体制を明確にした「災害時における緊急対応マニュアル」を甲と協議して作成し、提示するものとする。

(費用負担)

第4条 炊き出し等の協力を要する費用は、甲乙協議して別に定めるものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、甲府市教育委員会と乙の間で締結する甲府市立小学校給食調理業務委託の履行期間とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

51. 災害時における炊き出し等に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)-と一富士フードサービス株式会社関東支社(以下「乙」という。)-とは、大規模な災害が発生した場合における避難住民等への炊き出し等について、次のとおり協定を締結する。

(業務の依頼)

第1条 甲は、大規模な災害が発生し、乙が業務を請負う小学校に避難所が開設され、炊き出し等が実施される場合には、乙に対して口頭で協力を依頼するものとする。

(受託者の責務)

第2条 乙は、前条により協力依頼があった場合には、速やかに実施業務の可否について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

(緊急対応マニュアル)

第3条 乙は、この協定の締結後、速やかに災害時の協力体制を明確にした「災害時における緊急対応マニュアル」を甲と協議して作成し、提示するものとする。

(費用負担)

第4条 炊き出し等の協力を要する費用は、甲乙協議して別に定めるものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、甲府市教育委員会と乙の間で締結する甲府市立小学校給食調理業務委託の履行期間とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

52. 災害時等における山梨県立甲府第一高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と山梨県立甲府第一高等学校(以下「乙」という。)は、災害時等における避難所及び避難地の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の地域内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、乙が所管する施設及び敷地(以下「乙の施設等」という。)を、甲の地域防災計画及び国民保護計画に基づき指定する避難所及び避難地(以下「指定避難所等」という。)として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定避難所等の利用の開始等)

第2条 災害時等における指定避難所等の設置運営は、甲の責任において行うものとする。

2 指定避難所等としての利用開始の判断は甲が行い、乙の施設等の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由がある場合を除き、乙はこれに協力するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙が緊急な対応が必要と判断した場合は、乙の判断に基づき指定避難所等として利用を開始できるものとする。この場合において、乙はこの事実を速やかに甲に報告するものとする。

4 休日、夜間等、乙の職員の不在時における指定避難所等の開設に備えて、乙は第6条に定める乙の施設等の鍵を甲に貸与するものとし、指定避難所等の設置が必要となった場合には、甲の職員等が解錠する。

なお、甲が保管する乙の施設等の鍵の管理の方法等については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

(指定避難所等運営マニュアルの整備)

第3条 甲は、乙と協議の上、具体的な指定避難所等の運営の手順等を定めた指定避難所等の運営に関するマニュアル(以下「避難所運営マニュアル」という。)を整備するものとする。

2 災害時等における指定避難所等の設置運営については、乙は甲の要請を受け、授業及び業務を妨げない範囲で甲を支援するものとし、乙の職員の具体的な支援内容については、避難所運営マニュアルに示すものとする。

3 甲は、訓練等において不備が判明した等の場合は、乙と協議のうえ適宜見直しを行うものとする。

(職員の派遣等)

第4条 甲は、指定避難所等としての利用にあたり、職員を速やかに乙に派遣し、当該職員が指定避難所等の運営にあたるものとする。

2 乙は、指定避難所等の運営を支援するための職員を予め定めるものとする。

(意思決定の方法等)

第5条 甲は、指定避難所等の運営に関して重要な判断を行う場合は、乙と協議するものとする。

2 甲又は乙の職員の不在時において、予め定められた事項以外に、指定避難所等の運営に関して緊急に意思決定を行う必要が生じた場合は、甲又は乙の在職職員が意思決定し、後に当該決定事項を報告するものとする。

(指定避難所等として利用できる範囲)

第6条 乙の施設等において、指定避難所等として利用できる範囲は、避難所運営マニュアルに定める図面のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は乙の許可を得て前項に定める場所以外の場所についても、指定避難所等として利用することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、第1項に定める範囲以外の範囲についても指定避難所等として利用することができるものとする。

(指定避難所の収容人数)

第7条 指定避難所としての収容人数は、前条第一項に定める範囲のうち、体育館等の延べ床面積を六平方メートルで除して得た数とする。

(指定避難所等の運営訓練等)

第8条 甲は、乙の施設等を利用して行う指定避難所等の運営訓練や関係者の連絡会議を必要に応じて行うものとする。

2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(物資の備蓄等)

第9条 甲は、指定避難所等の管理運営に必要な日常生活用品、食料、医薬品等の物資の備蓄及び調達(以下「物資の備蓄等」という。)に努めるものとし、乙は物資の備蓄等に必要な施設の使用について授業及び業務を妨げない範囲で許可するものとする。

2 甲は、指定避難所等を開設した際には、必要な物資を乙の施設等まで確実に運搬するものとする。

(開設期間等)

第10条 指定避難所等の開設期間は、10日未満とする。ただし、甲は災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、山梨県教育委員会と別途協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、乙の指定避難所等としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(使用許可等)

第11条 本協定に基づき、甲が指定避難所等として利用する場合、乙は、山梨県公有財産事務取扱規則及び行政財産の目的外使用許可事務取扱規則の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は山梨県行政財産使用料条例第5条2号の規定により無償とする。

なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができるものとし、事後に申請書を速やかに提出するものとする。

2 前条に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費その他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年同月実績との比較等に基づき、乙が行うものとする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、山梨県災害救助法施行細則(昭和35年規則第4号)別表の第1に定めるところにより甲が負担する。

(指定避難所等の利用の終了等)

第12条 甲は、指定避難所等としての利用を終了する際は原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

また、避難した住民等が乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、甲はその損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

53. 災害時等における山梨県立甲府西高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と山梨県立甲府西高等学校(以下「乙」という。)は、災害時等における避難所及び避難地の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の地域内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、乙が所管する施設及び敷地(以下「乙の施設等」という。)を、甲の地域防災計画及び国民保護計画に基づき指定する避難所及び避難地(以下「指定避難所等」という。)として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定避難所等の利用の開始等)

第2条 災害時等における指定避難所等の設置運営は、甲の責任において行うものとする。

2 指定避難所等としての利用開始の判断は甲が行い、乙の施設等の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由がある場合を除き、乙はこれに協力するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙が緊急な対応が必要と判断した場合は、乙の判断に基づき指定避難所等として利用を開始できるものとする。この場合において、乙はこの事実を速やかに甲に報告するものとする。

4 休日、夜間等、乙の職員の不在時における指定避難所等の開設に備えて、乙は第6条に定める乙の施設等の鍵を甲に貸与するものとし、指定避難所等の設置が必要となった場合には、甲の職員等が解錠する。

なお、甲が保管する乙の施設等の鍵の管理の方法等については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

(指定避難所等運営マニュアルの整備)

第3条 甲は、乙と協議の上、具体的な指定避難所等の運営の手順等を定めた指定避難所等の運営に関するマニュアル(以下「避難所運営マニュアル」という。)を整備するものとする。

2 災害時等における指定避難所等の設置運営については、乙は甲の要請を受け、授業及び業務を妨げない範囲で甲を支援するものとし、乙の職員の具体的な支援内容については、避難所運営マニュアルに示すものとする。

3 甲は、訓練等において不備が判明した等の場合は、乙と協議のうえ適宜見直しを行うものとする。

(職員の派遣等)

第4条 甲は、指定避難所等としての利用にあたり、職員を速やかに乙に派遣し、当該職員が指定避難所等の運営にあたるものとする。

2 乙は、指定避難所等の運営を支援するための職員を予め定めるものとする。

(意思決定の方法等)

第5条 甲は、指定避難所等の運営に関して重要な判断を行う場合は、乙と協議するものとする。

2 甲又は乙の職員の不在時において、予め定められた事項以外に、指定避難所等の運営に関して緊急に意思決定を行う必要が生じた場合は、甲又は乙の在職職員が意思決定し、後に当該決定事項を報告するものとする。

(指定避難所等として利用できる範囲)

第6条 乙の施設等において、指定避難所等として利用できる範囲は、避難所運営マニュアルに定める図面のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は乙の許可を得て前項に定める場所以外の場所についても、指定避難所等として利用することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、第1項に定める範囲以外の範囲についても指定避難所等として利用することができるものとする。

(指定避難所の収容人数)

第7条 指定避難所としての収容人数は、前条第一項に定める範囲のうち、体育館等の延べ床面積を六平方メートルで除して得た数とする。

(指定避難所等の運営訓練等)

第8条 甲は、乙の施設等を利用して行う指定避難所等の運営訓練や関係者の連絡会議を必要に応じて行うものとする。

2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(物資の備蓄等)

第9条 甲は、指定避難所等の管理運営に必要な日常生活用品、食料、医薬品等の物資の備蓄及び調達(以下「物資の備蓄等」という。)に努めるものとし、乙は物資の備蓄等に必要な施設の使用について授業及び

業務を妨げない範囲で許可するものとする。

- 2 甲は、指定避難所等を開設した際には、必要な物資を乙の施設等まで確実に運搬するものとする。
(開設期間等)

第10条 指定避難所等の開設期間は、10日未満とする。ただし、甲は災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、山梨県教育委員会と別途協議するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、乙の指定避難所等としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(使用許可等)

第11条 本協定に基づき、甲が指定避難所等として利用する場合、乙は、山梨県公有財産事務取扱規則及び行政財産の目的外使用許可事務取扱規則の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は山梨県行政財産使用料条例第5条2号の規定により無償とする。

なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができるものとし、事後に申請書を速やかに提出するものとする。

- 2 前条に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費その他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年同月実績との比較等に基づき、乙が行うものとする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、山梨県災害救助法施行細則(昭和35年規則第4号)別表の第1に定めるところにより甲が負担する。

(指定避難所等の利用の終了等)

第12条 甲は、指定避難所等としての利用を終了する際は原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

- 2 甲の責任に帰すべき事由により乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

また、避難した住民等が乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、甲はその損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

54. 災害時等における山梨県立甲府南高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と山梨県立甲府南高等学校(以下「乙」という。)は、災害時等における避難所及び避難地の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の地域内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、乙が所管する施設及び敷地(以下「乙の施設等」という。)を、甲の地域防災計画及び国民保護計画に基づき指定する避難所及び避難地(以下「指定避難所等」という。)として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定避難所等の利用の開始等)

第2条 災害時等における指定避難所等の設置運営は、甲の責任において行うものとする。

2 指定避難所等としての利用開始の判断は甲が行い、乙の施設等の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由がある場合を除き、乙はこれに協力するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙が緊急な対応が必要と判断した場合は、乙の判断に基づき指定避難所等として利用を開始できるものとする。この場合において、乙はこの事実を速やかに甲に報告するものとする。

4 休日、夜間等、乙の職員の不在時における指定避難所等の開設に備えて、乙は第6条に定める乙の施設等の鍵を甲に貸与するものとし、指定避難所等の設置が必要となった場合には、甲の職員等が解錠する。

なお、甲が保管する乙の施設等の鍵の管理の方法等については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

(指定避難所等運営マニュアルの整備)

第3条 甲は、乙と協議の上、具体的な指定避難所等の運営の手順等を定めた指定避難所等の運営に関するマニュアル(以下「避難所運営マニュアル」という。)を整備するものとする。

2 災害時等における指定避難所等の設置運営については、乙は甲の要請を受け、授業及び業務を妨げない範囲で甲を支援するものとし、乙の職員の具体的な支援内容については、避難所運営マニュアルに示すものとする。

3 甲は、訓練等において不備が判明した等の場合は、乙と協議のうえ適宜見直しを行うものとする。

(職員の派遣等)

第4条 甲は、指定避難所等としての利用にあたり、職員を速やかに乙に派遣し、当該職員が指定避難所等の運営にあたるものとする。

2 乙は、指定避難所等の運営を支援するための職員を予め定めるものとする。

(意思決定の方法等)

第5条 甲は、指定避難所等の運営に関して重要な判断を行う場合は、乙と協議するものとする。

2 甲又は乙の職員の不在時において、予め定められた事項以外に、指定避難所等の運営に関して緊急に意思決定を行う必要が生じた場合は、甲又は乙の在職職員が意思決定し、後に当該決定事項を報告するものとする。

(指定避難所等として利用できる範囲)

第6条 乙の施設等において、指定避難所等として利用できる範囲は、避難所運営マニュアルに定める図面のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は乙の許可を得て前項に定める場所以外の場所についても、指定避難所等として利用することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、第1項に定める範囲以外の範囲についても指定避難所等として利用することができるものとする。

(指定避難所の収容人数)

第7条 指定避難所としての収容人数は、前条第一項に定める範囲のうち、体育館等の延べ床面積を六平方メートルで除して得た数とする。

(指定避難所等の運営訓練等)

第8条 甲は、乙の施設等を利用して行う指定避難所等の運営訓練や関係者の連絡会議を必要に応じて行うものとする。

2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(物資の備蓄等)

第9条 甲は、指定避難所等の管理運営に必要な日常生活用品、食料、医薬品等の物資の備蓄及び調達(以下「物資の備蓄等」という。)に努めるものとし、乙は物資の備蓄等に必要な施設の使用について授業及び業務を妨げない範囲で許可するものとする。

2 甲は、指定避難所等を開設した際には、必要な物資を乙の施設等まで確実に運搬するものとする。

(開設期間等)

第10条 指定避難所等の開設期間は、10日未満とする。ただし、甲は災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、山梨県教育委員会と別途協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、乙の指定避難所等としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(使用許可等)

第11条 本協定に基づき、甲が指定避難所等として利用する場合、乙は、山梨県公有財産事務取扱規則及び行政財産の目的外使用許可事務取扱規則の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は山梨県行政財産使用料条例第5条2号の規定により無償とする。

なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができるものとし、事後に申請書を速やかに提出するものとする。

2 前条に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費その他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年同月実績との比較等に基づき、乙が行うものとする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、山梨県災害救助法施行細則(昭和35年規則第4号)別表の第1に定めるところにより甲が負担する。

(指定避難所等の利用の終了等)

第12条 甲は、指定避難所等としての利用を終了する際は原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

また、避難した住民等が乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、甲はその損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

55. 災害時等における山梨県立甲府東高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と山梨県立甲府東高等学校(以下「乙」という。)は、災害時等における避難所及び避難地の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の地域内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、乙が所管する施設及び敷地(以下「乙の施設等」という。)を、甲の地域防災計画及び国民保護計画に基づき指定する避難所及び避難地(以下「指定避難所等」という。)として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定避難所等の利用の開始等)

第2条 災害時等における指定避難所等の設置運営は、甲の責任において行うものとする。

2 指定避難所等としての利用開始の判断は甲が行い、乙の施設等の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由がある場合を除き、乙はこれに協力するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙が緊急な対応が必要と判断した場合は、乙の判断に基づき指定避難所等として利用を開始できるものとする。この場合において、乙はこの事実を速やかに甲に報告するものとする。

4 休日、夜間等、乙の職員の不在時における指定避難所等の開設に備えて、乙は第6条に定める乙の施設等の鍵を甲に貸与するものとし、指定避難所等の設置が必要となった場合には、甲の職員等が解錠する。

なお、甲が保管する乙の施設等の鍵の管理の方法等については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

(指定避難所等運営マニュアルの整備)

第3条 甲は、乙と協議の上、具体的な指定避難所等の運営の手順等を定めた指定避難所等の運営に関するマニュアル(以下「避難所運営マニュアル」という。)を整備するものとする。

2 災害時等における指定避難所等の設置運営については、乙は甲の要請を受け、授業及び業務を妨げない範囲で甲を支援するものとし、乙の職員の具体的な支援内容については、避難所運営マニュアルに示すものとする。

3 甲は、訓練等において不備が判明した等の場合は、乙と協議のうえ適宜見直しを行うものとする。

(職員の派遣等)

第4条 甲は、指定避難所等としての利用にあたり、職員を速やかに乙に派遣し、当該職員が指定避難所等の運営にあたるものとする。

2 乙は、指定避難所等の運営を支援するための職員を予め定めるものとする。

(意思決定の方法等)

第5条 甲は、指定避難所等の運営に関して重要な判断を行う場合は、乙と協議するものとする。

2 甲又は乙の職員の不在時において、予め定められた事項以外に、指定避難所等の運営に関して緊急に意思決定を行う必要が生じた場合は、甲又は乙の在職職員が意思決定し、後に当該決定事項を報告するものとする。

(指定避難所等として利用できる範囲)

第6条 乙の施設等において、指定避難所等として利用できる範囲は、避難所運営マニュアルに定める図面のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は乙の許可を得て前項に定める場所以外の場所についても、指定避難所等として利用することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、第1項に定める範囲以外の範囲についても指定避難所等として利用することができるものとする。

(指定避難所の収容人数)

第7条 指定避難所としての収容人数は、前条第一項に定める範囲のうち、体育館等の延べ床面積を六平方メートルで除して得た数とする。

(指定避難所等の運営訓練等)

第8条 甲は、乙の施設等を利用して行う指定避難所等の運営訓練や関係者の連絡会議を必要に応じて行うものとする。

2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(物資の備蓄等)

第9条 甲は、指定避難所等の管理運営に必要な日常生活用品、食料、医薬品等の物資の備蓄及び調達(以下「物資の備蓄等」という。)に努めるものとし、乙は物資の備蓄等に必要な施設の使用について授業及び業務を妨げない範囲で許可するものとする。

2 甲は、指定避難所等を開設した際には、必要な物資を乙の施設等まで確実に運搬するものとする。

(開設期間等)

第10条 指定避難所等の開設期間は、10日未満とする。ただし、甲は災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、山梨県教育委員会と別途協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、乙の指定避難所等としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(使用許可等)

第11条 本協定に基づき、甲が指定避難所等として利用する場合、乙は、山梨県公有財産事務取扱規則及び行政財産の目的外使用許可事務取扱規則の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は山梨県行政財産使用料条例第5条2号の規定により無償とする。

なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができるものとし、事後に申請書を速やかに提出するものとする。

2 前条に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費その他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年同月実績との比較等に基づき、乙が行うものとする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、山梨県災害救助法施行細則(昭和35年規則第4号)別表の第1に定めるところにより甲が負担する。

(指定避難所等の利用の終了等)

第12条 甲は、指定避難所等としての利用を終了する際は原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

また、避難した住民等が乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、甲はその損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

56. 災害時等における山梨県立甲府工業高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と山梨県立甲府工業高等学校(以下「乙」という。)は、災害時等における避難所及び避難地の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の地域内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、乙が所管する施設及び敷地(以下「乙の施設等」という。)を、甲の地域防災計画及び国民保護計画に基づき指定する避難所及び避難地(以下「指定避難所等」という。)として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定避難所等の利用の開始等)

第2条 災害時等における指定避難所等の設置運営は、甲の責任において行うものとする。

2 指定避難所等としての利用開始の判断は甲が行い、乙の施設等の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由がある場合を除き、乙はこれに協力するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙が緊急な対応が必要と判断した場合は、乙の判断に基づき指定避難所等として利用を開始できるものとする。この場合において、乙はこの事実を速やかに甲に報告するものとする。

4 休日、夜間等、乙の職員の不在時における指定避難所等の開設に備えて、乙は第6条に定める乙の施設等の鍵を甲に貸与するものとし、指定避難所等の設置が必要となった場合には、甲の職員等が解錠する。

なお、甲が保管する乙の施設等の鍵の管理の方法等については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

(指定避難所等運営マニュアルの整備)

第3条 甲は、乙と協議の上、具体的な指定避難所等の運営の手順等を定めた指定避難所等の運営に関するマニュアル(以下「避難所運営マニュアル」という。)を整備するものとする。

2 災害時等における指定避難所等の設置運営については、乙は甲の要請を受け、授業及び業務を妨げない範囲で甲を支援するものとし、乙の職員の具体的な支援内容については、避難所運営マニュアルに示すものとする。

3 甲は、訓練等において不備が判明した等の場合は、乙と協議のうえ適宜見直しを行うものとする。

(職員の派遣等)

第4条 甲は、指定避難所等としての利用にあたり、職員を速やかに乙に派遣し、当該職員が指定避難所等の運営にあたるものとする。

2 乙は、指定避難所等の運営を支援するための職員を予め定めるものとする。

(意思決定の方法等)

第5条 甲は、指定避難所等の運営に関して重要な判断を行う場合は、乙と協議するものとする。

2 甲又は乙の職員の不在時において、予め定められた事項以外に、指定避難所等の運営に関して緊急に意思決定を行う必要が生じた場合は、甲又は乙の在職職員が意思決定し、後に当該決定事項を報告するものとする。

(指定避難所等として利用できる範囲)

第6条 乙の施設等において、指定避難所等として利用できる範囲は、避難所運営マニュアルに定める図面のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は乙の許可を得て前項に定める場所以外の場所についても、指定避難所等として利用することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、第1項に定める範囲以外の範囲についても指定避難所等として利用することができるものとする。

(指定避難所の収容人数)

第7条 指定避難所としての収容人数は、前条第一項に定める範囲のうち、体育館等の延べ床面積を六平方メートルで除して得た数とする。

(指定避難所等の運営訓練等)

第8条 甲は、乙の施設等を利用して行う指定避難所等の運営訓練や関係者の連絡会議を必要に応じて行うものとする。

2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(物資の備蓄等)

第9条 甲は、指定避難所等の管理運営に必要な日常生活用品、食料、医薬品等の物資の備蓄及び調達(以下「物資の備蓄等」という。)に努めるものとし、乙は物資の備蓄等に必要な施設の使用について授業及び業務を妨げない範囲で許可するものとする。

2 甲は、指定避難所等を開設した際には、必要な物資を乙の施設等まで確実に運搬するものとする。

(開設期間等)

第10条 指定避難所等の開設期間は、10日未満とする。ただし、甲は災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、山梨県教育委員会と別途協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、乙の指定避難所等としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(使用許可等)

第11条 本協定に基づき、甲が指定避難所等として利用する場合、乙は、山梨県公有財産事務取扱規則及び行政財産の目的外使用許可事務取扱規則の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は山梨県行政財産使用料条例第5条2号の規定により無償とする。

なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができるものとし、事後に申請書を速やかに提出するものとする。

2 前条に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費その他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年同月実績との比較等に基づき、乙が行うものとする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、山梨県災害救助法施行細則(昭和35年規則第4号)別表の第1に定めるところにより甲が負担する。

(指定避難所等の利用の終了等)

第12条 甲は、指定避難所等としての利用を終了する際は原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

また、避難した住民等が乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、甲はその損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

57. 災害時等における山梨県立甲府城西高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と山梨県立甲府城西高等学校(以下「乙」という。)は、災害時等における避難所及び避難地の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の地域内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、乙が所管する施設及び敷地(以下「乙の施設等」という。)を、甲の地域防災計画及び国民保護計画に基づき指定する避難所及び避難地(以下「指定避難所等」という。)として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定避難所等の利用の開始等)

第2条 災害時等における指定避難所等の設置運営は、甲の責任において行うものとする。

2 指定避難所等としての利用開始の判断は甲が行い、乙の施設等の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由がある場合を除き、乙はこれに協力するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙が緊急な対応が必要と判断した場合は、乙の判断に基づき指定避難所等として利用を開始できるものとする。この場合において、乙はこの事実を速やかに甲に報告するものとする。

4 休日、夜間等、乙の職員の不在時における指定避難所等の開設に備えて、乙は第6条に定める乙の施設等の鍵を甲に貸与するものとし、指定避難所等の設置が必要となった場合には、甲の職員等が解錠する。

なお、甲が保管する乙の施設等の鍵の管理の方法等については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

(指定避難所等運営マニュアルの整備)

第3条 甲は、乙と協議の上、具体的な指定避難所等の運営の手順等を定めた指定避難所等の運営に関するマニュアル(以下「避難所運営マニュアル」という。)を整備するものとする。

2 災害時等における指定避難所等の設置運営については、乙は甲の要請を受け、授業及び業務を妨げない範囲で甲を支援するものとし、乙の職員の具体的な支援内容については、避難所運営マニュアルに示すものとする。

3 甲は、訓練等において不備が判明した等の場合は、乙と協議のうえ適宜見直しを行うものとする。

(職員の派遣等)

第4条 甲は、指定避難所等としての利用にあたり、職員を速やかに乙に派遣し、当該職員が指定避難所等の運営にあたるものとする。

2 乙は、指定避難所等の運営を支援するための職員を予め定めるものとする。

(意思決定の方法等)

第5条 甲は、指定避難所等の運営に関して重要な判断を行う場合は、乙と協議するものとする。

2 甲又は乙の職員の不在時において、予め定められた事項以外に、指定避難所等の運営に関して緊急に意思決定を行う必要が生じた場合は、甲又は乙の在職職員が意思決定し、後に当該決定事項を報告するものとする。

(指定避難所等として利用できる範囲)

第6条 乙の施設等において、指定避難所等として利用できる範囲は、避難所運営マニュアルに定める図面のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は乙の許可を得て前項に定める場所以外の場所についても、指定避難所等として利用することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、第1項に定める範囲以外の範囲についても指定避難所等として利用することができるものとする。

(指定避難所の収容人数)

第7条 指定避難所としての収容人数は、前条第一項に定める範囲のうち、体育館等の延べ床面積を六平方メートルで除して得た数とする。

(指定避難所等の運営訓練等)

第8条 甲は、乙の施設等を利用して行う指定避難所等の運営訓練や関係者の連絡会議を必要に応じて行うものとする。

2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(物資の備蓄等)

第9条 甲は、指定避難所等の管理運営に必要な日常生活用品、食料、医薬品等の物資の備蓄及び調達(以下「物資の備蓄等」という。)に努めるものとし、乙は物資の備蓄等に必要な施設の使用について授業及び業務を妨げない範囲で許可するものとする。

2 甲は、指定避難所等を開設した際には、必要な物資を乙の施設等まで確実に運搬するものとする。

(開設期間等)

第10条 指定避難所等の開設期間は、10日未満とする。ただし、甲は災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、山梨県教育委員会と別途協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、乙の指定避難所等としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(使用許可等)

第11条 本協定に基づき、甲が指定避難所等として利用する場合、乙は、山梨県公有財産事務取扱規則及び行政財産の目的外使用許可事務取扱規則の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は山梨県行政財産使用料条例第5条2号の規定により無償とする。

なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができるものとし、事後に申請書を速やかに提出するものとする。

2 前条に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費その他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年同月実績との比較等に基づき、乙が行うものとする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、山梨県災害救助法施行細則(昭和35年規則第4号)別表の第1に定めるところにより甲が負担する。

(指定避難所等の利用の終了等)

第12条 甲は、指定避難所等としての利用を終了する際は原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

また、避難した住民等が乙の施設等及び乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、甲はその損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

59. 災害時における応急活動の支援に関する協定書

地建工業株式会社(以下「甲」という。)、大里地区自治会連合会(以下「乙」という。))及び甲府市(以下「丙」という。))は、災害時における応急活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害対策基本法第7条第2項及び甲府市地域防災計画に基づく方針を基本理念として、乙及び丙が行う災害時の応急活動に対する甲の支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、甲は甲の業務に支障のない範囲で乙に対して別表1に掲げる支援を行うものとする。なお、別表1に掲げる支援内容については、その都度甲乙及び丙において合意のうえ変更することができる。

(連絡担当者)

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項で規定する連絡担当者を定めた場合及び変更があった場合は、別表2によりその都度相互に通知するものとする。

(要請)

第4条 乙は、災害時において、第2条に基づく甲の支援が必要なときは、前条に基づき別途定める乙の連絡担当者(以下「乙の連絡担当者」という。))から、同条に基づき別途定める甲の連絡担当者(以下「甲の連絡担当者」という。))に対し、口頭で要請するものとする。

(受入体制)

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の施設、敷地及び設備等(以下「施設等」という。))の提供を受けるときは、甲に使用可否及び使用範囲等を確認し、その旨を第3条に基づき別途定める丙の連絡担当者に伝えるものとする。

2 乙は、甲の施設等の提供を受けるときは、甲の運営方法に従い、その管理に責任を負うものとする。

(指定避難所との連携等)

第6条 乙は、甲の施設等を使用するときは、丙が指定する大里地区内の避難所(以下「指定避難所」という。))を通じ、避難住民の安否等の情報を丙に伝達するとともに、指定避難所と連携して避難住民の安全確保に努めるものとする。

2 丙は、指定避難所を拠点とし、乙の住民の安全確保のために必要な支援を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条に基づく協力に関する費用は、無償とする。

(免責)

第8条 甲及び丙は、災害時乙の住民の避難途上及び甲の施設等の使用時に生じた事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

(原状回復)

第9条 乙は、本協定に基づく甲の施設等の提供期間が満了したときは、速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協定の解除)

第11条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

(協議)

第12条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

別表省略

60. 災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書

甲府市(以下「甲」という。)と認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の管内において災害時における被災者の捜索活動(以下「捜索活動」という。)を円滑に実施するための災害救助犬及び甲が指定する避難所や福祉施設(以下「避難所等」という。)における被災者の心のケア(以下「ケア」という。)を図るためのセラピードッグの出動に関し、必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、前条の目的のため捜索活動又はケアが必要であると認めるときは、乙に対して災害救助犬又はセラピードッグの出動を要請できるものとする。

2 前項の要請は、口頭により行うものとし、甲は、乙に対し事後に様式1を送付するものとする。

(業務等の決定)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な事由がない限りこれを受諾し、速やかに災害救助犬又はセラピードッグを出動させるものとする。この場合において、出動する災害救助犬又はセラピードッグの出動頭数及び出動人員は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 乙は、前条の要請を受諾し出動を決定したときは、甲に対し口頭により連絡し、事後に様式2を送付するものとする。

(業務等の実施)

第4条 乙は、捜索活動に出動した場合において、甲が指定する災害現場の指揮者の指示に従い、活動を行うものとする。

2 乙は、ケアに出動した場合においては、甲の職員及び甲が指定する避難所等の施設管理者の指示に従い、活動を行うものとする。

(捜索活動中の調整)

第5条 乙は、甲の行う捜索活動が円滑に行えるよう、甲が指定する現場指揮者の指示に基づき、可能な範囲で乙以外の災害救助犬団体の調整活動に努めるものとする。

(業務等の終了)

第6条 この協定の要請に基づく業務等は、次に掲げる場合に終了するものとする。

(1) 甲が指定する災害現場の指揮者が捜索活動の終了を告げたとき

(2) 災害救助犬による捜索活動の続行が不可能と判断できるとき

(3) 甲が指定する避難所等の施設管理者によりケアが満たされたものと判断されたとき

2 乙は、活動を終了したときは、速やかに甲に対して様式3により報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条の規定に基づく出動に要する費用は、甲の負担とする。

2 出動に要する費用は、旅費(甲府市旅費支給条例等に基づき算出した額を上限とする。)、燃料費及び高速道路等通行料とする。

3 前項の費用の請求は、様式3に領収書等を添付して行うものとする。

(訓練の参加)

第8条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行えるよう、甲が行う訓練の参加に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

様式省略